

第1回小金井市児童発達支援センター運営協議会 次第

- 議題1 会長及び副会長の互選について
- 議題2 新型コロナウイルス感染症の影響について
- 議題3 令和2年7月までの実績報告
- 議題4 業務評価報告書（令和元年度）について
- 議題5 巡回相談事業について
- 議題6 令和2年度講演会・研修会について
- 議題7 今後の開催日程について
- 議題8 指定管理者の更新について

☆資料☆

- (1) 次第（本状）
- (2) 委嘱状
- (3) 小金井市児童発達支援センター運営協議会委員名簿
- (4) 小金井市児童発達支援センター「きらり」事業概要
- (5) 第4期小金井市児童発達支援センター運営協議会の会長及び副会長の選出について
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響について（令和2年7月現在）
- (7) 令和2年7月までの実績報告
- (8) 小金井市児童発達支援センター業務評価報告書（令和元年度）
- (9) きらきらサポート2019（令和元年度巡回相談報告書）
- (10) 2020年度きらきらサポート（巡回相談）について
- (11) 令和2年度講演会・研修会について
- (12) 令和2年度運営協議会開催予定
- (13) 小金井市児童発達支援センターの指定管理者の更新について
- (14) 参考 小金井市児童発達支援センター運営協議会規則
- (15) 参考 小金井市児童発達支援センター事業詳細計画

小金井市児童発達支援センター運営協議会委員名簿

氏名	選出区分	所属	任期
亀井 瞳	市民公募	市民公募	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
宮崎 笑美子		市民公募	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
遠山 敬子		市民公募	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
五味渕 裕子	市内関係団体	小金井市障害者地域自立生活支援センター	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
佐々木 由佳		朋愛幼稚園長（民間幼稚園長会）	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
吉見 絵里		小金井なないろ保育園長（民間保育園長会）	令和2年8月1日から 令和4年3月31日まで
宇田川 麻里		たけのこ会代表	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
國松 利津子	学識経験者	東京都立小金井特別支援学校長	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
小川 順弘		モンゴル・マルガド大学名誉教授、 明星大学及び文京学院大学兼任講師	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
不破 淳一	関係行政機関	市立東小学校長	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
秋葉 美苗子		子ども家庭支援センター長	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
田村 忍		教育委員会指導室指導主事	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで

※敬称略

小金井市児童発達支援センター「きらり」 事業概要

- 開設：平成25年10月
- 運営形態：指定管理者制度
- 指定管理者：社会福祉法人 雲柱社



事業の内容

児童福祉法 (法内事業)

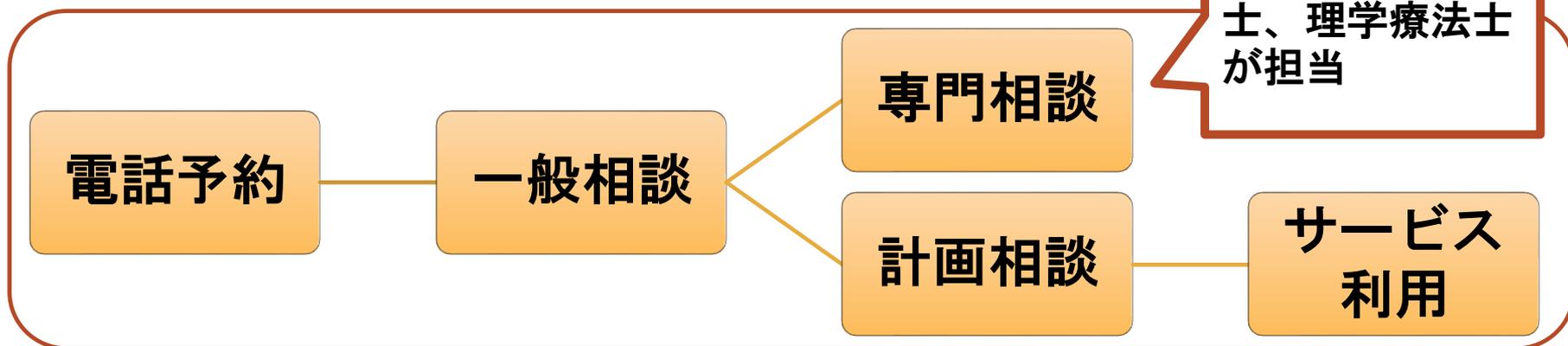
- 相談支援事業（計画相談）
- 児童発達支援事業
- 放課後等デイサービス事業
- 保育所等訪問支援事業

市独自事業 (法外事業)

- 相談支援事業（一般相談、専門相談）
- 外来訓練事業
- 親子通園事業
- 巡回相談事業
- 講演会・研修会の開催等

相談支援事業

- 対象：18未満の児童及びその保護者
- 利用料：無料



児童発達支援事業（ピノキオ）

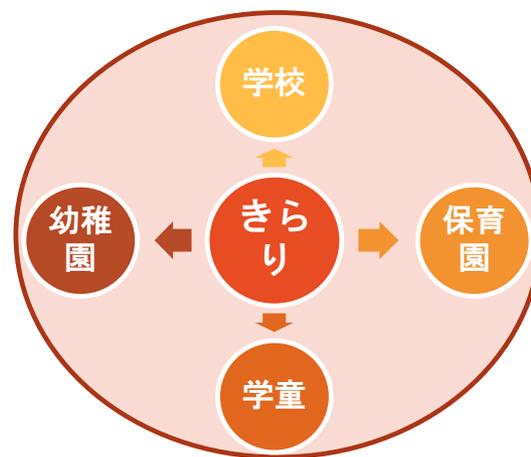
- 日時：月～金曜 午前9時30分～午後2時
- 対象：2歳～就学前の児童
- 定員：21名
- 利用者負担金あり
- 目的：基本的な生活習慣の自立を図り、社会への適応を促す。
- 送迎あり

放課後等デイサービス事業

- 日時：月～金曜 午後2時～午後6時
- 対象：6歳～12歳の学齢期の児童
- 定員：1日10名
- 利用者負担金あり
- 目的：必要な支援や居場所を確保することで、
本人の生活能力向上や自立を促す。
- 送迎なし

保育所等訪問支援事業

- 日時：随時
- 対象：18歳未満の児童
- 利用者負担金あり
- 目的：保護者の要望に応じ、心理士等が保育所等（保育園、幼稚園、学校など）に訪問し、当該児童が集団生活に適応できるよう、訪問先への支援を実施する。



外来訓練事業

- 日時：月～金曜（1名につき月3回）
 - ・ 個別訓練 午前9時～午後3時のうち1時間
 - ・ グループ訓練 午前10時～午前11時30分
- 対象：2歳～就学前の児童
- 利用料金：1回1,000円
- 目的：主に保育施設及び幼稚園に籍を置く児童を対象に、相談部門の見立てに基づき、専門的な訓練を提供する。

親子通園事業

- 日時：火・木 午前10時～午前11時30分
（年度途中に増枠あり）
- 対象：2歳未満の児童とその保護者
- 利用料金：無料
- 目的：相談部門の見立てに基づいた小グループによるプログラム（遊び）を通して、幼児の状況、集団での状態を観察すると共に、保護者に対し幼児との関わり方や遊び方を知ってもらえるよう支援する。

巡回相談支援事業

- 施設の要請に応じ、きらり所属の心理士等が、市内の学童保育所・民間保育施設等に出向き、心身の発達において特別な配慮が必要な児童を受け持つ職員への支援をおこなっている。
- 民間保育施設等へは、令和元年度より実施し、現在試行実施となっている。

講演会・研修会の開催

- **対象者：一般市民、市内の支援者、きらりの保護者**
- **開催回数**
 - ・ **一般市民向け講演会 年2回**
 - ・ **市内の支援者向け研修会 年2回**
 - ・ **きらりの保護者向け学習会 年3回**

講演会・研修会の開催②

ペアレントトレーニング講座

- 目的：児童の上手なほめ方、指示の出し方及び困った行動への対応方法などを保護者が学び、実践できるように講義並びにロールプレイ等を用いてグループで学ぶ。
- 対象：発達障がいがある、又は疑われる児童(4～10歳)の保護者
- 参加費：無料
- 参加者数：1講座6名程度
- 職員体制：ファシリテータ1名（心理士）、補助・記録1名
- 開催回数：年2～3講座

第4期小金井市児童発達支援センター運営協議会の 会長及び副会長の選出について

小金井市児童発達支援センター運営協議会では、各期第1回目の会議の際に、会長及び副会長を選出しており、本来であれば各委員にご出席いただき、互選を行い決定するところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策のため、今回の会議につきましては書面開催となりましたことから、従前どおりの選出が困難な状況です。

事務局といたしましては、会長職につきましては学識経験者の小川 順弘委員、副会長職につきましては都立小金井特別支援学校長の國松 利津子委員が適任かと考えております。

委員の皆様より本件についてご意見を頂戴したく存じます。

令和2年8月

新型コロナウイルス感染症の影響について（令和2年7月現在）

◎3月より、感染拡大防止のため、行事等の中止や縮小、延期を行っている（現在も継続）。

◎感染拡大防止のための衛生管理、課題設定、部屋の使い方等を見直した。

◎東京都への緊急事態宣言を受け、4月15日より以下の対応を行った。

- ・通園 →縮小（5月下旬から6月中旬にかけて段階的に通常に）
- ・放課後等デイサービス →縮小（5月下旬から6月中旬にかけて段階的に通常に）
- ・外来訓練、親子通園 →休止（6月1日より再開）
- ・相談事業 →計画相談は4・5月は電話にて通常件数実施。6月より通常実施。
一般相談、専門相談は電話または来所にて対応。6月より通常実施。

◎多くの保護者は不安ながらも、子どもの療育、訓練の場が必要と考え、利用されている。

◎感染拡大が続く中、感染への不安から、利用を辞退される方や欠席が続いている方がいる。

◎感染拡大が続く中、職員も気を引き締めながら勤務に当たっている。特に周囲に感染させることへの不安が大きい。

◎引き続き、健康観察、手洗い、換気、消毒等の感染拡大防止に努める。

児童発達支援センター運営協議会への実績報告

令和2年7月31日現在

	令和2年										令和3年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
①相談支援事業（一般）	3件	5件	17件	15件									40件	
②相談支援事業（専門）	30件	36件	53件	72件									191件	
③相談支援事業（☎）	138件	206件	179件	178件									701件	

	令和2年										令和3年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
④児童発達支援事業	22人	22人	22人	22人									-	
⑤放課後等デイサービス	50人	50人	50人	50人									-	
⑥保育所等訪問支援事業	0人	0人	1人	0人									0人	
回数	0回	0回	1回	0回									1回	
⑦親子通園事業	15人	15人	15人	25人									-	
回数	0回	0回	6回	9回									15回	
⑧外来訓練事業	124人	123人	122人	133人									-	
回数	38回	0回	260回	242回									540回	
⑨巡回相談事業	-	-	-	-									0回	
その他（4～7月実施事業）	コロナ縮小・休止期間に「おうちですぐす生活のヒント」を作成し配布。													

各事業の報告内容について

①相談支援事業（一般）	新規の相談の方が対象
②相談支援事業（専門）	継続相談の方が対象。計画相談等も含まれる。
③相談支援事業（☎）	相談者、関係機関等との電話での相談。一般相談予約受付を含む。専門相談予約受付は含まない。
④児童発達支援事業	登録者数
⑤放課後等デイサービス	登録者数
⑥保育所等訪問支援事業	登録者数及び実施回数
⑦親子通園事業	登録者数
⑧外来訓練事業	登録者数及び実施回数
⑨巡回相談事業	巡回訪問実施回数（令和元年度から2年間試行実施）

小金井市児童発達支援センター きらり 業務評価報告書（令和元年度）



小金井市児童発達支援センター運営協議会 編

令和2年3月

目次

1	運営協議会の目的	1
2	運営協議会の協議内容	2
3	事業と業務評価	3
4	委員による業務評価結果	5
5	利用者アンケート（外来訓練事業・親子通園事業）	17
6	経年比較	23
7	課題の整理	33
8	総括	34

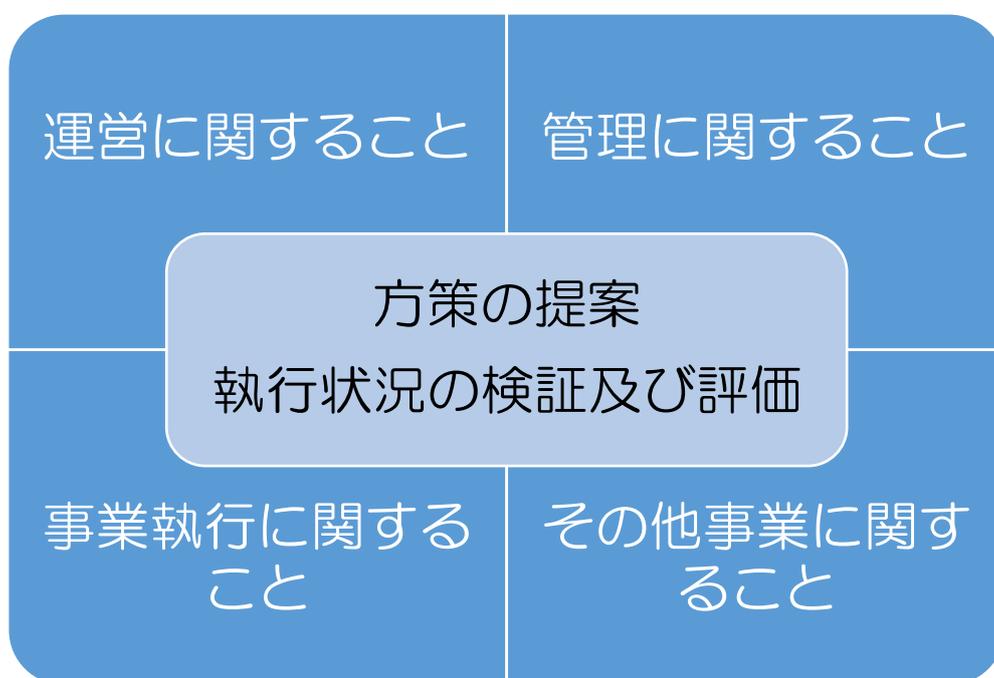
参考資料

小金井市児童発達支援センター運営協議会規則	36
小金井市児童発達支援センター運営協議会委員名簿	37
令和元年度講演会・研修会開催実績	38
令和元年度利用実績一覧	39

1 運営協議会の目的

小金井市児童発達支援センター「きらり」の運営について、利用者及び関係者の意見を反映し、事業運営の適正化を目的として、小金井市児童発達支援センター運営協議会を設置しています。

協議会の所掌事項



協議会の委員構成

単位：人

センター利用者の保護者	3
市内関係団体代表	4
学識経験者	2
関係行政機関の職員	3

2 運営協議会の協議内容

回	開催日	協議内容
5	令和1年5月14日	1 開会 2 委嘱状の交付 3 委員・事務局紹介 4 平成31年4月までの実績報告 5 事務局からの報告事項 (1) 幼児教育の無償化 (2) 業務評価報告書(平成30年度) (3) 研修会・講演会 6 巡回相談事業について 7 今後の開催日程について 8 その他 9 閉会
6	令和1年8月20日	1 開会 2 令和元年7月までの実績報告 3 事務局からの報告事項 (1) 外来訓練事業 (2) 幼児教育の無償化 (3) 巡回相談 4 今後の開催日程について 5 その他 6 閉会
7	令和1年11月5日	1 開会 2 令和元年10月までの実績報告 3 事務局からの報告事項 (1) 運営協議会委員による事業評価について (2) 小金井市児童発達支援事業等保護者等補助金の創設について (3) センターの臨時休館について (4) 巡回相談中間報告 4 今後の開催日程について 5 その他 6 閉会
8	令和2年2月4日	1 開会 2 令和2年1月までの実績報告 3 事務局からの報告事項 (1) 業務評価報告書(令和元年度)について (2) 令和元年度第三者評価結果について (3) 巡回相談中間報告 4 その他 5 閉会

3 事業と業務評価

(1) きらりで実施している事業

相談支援事業

- ・「きらり」を利用する際の入り口です。保護者の希望、児童の状況を考えて、次の支援につなげます。また、専門的な相談が必要な児童には専門相談を実施します。

児童発達支援事業

- ・保護者と離れ、日常生活に必要な基本的な生活習慣の自立を図り、社会への適応を促す療育を行います。週5日の通園事業です。

放課後等デイサービス事業

- ・小学校に在籍する児童に対し、放課後の時間を利用して、必要な支援や居場所を確保することで、生活能力向上や自立を促します。

保育所等訪問支援事業

- ・保護者からの要望に応じて施設へ訪問し、児童が集団生活に適応できるよう、支援していきます。

外来訓練事業

- ・保育施設や幼稚園に籍を置く児童に対し、専門的な訓練を提供し、自立や社会への適応力を促します。

親子通園事業

- ・幼児との関わり方や遊びを通して、保護者に適切な幼児との関わり方の習得を促します。

(2) 業務評価について

年に1回運営協議会委員がきらりに訪問し、見学及びヒアリングを行ったうえで、業務内容についての評価を行う。

(3) 評価する事業

児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、外来訓練事業、親子通園事業

(4) 評価方法

以下の評価項目について、5段階の基準により評価を行う。

<評価項目>

1	職員は熱心に業務に取り組んでいるか？
2	子どもたちは楽しく事業を受けられているか？
3	事業計画に沿った運営がされているか？
4	清潔に保たれているか？
5	事故の無いように配慮されているか？
6	事業内容を十分理解しているか？
7	質問に明確に答えられているか？
8	働きやすい現場となっているか？
9	児童だけでなく保護者等への配慮はされているか？
10	総合評価

※6～9は職員へのヒアリングを実施

<評価基準>

十分である
概ね十分である
どちらともいえない
やや不十分である
不十分である

※評価理由について記載がある場合は併せて掲載している

4 委員による業務評価結果

児童発達支援事業 (評価者数 6人)

1 職員は熱心に業務に取り組んでいるか？

評価理由

十分である	6
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

- ・子どもが1人でできるよう待っていた。職員同士で連携。シールを活用し、言葉をうまく使えない子への配慮がある。
- ・熱心に取り組んでいる。
- ・個々のお子さんのペースや課題を職員同士で情報共有して、取り組みされていると思います。
- ・とても一生懸命面倒を見てもらっている。

2 子どもたちは楽しく事業を受けられているか？

評価理由

十分である	5
概ね十分である	1
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

- ・楽しそうに参加している。子ども一人ひとりのペースに合わせた取り組みが工夫されている。
- ・表情が良く、楽しそう。
- ・職員さんが多いので、個別に見てもらっていると思います。
- ・我が子は楽しくて行きたくない日はない。

3 事業計画に沿った運営がされているか？

評価理由

十分である	5
概ね十分である	
どちらともいえない	1
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

- ・特別支援学校との連携がなされている。
- ・されていると思う。
- ・そう思います。

どちらともいえない

- ・詳しくまでは分からないので、この評価です。

4 清潔に保たれているか？

評価理由

十分である	6
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

- ・粘土の後、手をきれいに洗っている。床に落ちた粘土もすぐ拾い片付けされている。
- ・掃除が行き届いている。
- ・特に問題なし

5 事故の無いように配慮されているか？

評価理由

十分である	6
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・子どもたちの荷物がしっかり整頓されている。滑り台での安全配慮もなされている。
 ・整理整頓されている。
 ・特に問題なし

6 事業内容を十分理解しているか？

評価理由

十分である	6
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・理解している

7 質問に明確に答えられているか？

評価理由

十分である	5
概ね十分である	
どちらともいえない	1
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・答えられている。

8 働きやすい現場となっているか？

評価理由

十分である	3
概ね十分である	3
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・特に問題なし

概ね十分である

・子育てしながらも融通がきいて、休みやすい。言える環境になっている。

9 児童だけでなく保護者等への配慮はされているか？

評価理由

十分である	6
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・配慮されていると思います。
・連絡帳や日々のやりとりで様々な点で迅速に相談していただいている。

10 総合評価

評価理由

十分である	6
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・子どもたちの表情が良く、前向きに療育に参加している。
・素晴らしいと思います。

その他（自由意見）

・一人ひとりの課題や個性に合わせて、職員さんがきめ細やかな対応をなさっていると思います。視覚をつかって、マジックテープの絵や写真などとても良いと思いました。
・子どもたちの発達に合わせて、絵カードも子ども一人ひとり違ったものを用意する等、とても丁寧に対応されていた。就学前には、年中の頃から想定される学校見学を保護者の方に促す等、計画的な支援がされていて感心した。
・子どもの人数に対し職員数が手厚い。周囲に気配り目配りしながら、遊びを促していました。
・職員の人数多く、手厚い。保護者も安心して通わせている。子どもの成長もあり、先生方のわきあいあいとしたところを見ると、良い環境と見れる。

放課後等デイサービス (評価者数 5人)

1 職員は熱心に業務に取り組んでいるか？

評価理由

十分である	4
概ね十分である	1
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・子どもの興味・関心を高めようとしていた。教具も豊富である。
 ・スケジュール通りうまく進まなそうなところでも、臨機応変に言葉かけを工夫して活動に誘い込めていた。
 ・どの子どもたちにも気を配り、対応されていました。

概ね十分である

・名前の呼び方が気になりました。

2 子どもたちは楽しく事業を受けられているか？

評価理由

十分である	3
概ね十分である	2
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・子どもたちが楽しそうに活発に発信していた。

概ね十分である

・とても楽しく過ごしている。
 ・なかなかみんなの中に入れない子どももいた。色々なはたらきかけが見られたが、様々な事情もあるだろうから難しい。

3 事業計画に沿った運営がされているか？

評価理由

十分である	4
概ね十分である	1
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・計画との整合がなされていた。

概ね十分である

・人手は十分である。

4 清潔に保たれているか？

評価理由

十分である	4
概ね十分である	1
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・衛生的で明るい施設である。

概ね十分である

・全体がきれいに清掃されている。

5 事故の無いように配慮されているか？

評価理由

十分である	3
概ね十分である	2
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・施設面・職員の意識面からも配慮が伺えた。

概ね十分である

・アレルギー確認は。
 ・ろうかでの風船バレーは窓ガラスと狭さの点からやや心配である。
 机・椅子の配置は事故にならないよう配慮されていた。

6 事業内容を十分理解しているか？

評価理由

十分である	5
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・的確な説明が行われていた。
 ・事業内容については説明できている。

7 質問に明確に答えられているか？

評価理由

十分である	5
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・とっさの質問にも対応できていた。
 ・質問に答えられている。

8 働きやすい現場となっているか？

評価理由

十分である	1
概ね十分である	3
どちらともいえない	1
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

概ね十分である

・現在の状況の中では誠実に対応できている。施設はフラットで安定した印象である。
 ・場所が狭い。みんなで話しやすい場が欲しい。

9 児童だけでなく保護者等への配慮はされているか？

評価理由

十分である	5
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に寄り添う姿勢で対応できている。 ・保護者の心情を理解した対応をしている。
--

10 総合評価

評価理由

十分である	5
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

<ul style="list-style-type: none"> ・上記の理由を総合的に判断した。
--

その他（自由意見）

<ul style="list-style-type: none"> ・学校との情報共有等の連携をさらに推進していく必要性を強く感じた。学校の教員に「きらり」についての理解を促すことも課題である。 ・子どもたちは生き生きと元気よく過ごせていた。学校や家庭とは異なる環境で社会性や自己理解が進むと良いと思う。

外来訓練事業

(評価者数 6人)

1 職員は熱心に業務に取り組んでいるか？

評価理由

十分である

十分である	6
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

- ・専門の職員さんが熱心に取り組まれています。
- ・熱心だと思う。
- ・専門の療法士が、おもちゃなどを使い興味を持たせている。コミュニケーション指導は、全職員で行っている。

2 子どもたちは楽しく事業を受けられているか？

評価理由

十分である

十分である	6
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

- ・熱心に訓練を受けていました。
- ・問題なし
- ・表情が良い。楽しそう。
- ・子どもが終わるのが嫌だと言っている。表情が良い。

3 事業計画に沿った運営がされているか？

評価理由

十分である

十分である	5
概ね十分である	
どちらともいえない	1
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

- ・そう思います。
- ・されていると思う。

4 清潔に保たれているか？

評価理由

十分である

十分である	6
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

- ・問題なし
- ・保たれている。
- ・清潔にされている。

5 事故の無いように配慮されているか？

評価理由

十分である	6
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・問題なし
 ・配慮されている。
 ・マットなど、危険回避手段あり。付き添いの子どもは、一緒に遊ばせないようにした。

6 事業内容を十分理解しているか？

評価理由

十分である	5
概ね十分である	
どちらともいえない	1
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・問題なし

どちらともいえない

・詳細が分からずでこの評価です。

7 質問に明確に答えられているか？

評価理由

十分である	5
概ね十分である	
どちらともいえない	1
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・問題なし

8 働きやすい現場となっているか？

評価理由

十分である	4
概ね十分である	2
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・問題なし

概ね十分である

・職員室が狭い。書類の事務作業があるため、ミーティングもやりづらい。冬を越すのが辛いくらい、廊下が寒い。相談室が狭い、少ない。防音設備がもっと欲しい。

9 児童だけでなく保護者等への配慮はされているか？

評価理由

十分である	6
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・配慮されていると思います。

10 総合評価

評価理由

十分である	5
概ね十分である	1
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・素晴らしいと思います。
 ・恵まれた環境で療育を受けられていると感じる。

その他（自由意見）

・毎年、廊下が寒いと何人もの方がおっしゃっていて、本当に大事な課題と感じた。後付けの冷暖房が必要なのではないか。
 ・施設内の設備について説明を受け、発達支援を受ける子どもたちのことを考えたつくりであることを知った。
 ・刺激のない環境設定や、保護者の方と話をする場と、子ども達が遊べる場とを一部屋で分ける空間づくりの工夫等きめ細やかな対応が見られた。体を使った作業療法士による訓練の場所も、遊具が整えられていて、とても良いと感じた。
 ・OTの教室を見学させていただきましたが、高価な感覚統合に良い遊具が沢山あり、素晴らしいと思いました。1回1,000円で受けられるのは良いと思います。

親子通園事業

(評価者数 4人)

1 職員は熱心に業務に取り組んでいるか？

評価理由

十分である

十分である	4
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

<ul style="list-style-type: none">・熱心に見えた。・表情が良い。笑顔。

2 子どもたちは楽しく事業を受けられているか？

評価理由

十分である

十分である	4
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

<ul style="list-style-type: none">・とても楽しそうに見えた。

3 事業計画に沿った運営がされているか？

評価理由

十分である

十分である	3
概ね十分である	
どちらともいえない	1
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

<ul style="list-style-type: none">・されていると思う。
--

4 清潔に保たれているか？

評価理由

十分である

十分である	4
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

<ul style="list-style-type: none">・部屋の中がすっきりとしている。・保たれていると思う。・清潔な空間。
--

5 事故の無いように配慮されているか？

評価理由

十分である	4
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・配慮されていると思う。

6 事業内容を十分理解しているか？

評価理由

十分である	3
概ね十分である	
どちらともいえない	1
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・赤ちゃんから子どもになり、不安を保護者が持つ。子どもとどう接触するかをサポート。

7 質問に明確に答えられているか？

評価理由

十分である	4
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・どの質問にも明確に答えられていて、分かりやすく信頼できた。

8 働きやすい現場となっているか？

評価理由

十分である	2
概ね十分である	2
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

概ね十分である

・廊下が寒いとの意見が毎年出ている。後付けの暖房が付けられるのであればお願いしたい。
・働きにくい職場ではない。休めない職場で、サポート関係はある。

9 児童だけでなく保護者等への配慮はされているか？

評価理由

十分である	4
概ね十分である	
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・職員と保護者が話す時間もありません。保護者の方は安心して思
います。
・参加する保護者の表情が良い。

10 総合評価

評価理由

十分である	3
概ね十分である	1
どちらともいえない	
やや不十分である	
不十分である	
未記入	

十分である

・かなりきちんと事業として軌道に乗ったのだと思いました。クラス
によるのかもしれないが、親子とも表情が良く充実した時間を過ごし
ているように見えた。

その他（自由意見）

・職員室が狭くひしめき合っていた。女性同士でも狭そうに仕事するのも大変だと思った。先
生方が工夫されているのだろうが、その中でよく見ていただき、先生方への感謝と大変さを感じ
た。
・入口に職員の名前と顔写真入りのポスターが貼られていて良いと思います。
・保護者同士の情報共有。個人情報の面から、写真は基本的に撮らない。

5 利用者アンケート（外来訓練事業・親子通園事業）

外来訓練事業

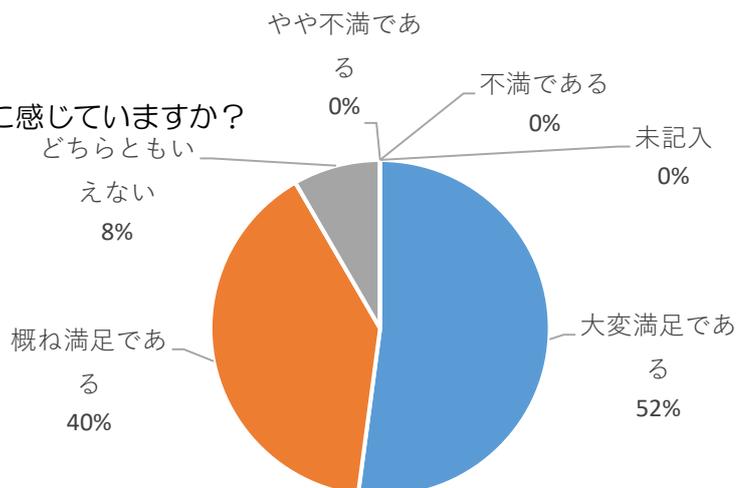
1 提供しているサービス内容についてどのように感じていますか？

大変満足である	25
概ね満足である	19
どちらともいえない	4
やや不満である	0
不満である	0
未記入	0
合計	48

【評価理由】

大変満足である

- ・子供の様子をしっかりと見てフォローしてくれている。幼稚園や入学に向けてのアドバイスもあり、満足しています。
- ・何より子供がとても楽しみにしています。母親の私にも、子供に対しても、とても丁寧に接して下さること。本当に子供のことを良く見て下さり、子供が楽しく学べるように、きっと一人一人に合ったアプローチをして下さっているんだろうなと思います。毎回そう感じています。（子どもの成長を強く感じる事ができ、嬉しいです。通って良かったと、心から思っています。）
- ・きらりに通うことになって、子供は着々と確実に、自信をつけて、色々なバランス感覚を身につけるようになりました。又、母親に向けてのセミナーや個別相談なども、大変助かっています。
- ・とても発音が良くなり、成長を感じています。
- ・細かい所まで、いろいろ相談に乗ってもらえた。
- ・担当の先生を、子供が信頼し、親も信頼している。
- ・幼稚園も並行して始まったので、生活リズムもついて良かったです。話も聞いてもらえる。
- ・現在してもらっている様々なプログラムがどんな意味、対策があるのか一つ一つでなくても、教えてもらえるありがたい。なかなか話す時間も少ないので、書面でもかまわない。
- ・とても良く見ていただき、私が相談すると、ちゃんと答えていただき、とても頼りになり、助かっています。
- ・担当の先生は、とても細やかに、ていねいに、子供のこと、私・親のこと、幼稚園のことを教えて下さり、毎時間有難く受けさせて頂いております。
- ・先生に丁寧に1対1で指導していただき、子供の興味のひき方、体の動かし方、何もかも、とても勉強になりました。親子ともに毎回楽しい時間になり、子供の変化、成長をぐっと引き出していただけて、感謝です。
- ・担当して下さる方のやり方や対応に、子供も保護者も満足しており、子供は訓練のために通うのを楽しみにしているので。また、実際に子供の成長についても担当の方と共有できており、有意義に感じているため。
- ・長所をさらに伸ばして頂き、短所も短所として、本人が自覚できるようになったため。
- ・親も相談でき、悩みをすぐに解決できたことがよかった。
- ・先生がよく子供を見て下さっているので。
- ・幼稚園ではできないことをしていただいているので、とても有難いです。本人が何より楽しく通っています。
- ・STの先生が息子のペースに合わせ、色々な訓練をして下さり、シャイで人見知り、場所見知りをしがちな息子も訓練や先生に会いに行くことが嫌なことではなく、楽しめているからです。それに、上達も早かったので効果を感じました。
- ・子供の改善すべき点が分かったから。
- ・先生が大変きめ細かに見てくれるため、子供の発達も進んでおり有難いです。
- ・他の施設（病院に併設されている）で何か所か療育を受けたことがありますが、「きらり」の先生方は能力の高い方が多いと感じています。うちの子の問題点の本質に気づいて、効果的な指導を行って下さり、とても感謝し、頼りにしています。



概ね満足である

子供の気になることに関する気づき以外にも、子供に関してまた自分自身についても新しい視点を持ったり、気持ちのもち方やアプローチ方法に気づかせていただいたので。

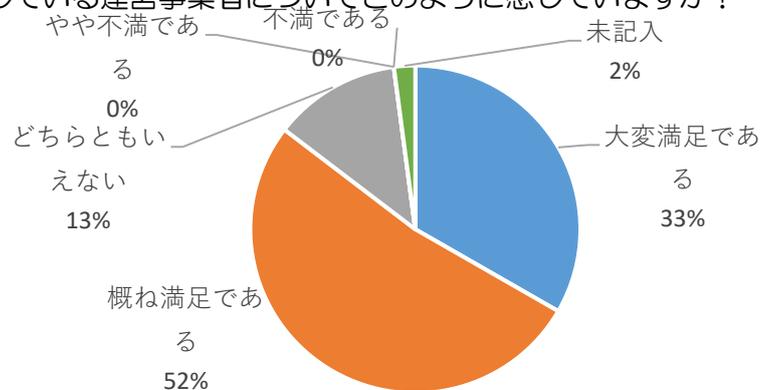
- ・月1回の利用だったので、枠があれば毎週利用したかったです。訓練の内容はとても満足です。
- ・月3回と回数も多いので、相談もしやすいですし、先生が熱心なので、安心感があります。
- ・月2回の利用で短時間にも関わらず、家族以外の方と子供が遊べるようになったので。
- ・子供のことを良く見て頂けてありがたいです。
- ・外来訓練はもちろんですが、勉強会もとても参考になる講演が聞けるのでありがたいです。
- ・もう少し回数を増やしてほしいです。
- ・テキスト等あって、今日やった事とか親もわかれば、嬉しいです。

どちらともいえない

- ・当人の力が伸びてるかどうか、大変分りにくい。何か尺度があれば良いと思う。
- ・良くなったのかあまり変化がわからない。

2 運営事業者についてお聞きします。市が委託している運営事業者についてどのように感じていますか？

大変満足である	16
概ね満足である	25
どちらともいえない	6
やや不満である	0
不満である	0
未記入	1
合計	48



【評価理由】

大変満足である

- ・会社についてはよくわかりませんが、みなさんととても優しくして下さい、とても良い方ばかりで、とても満足しています。
- ・先生方、事務の方皆様優しく信頼できます。
- ・ためになる勉強会をしてもらえる。
- ・どのスタッフの方も、気持ち良くあいさつをして下さい、又、子供がトイレに行きたがっている時に、トイレが使われていて入れなかったのですが、あるスタッフの方が他のトイレを使わせてくれたりして、とても配慮して下さい、大変助かりました。
- ・教えていただける内容や子供への指導が大変分かりやすい。
- ・子供が保育園に入る前は、よく「ゆりかご」を利用させていただきました。上の子が1歳の時、1歳児グループワークに参加し、そこで知り合いになれたママさんとは、今も情報交換をしています。その会の運営を担当されていた職員の方には、今でも愚痴を言いにくい程、頼りにしています。

概ね満足である

- ・入れる事が凄く大変でしたし、やめたくないのですが、時間を家庭の事情により、少し考慮してもらえると助かります。
- ・ファイルが出ていないことが増えたので、来る人を把握できていないのかな？と感じました。
- ・利用する間、運営事業者さんについて考えたことはありませんでしたが、特に不便に感じることも困ることもなかったので。
- ・あまり来所していないので、わかりかねますが、受付の方、先生方はとてもやさしくて、親としてとても明るい感じで良いと思います。

どちらともいえない

- ・普段利用をしている中で、どこまでが運営事業者なのかがはっきりと理解できていない為、判断できません。

3 現在利用している事業において今後実施してほしい療育内容、サービス等がありますか？

・働きながら通える時間帯ができればいいなと思いました。小学生以上も、デイ以外で訓練できる場があると嬉しいです。

・これからだとは思いますが、他の（色々な）遊びもできればいいなと思います。

・保護者向けの講演会をもっとやって欲しい。

・特になし。

・中々家で母・父共に1日子どもと会う時間が少ないです。数字やABCとかも保育園でやっていますが、意味が他の子より分かっていない気がします。キラリさんに通っている間に、教えてもらい、又親としてどう教えるかアドバイスしてください。

・外来訓練ですが、なかなか希望の時間帯（PM枠）にはなれず、保育園の行事や、その練習が佳境の時期は、お休みせざるを得ない時もあります。例えば、事前申し出で、先生が空き枠調整で対応できる時等の条件付きでもいいので、日時変更可としていただけると嬉しいです。お休み＝先生も空き枠＝料金も払わない。ので、日時変更出来たら“三方良し”なのではと思います。

・小学生になっても通えると良いのに・・・と思います。小学校入学すると新しい環境（小学校）になる上に、訓練も新しい所になると、緊張感が続いてしまうので心配になります。

・就学期をひかえている場合、学校の過ごし方や、やりとりが学べるような集団での訓練や、学校等で必要になるような力をつける療育等（板書とか）。

・勉強みたいな、絵を描いたり、字を書く練習をさせて欲しい。

・親と先生の時間を別でつくって欲しい（年4回くらい）。幼稚園への見学を実施して欲しい（別事業としてではなく）。

・ソーシャルスキルトレーニング

・週1回でもありがたいと思いますが、週2回机上的なお勉強と体幹などの身体能力系など組み合わせもいいなあと思います。先生方のおかげで、楽しくお勉強させてもらっているので、もっと来たいです。

・外来訓練だと、親同士の交流や情報交換の場が全くないので、何かあると良いかと思います。療育の情報など1人収集するのは大変なので、情報交換の場があれば助かります。

・小学生の子どもたち、親のサポート

・公立の施設なので難しいとは思いますが、5時以降の夕方の時間や、土曜日の療育の枠があると、個人的にはもっと利用しやすいです。仕事をしているので、今は仕事を早退して子どもの送迎をしているので・・・。

・我が子のように発達が遅く悩んでいる親御さんは他にもいると思うので、そういう親子が交流できる場があるといいなあと思います（PT・OTの先生による勉強会等もあると嬉しいです）。

4 その他（自由意見）

・親が見えていない場所（部分）を見つけてくれて子供がのびせる所を見つけました。親が子供の進路の所も〇〇ちゃんにはこの部分が必要、この部分は要らないとアドバイスをしてもらい、嬉しかったです。

・こちらにお世話になってずいぶん息子が成長した様に思います。ゆったりではありますが、彼の成長がわかり、両親ともに嬉しく思いました。

・キラリに通い始め、先生の子供に対する接し方を見て、感じて、なるほど～と思うことがたくさんあります。同じように、自分も子供に接するように心がけているのですが、息子がとても穏やかに成長してくれているように感じています。

言葉がたくさん出てきているのも、もちろんですが、そういったところにもとても感謝しています。

・土日夜間のサービス提供お願いしたいです。

・“きらり”に通わせられることに大変感謝しています。（抽選？でもれてしまう方もいらっしゃるかと・・・）

・幼稚園で集団行動、社会性を学び、“きらり”で個別にフォローして頂けるバランスがとても良く、有難いです。うちは時間帯が幸い園の降園後で助かっていますが、園の早退や中抜けがない時間帯を希望できるようなシステムですと有難く思います。

・サービス利用者が多く、時間割（誰を何曜日の何時にするか）を決めるのが大変だと思うのですが、4月以降の他の習い事、兄弟の予定などと調整するために、もう少し早く時間割がわかると大変助かります。

・同じPVLの方、障害者の親同士の交流の場等があっても良いのかなと思いました。また、先生との相性もありますので、選べるようなシステムが欲しいです。

・子供が1年の間にとっても成長しました。「もっと早くから、外来訓練に申し込めばよかった」と思うくらい、満足しています。ありがとうございました。

・子供が楽しみながら通えているので、大変ありがたく感じております。

・（〇〇先生に担当頂いているが）できない点、劣っている点を指摘されることに留まり、その改善方法については言及されない事が多い。そのため、不安・憤り・困惑を感じるだけで落ち込んで帰路につくことが度々ある。

評論家ではなく、アドバイザー、モチベーターとして、その場しのぎではなく、子供の人生全体を考えながら（保護者も含めた）家族に寄り添って頂けるとありがたいです。

・幼稚園と同時に通っているおかげで（どちらも違うことをさせていただいているので）とても楽しそうです。

いろいろできるようになり、本当に有難いです。ありがとうございます。

・中々時間があわないのかもしれませんが、他の子供との接触を期待します。

・これまで関わって下さった先生方、受付の〇〇さんには、子供をかわいがっていただき、感謝しています。就学を気にする年齢になってきたので、就学後のことが気になります。

・キラリの放課後デイは週1日しか利用できないこと。市内の放課後デイは飽和状態とも聞きます。

・OT、STといった外来訓練がなくなることで、小学校以降は急に福祉の支援が少なくなるような気がします。就学後に利用できるサービスが拡大充実していくと嬉しいです。

・いつも受付の方や先生が温かく迎えて下さるので、きらりに行くのが息子にとってストレスにならず、むしろ少し楽しみな位です。

・構音訓練も無理なくできる宿題を出して下さったり、訓練自体も色々と取り組みやすい様に考えて下さっていたので、息子もついて行けました。入学前にきれいな発音が出来るとなれたらいいなと思っていましたので、少しずつゴールが見えてきて、安心してきました。本当にありがとうございます。

・2つ上の兄と全く性格も違うので、子育ては個性に合わせていくとわからないことだらけなので、そんな相談もできる場所は貴重だと思います。上にも書きましたが、本当は入学後も通えると色々な心配事が減るのですが…それは難しそうですね。

・訓練の時間が幼稚園の時間に被るので、夕方や朝早くの枠がたくさんあると助かります。

・設備も療育スタッフも充実していて助かっています。訓練や通園、放課後デイ等、様々な年齢、関わりがあるのも良いと思います。ニーズがあるので、市内に施設が増えると良いと思います。できれば放課後デイに送迎があるとありがたいです。

・いつもありがとうございます。

・自分の子供に何がベストなのか、私自身わかりませんが、先生と1対1だけでなく、集団で過ごすこともあるといいなと思いました。（集団の中ではどんな風なのかがわかれば、何が苦手と感じているのかなどを知れて、より良い療育内容を作ってもらえるのかなと思います）

・勉強会は充実していると思うが、親同士がコミュニケーションを取れる場があれば、また違う視点からの気づきや理解が深まると思う。

・当日の急な欠席は仕方ないですが、例えばインフルエンザなどで仕方なく前もって休みの連絡を入れた場合、振替があると嬉しいと思います。そこに待機している人を入れる仕組みがあると無駄がより無くなっていいのではと思います。

・勉強会の情報など、キラリの外来や通園を利用していない人向けのものがあったらいいかと思いました。キラリを身近に知らない人がキラリを知るきっかけになるかと。

・勉強会の内容が毎年似ているので、もう少し新しいものがあると良いかと思いました。就学の説明会やペアレントトレーニングなどの定番ものは、そのまま続けて頂きたいですが、そうではない勉強会があると長く通っている側としては嬉しいです。

・1か月に2回と少ないですが、個別にご指導頂き大変感謝しております。幼稚園の先生方がお苦いので相談するのもためらいますが、きらりの先生方は知識もあるので、いろんな相談をする事ができました。ありがとうございました。

・来年4月から小学生になりますが、相談できる場所として（小学生の親）利用する事ができないか？と思います。

・いつも丁寧に対応して頂き、ありがとうございます。

・いつも大変お世話になっております。子供のことで相談に乗っていただき、本当に感謝しています。外来訓練ですが、現状子供の体調不調等の際、振替や返金ができないことが残念です。もちろん先生方のご都合や運営上厳しいことも分かりますが、もう少しフレキシブルな対応をして頂けると助かります。よろしくご検討ください。今後ともよろしくお願い致します。

親子通園事業

1 提供しているサービス内容についてどのように感じていますか？

大変満足である	8
概ね満足である	7
どちらともいえない	0
やや不満である	0
不満である	0
未記入	0
合計	15

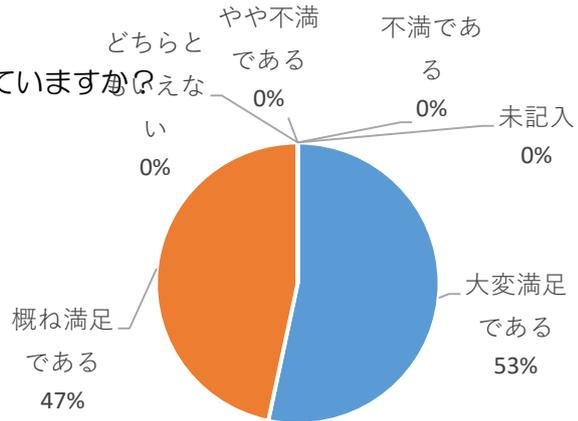
【評価理由】

大変満足である

- ・一年を通し同じグループで安心感があり、先生も専門の先生なので何か困り事や相談したいことがある時にとても心強いです。
- ・少しずつ、効果を感じているため。
- ・4月に始めたときには全く活動に参加せず心配になっていましたが日々成長してきて最近では参加する時間が長くなっています。継続は本当に大事な、と思いながら参加しています。
- ・本人が楽しいと言っているから。
- ・子どもの弱い点や接し方を的確に指導していただけてとても助かっています。
- ・親子で新しく社会生活の場に入る際、きらりの親子教室で行ったことのある事項だと思う事が多々あります。親子共他の場で活かしているので大変助かっています。
- ・子どもが楽しそうなので。

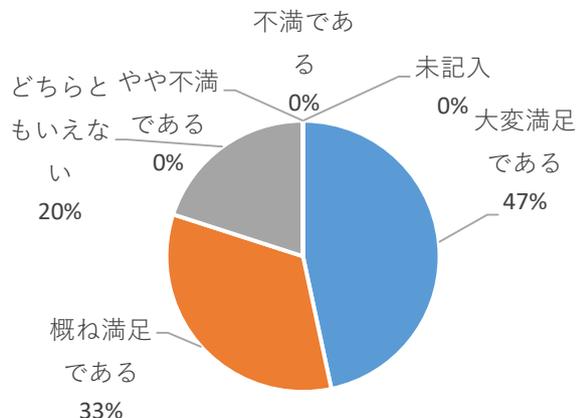
概ね満足である

- ・親子クラスを利用させていただき、子どもの成長を感じています。幼稚園の練習にもなっており、先生方に変感謝しております。
- ・個別に相談できる時間を設けてくださるため、不安や心配を解消しやすい。
- ・子どもが楽しんで通い、母も細かい話にも相談に乗っていただけて安心できるので。
- ・毎回保護者一人ひとりに声を掛けてくださり、子どもの成長、発達において心配している事についてアドバイスをいただけるのがとても嬉しいです。又、子どもに合った対応や、言葉がけ、授業内容においては大変満足しています。しかしながら、今通う子どもの下にも子どもが居り、連れて来られないという事なので、毎回預け先（実家や義父母）に声を掛けなくてはならず、決して両方共に近い所にいないので、連れて来られる環境があるとありがたいです。
- ・先生方には、とても熱心にご指導いただいています（親子共）。専門知識がないため、活動の目的が何か分からないとモヤモヤする時があるので、紙面でも口頭でも簡単に説明があるといいなと思います。困った事をご相談できるのは本当に助かります。



2 運営事業者についてお聞きします。市が委託している運営事業者についてどのように感じていますか？

大変満足である	7
概ね満足である	5
どちらともいえない	3
やや不満である	0
不満である	0
未記入	0
合計	15



【評価理由】

大変満足である

・愛の園保育園にも一時保育でお世話になっていますが、先生方が子だけでなく親にも本当にあたたかく接してくださり安心して子どもを預けられます。もっとたくさん預けたいのですが、人気で予約の電話もなかなか繋がりにくく予約が取れないのが残念なところです。

・保健センター内の「ゆりかご」さんが雲柱社さんが受託されていると伺っていたので、もともと良い印象を持っています。「ゆりかご」さんの方々には、大変お世話になり、良くして頂きました。

・スタッフさんがみなさん挨拶をしてくれてメロンで活動している先生方だけではなくスタッフさんみんなに成長を促してもらっているような気がします。

・先生が素晴らしい方々で心強い。

3 現在利用している事業において今後実施してほしい療育内容、サービス等がありますか？

・座って話を聞けるようになってほしいので、座る時間（例えば手遊びやパネルシアターなど）が増えたら嬉しい。下の子の保育（有料でも良いのでお願いしたい）。月によっては次回までに1か月空いてしまうことがあるので、出来たら2週に1回は実施して欲しい。

・親子通園事業を午後にも行ってほしい。

・親子教室、月2回でもすごく成長を感じます。授業料かかっても、週1回行けたらと思います。

・なかなか保護者同士で集まって話すなどの雰囲気になかったので（お互いの状況がよめず…）親同士の茶話会的な場を持つきっかけなどを作っていただけたら嬉しいなと思いました。

4 その他（自由意見）

・5月から親子通園をしています。初めこちらを保健センターで紹介された時は正直“そこまでではないけどせっかくだから”という気持ちがありました。今では本当にあの時紹介していただけて良かったと思っています。初めての子育て以上に、他の子と違う特性があるのでは？とモヤモヤし家族や他の先輩ママに話しても安心させるつもりでかけてくれる言葉にちっとも安心できずいました。月に1～2回の親子通園でしたが、気になることをノートに記入し専門の先生方に見ていただけたのは大きな心の支えでした。先生方にはいつも笑顔で息子の様子をよく観察し明るく接してくださり本当に感謝しております。

・親子通園で、幼稚園を見据え親から離れる時間がもう少しあってもよいかなと思いました。先生も、いつも良くしてくださり、子どもはどんどん成長しているように思います。ありがとうございます。

・翌年度の利用の可否や詳細の決定時期がもっと早いと助かります。親の仕事や本人の習い事等調整が大変なので。

・予めお伝えすべきでしたが、家にテレビを置いていなく、アニメも見せていないので、お教室で使うキャラクターがアンパンマンの時は息子は何も理解できませんでした。人気があるのは分かりますが、普通の動物等ではダメなのでしょうか。毎回提出するノートについて、初回で“困ったことを書いて下さい”と言われましたが、困った事だけを書いていると気が滅入ってくるので良かった事等も書くようにしました。その後新しい方が入られた時“何でも書いて下さい”と説明されていたので、人によって利用目的が異なるのでなければ、同じようにご説明頂きたかったです。

・最初の心理士面談、2回目のOT評価、親子教室の申し込みにあたり、期日までにお電話でお知らせくださるとのことでしたが、約束の日までにご連絡頂けたことは一度もなく、こちらから連絡してもまだ決まっていないう事もあり、大変不信感を感じました。

・職員の方のお名前がわかるように、名札を付けていただきたい。駐車スペースを設けて欲しい。いつもありがとうございます。今後とも宜しくお願い致します。

・臨床心理士の〇〇先生がとても良いです。親と子に対する対応や、グループ活動内容や進め方が本当に素晴らしいです。

・スタッフさんや〇〇先生にいつもお世話になっています。このまま話さないのかと思っていましたが月に2回の活動で成長しています。やはり専門家は違うなと思います。挨拶を全く返さない我が子に毎回挨拶をしてくださり本当に感謝しています。最近では挨拶できるようになって成長を感じます。〇〇先生には始めは警戒していたのに今ではなついていきます。メロンの活動ももう少しですがこれからもよろしく願います。

・自転車置き場がいつも大変込み合っている。隣の保育園の送りの車が何台か来て、子どもが飛び出してひかれるのか心配である。

・1年近く利用させていただきましたが、先生方が親しみやすく子どもも毎回楽しみにしていました。保護者としても発達の不安はもちろん、ちょっとした悩みを相談できたので大変助かりました。また、事務の方がとても親切で、不安の中で電話することも多かったのですが、優しいお声がけにとっても助けられました。ありがとうございました。

・親子通園で配布されたノートは大学ノートではなく、決まったフォーマットの方が書きやすいかと思いません。また、先生からのフィードバックもノートに書いていただけたら大変ありがたいです。

6 経年比較
 (1) 委員による業務評価結果
 【児童発達支援事業】

1 職員は熱心に業務に取り組んでいるか

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	5						5
H28	8					1	9
H29	7						7
H30	8	1					9
R1	6						6



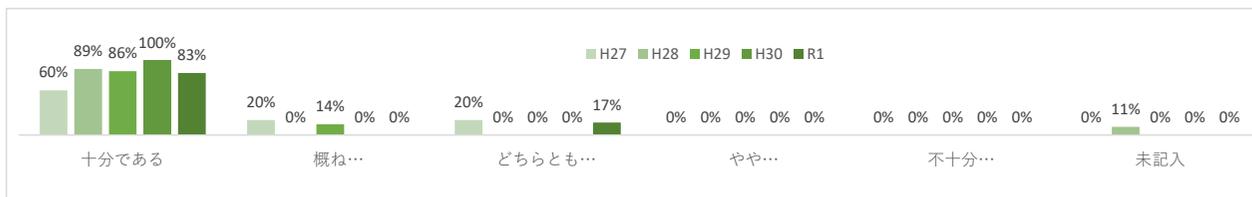
2 子どもたちは楽しく事業を受けられているか?

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	4	1					5
H28	8	1					9
H29	5	2					7
H30	9						9
R1	5	1					6



3 事業計画に沿った運営がされているか?

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	3	1	1				5
H28	8					1	9
H29	6	1					7
H30	9						9
R1	5		1				6



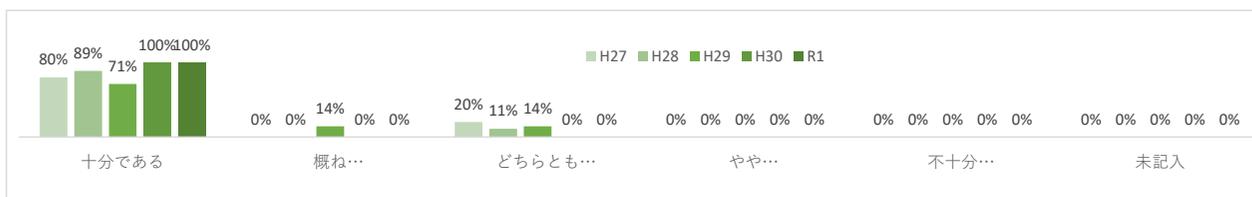
4 清潔に保たれているか?

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	5						5
H28	9						9
H29	6	1					7
H30	8	1					9
R1	6						6



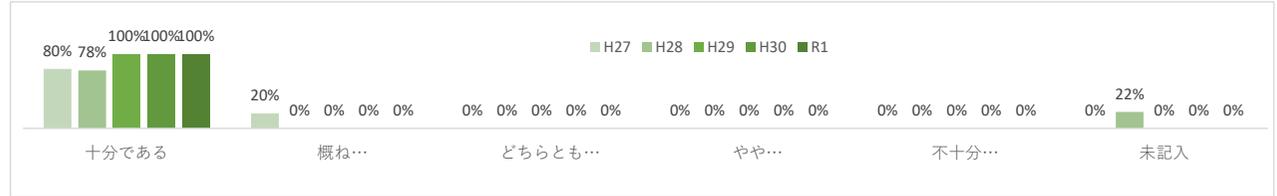
5 事故の無いように配慮されているか?

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	4		1				5
H28	8		1				9
H29	5	1	1				7
H30	9						9
R1	6						6



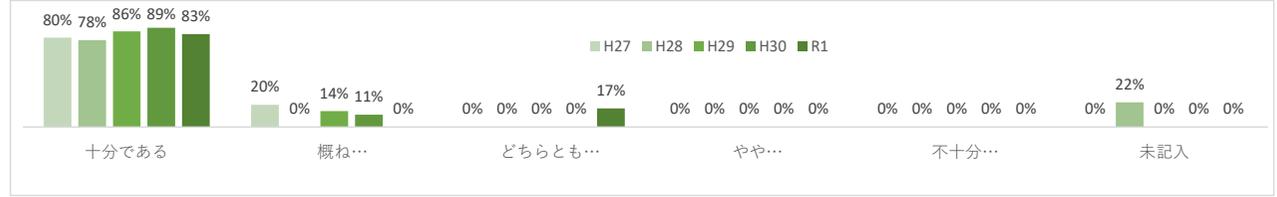
6 事業内容を十分理解しているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	4	1					5
H28	7					2	9
H29	7						7
H30	9						9
R1	6						6



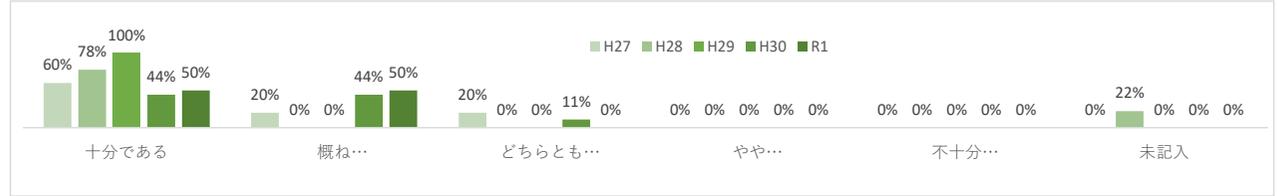
7 質問に明確に答えられているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	4	1					5
H28	7					2	9
H29	6	1					7
H30	8	1					9
R1	5		1				6



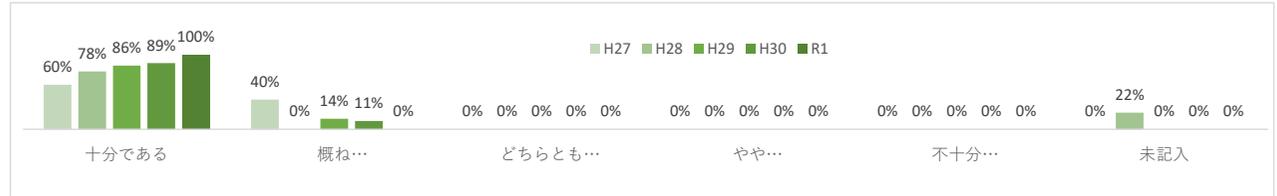
8 動きやすい現場となっているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	3	1	1				5
H28	7					2	9
H29	7						7
H30	4	4	1				9
R1	3	3					6



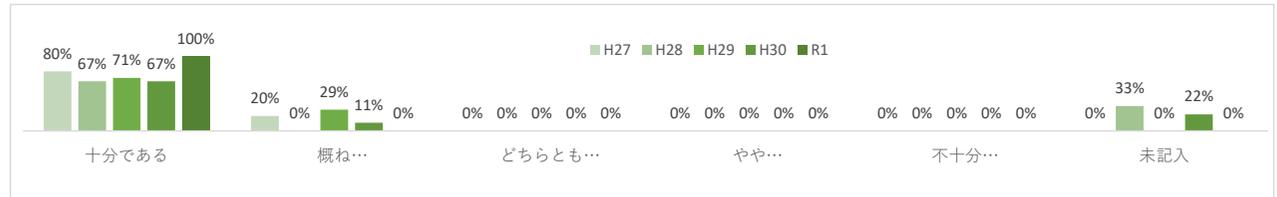
9 児童だけでなく保護者等への配慮はされているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	3	2					5
H28	7					2	9
H29	6	1					7
H30	8	1					9
R1	6						6



10 総合評価

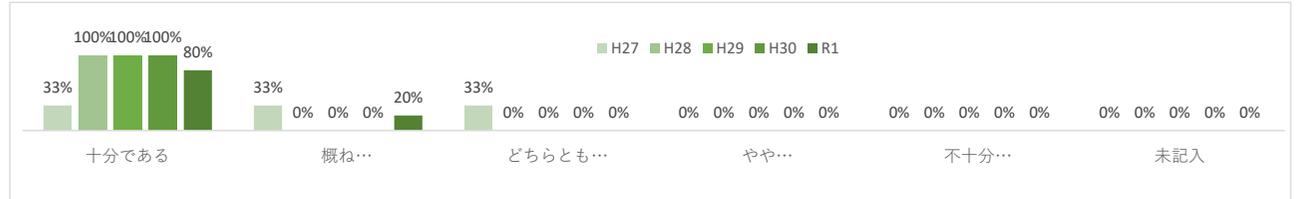
	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	4	1					5
H28	6					3	9
H29	5	2					7
H30	6	1				2	9
R1	6						6



【放課後等デイサービス】

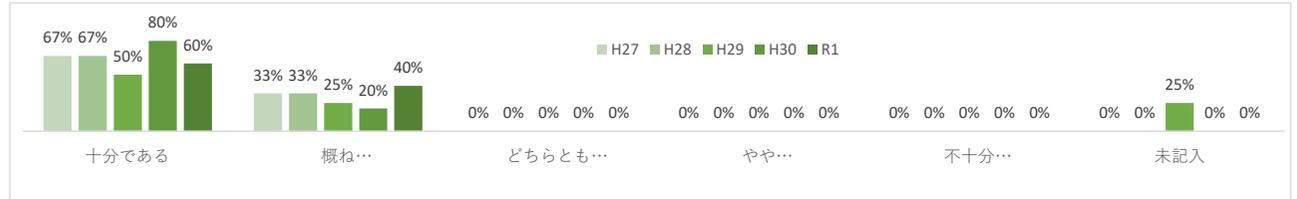
1 職員は熱心に業務に取り組んでいるか

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	1	1	1				3
H28	3						3
H29	4						4
H30	5						5
R1	4	1					5



2 子どもたちは楽しく事業を受けられているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	2	1					3
H28	2	1					3
H29	2	1				1	4
H30	4	1					5
R1	3	2					5



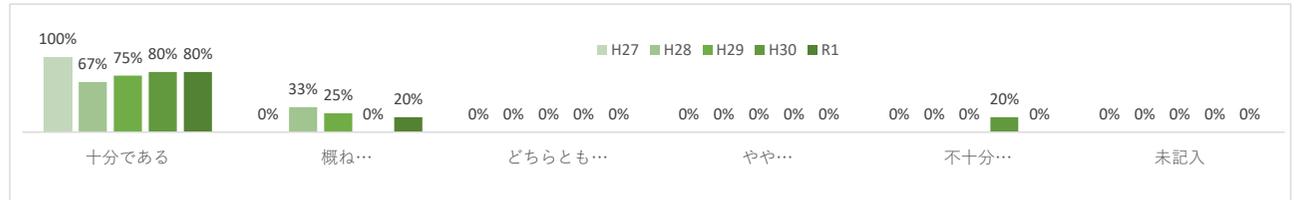
3 事業計画に沿った運営がされているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	1	2					3
H28	2	1					3
H29	1	2				1	4
H30	2	3					5
R1	4	1					5



4 清潔に保たれているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	3						3
H28	2	1					3
H29	3	1					4
H30	4				1		5
R1	4	1					5



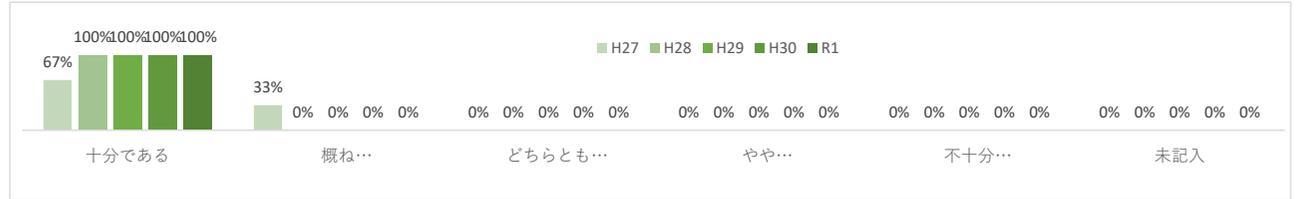
5 事故の無いように配慮されているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	3						3
H28	2		1				3
H29	3	1					4
H30	3	2					5
R1	3	2					5



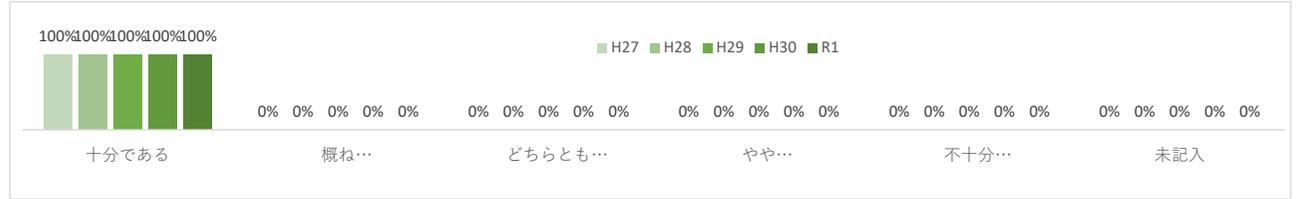
6 事業内容を十分理解しているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	2	1					3
H28	3						3
H29	4						4
H30	5						5
R1	5						5



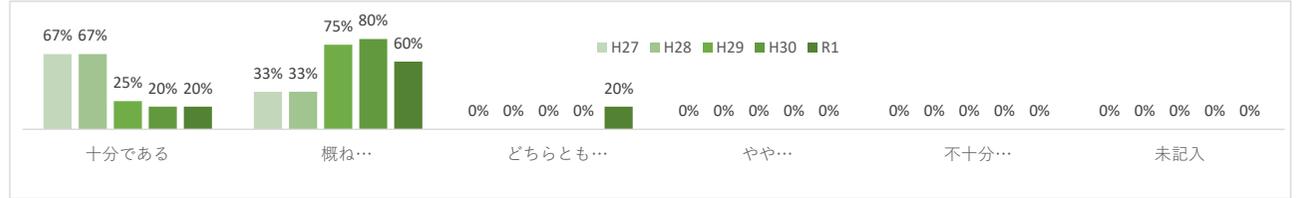
7 質問に明確に答えられているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	3						3
H28	3						3
H29	4						4
H30	5						5
R1	5						5



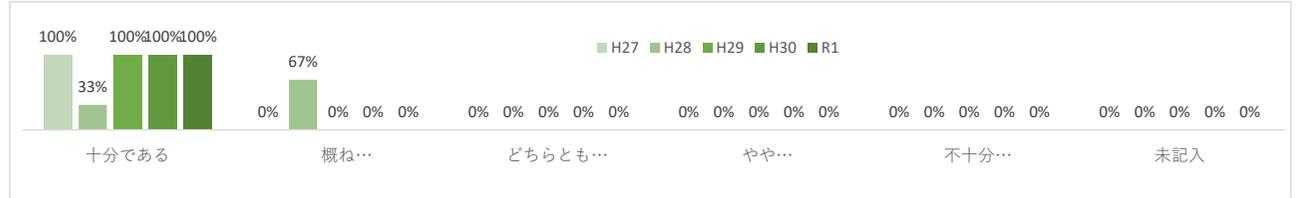
8 働きやすい現場となっているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	2	1					3
H28	2	1					3
H29	1	3					4
H30	1	4					5
R1	1	3	1				5



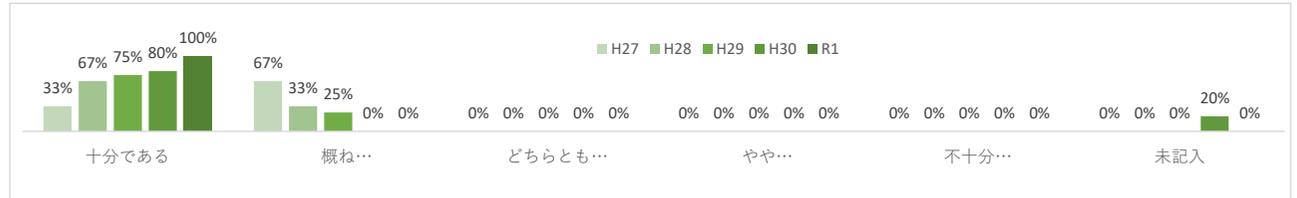
9 児童だけでなく保護者等への配慮はされているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	3						3
H28	1	2					3
H29	4						4
H30	5						5
R1	5						5



10 総合評価

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	1	2					3
H28	2	1					3
H29	3	1					4
H30	4					1	5
R1	5						5



【外来訓練事業】

1 職員は熱心に業務に取り組んでいるか

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	6	1					7
H28	9					1	10
H29	7						7
H30	9	2					11
R1	6						6



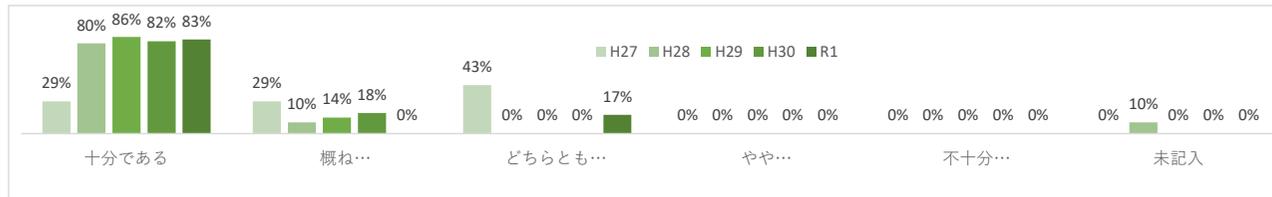
2 子どもたちは楽しく事業を受けられているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	6	1					7
H28	7	2				1	10
H29	6	1					7
H30	8	3					11
R1	6						6



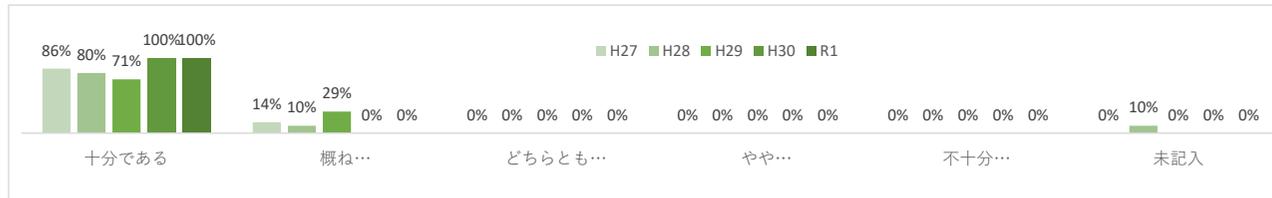
3 事業計画に沿った運営がされているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	2	2	3				7
H28	8	1				1	10
H29	6	1					7
H30	9	2					11
R1	5		1				6



4 清潔に保たれているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	6	1					7
H28	8	1				1	10
H29	5	2					7
H30	11						11
R1	6						6



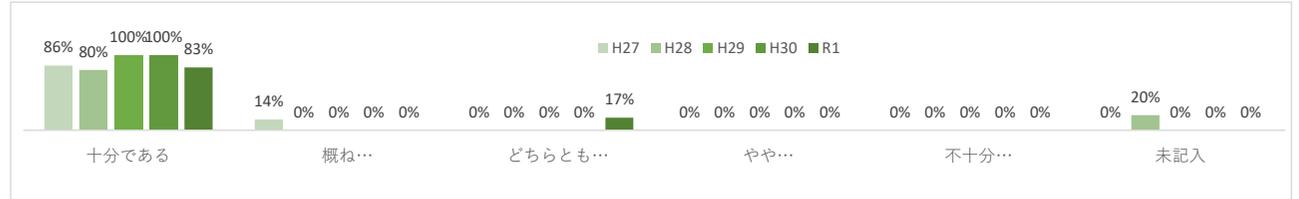
5 事故の無いように配慮されているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	5	2					7
H28	9		1				10
H29	5	2					7
H30	10	1					11
R1	6						6



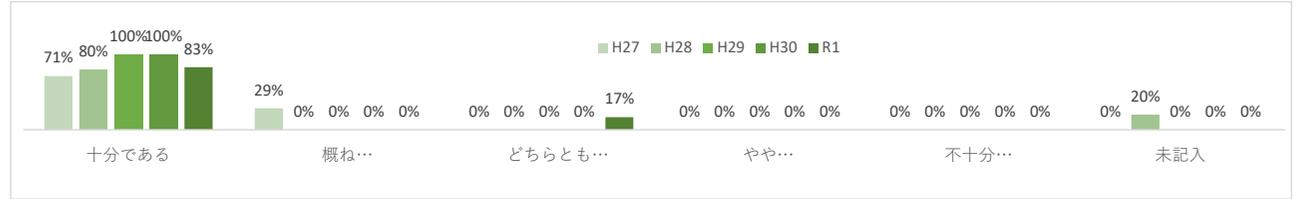
6 事業内容を十分理解しているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	6	1					7
H28	8					2	10
H29	7						7
H30	11						11
R1	5		1				6



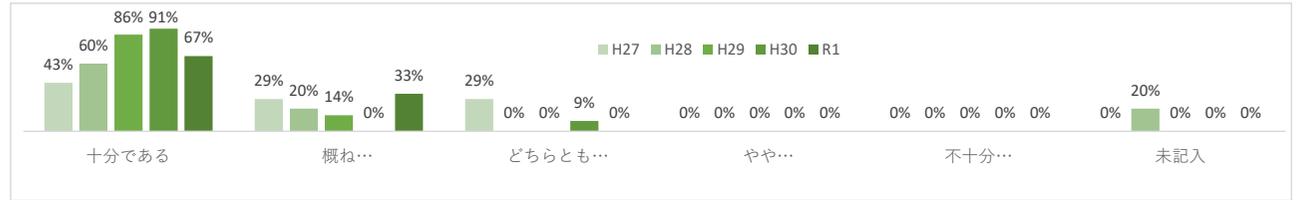
7 質問に明確に答えられているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	5	2					7
H28	8					2	10
H29	7						7
H30	11						11
R1	5		1				6



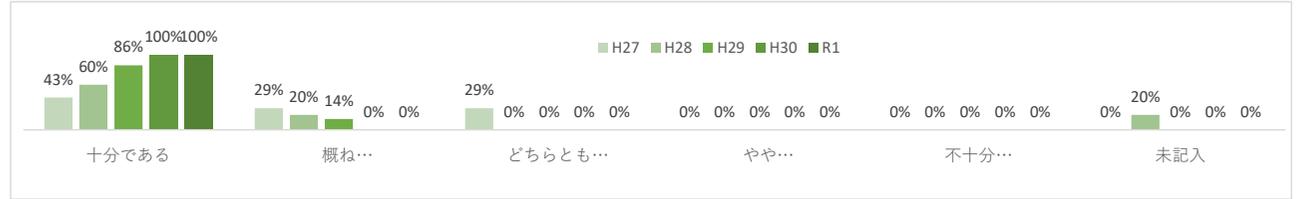
8 働きやすい現場となっているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	3	2	2				7
H28	6	2				2	10
H29	6	1					7
H30	10		1				11
R1	4	2					6



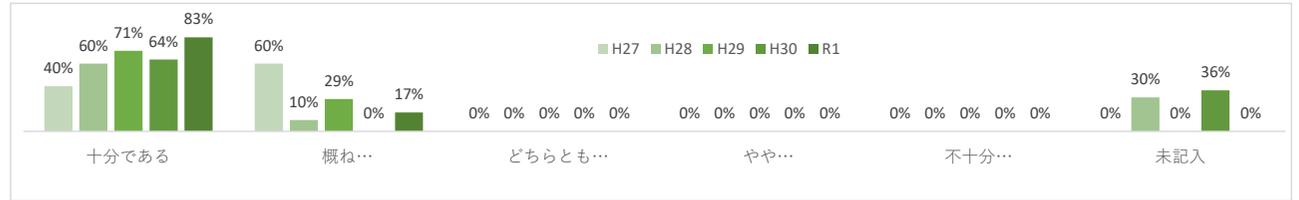
9 児童だけでなく保護者等への配慮はされているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	3	2	2				7
H28	6	2				2	10
H29	6	1					7
H30	11						11
R1	6						6



10 総合評価

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	2	3					5
H28	6	1				3	10
H29	5	2					7
H30	7					4	11
R1	5	1					6



【親子通園事業】

1 職員は熱心に業務に取り組んでいるか

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	5						5
H28	9						9
H29	3						3
H30	9						9
R1	4						4



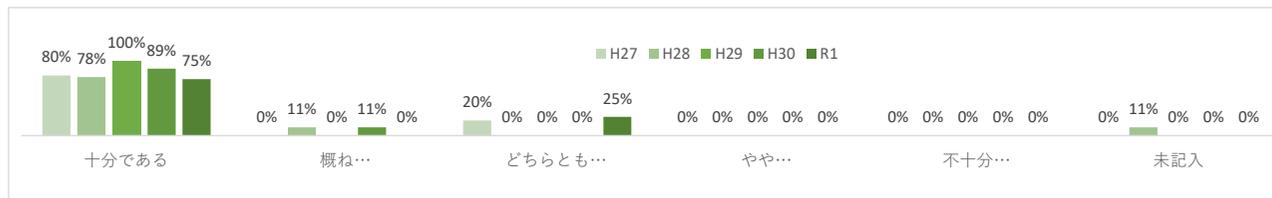
2 子どもたちは楽しく事業を受けられているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	5						5
H28	8	1					9
H29	2	1					3
H30	9						9
R1	4						4



3 事業計画に沿った運営がされているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	4		1				5
H28	7	1				1	9
H29	3						3
H30	8	1					9
R1	3		1				4



4 清潔に保たれているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	5						5
H28	8		1				9
H29	3						3
H30	9						9
R1	4						4



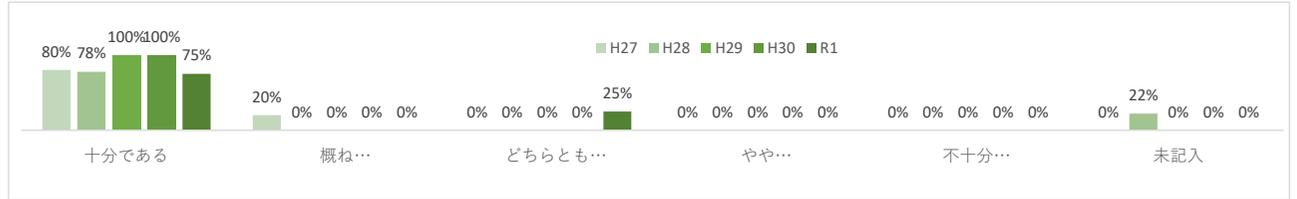
5 事故の無いように配慮されているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	4	1					5
H28	7	1	1				9
H29	3						3
H30	8	1					9
R1	4						4



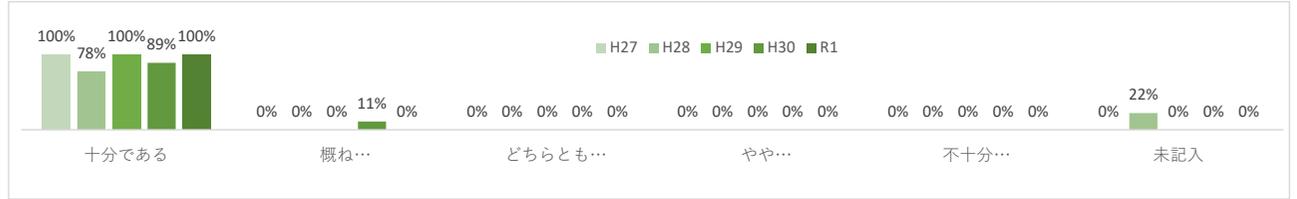
6 事業内容を十分理解しているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	4	1					5
H28	7					2	9
H29	3						3
H30	9						9
R1	3		1				4



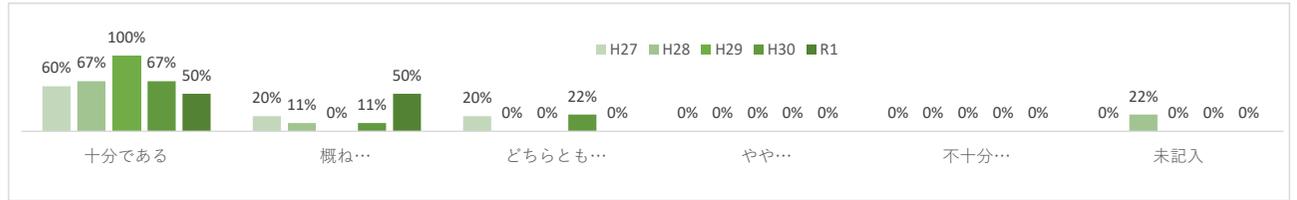
7 質問に明確に答えられているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	5						5
H28	7					2	9
H29	3						3
H30	8	1					9
R1	4						4



8 働きやすい現場となっているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	3	1	1				5
H28	6	1				2	9
H29	3						3
H30	6	1	2				9
R1	2	2					4



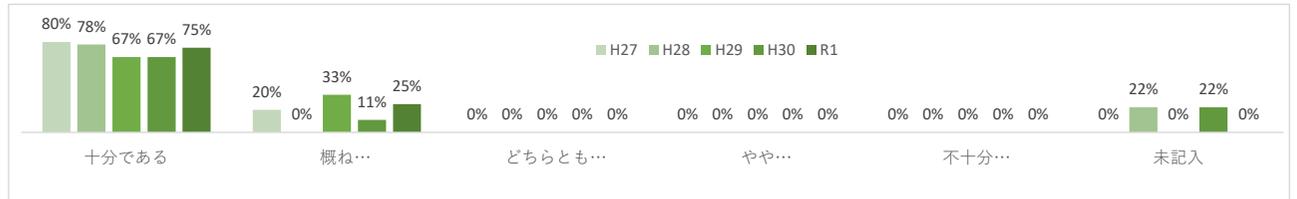
9 児童だけでなく保護者等への配慮はされているか？

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	3	2					5
H28	5	1	1			2	9
H29	2	1					3
H30	8	1					9
R1	4						4



10 総合評価

	十分である	概ね十分である	どちらともいえない	やや不十分である	不十分である	未記入	評価者数
H27	4	1					5
H28	7					2	9
H29	2	1					3
H30	6	1				2	9
R1	3	1					4

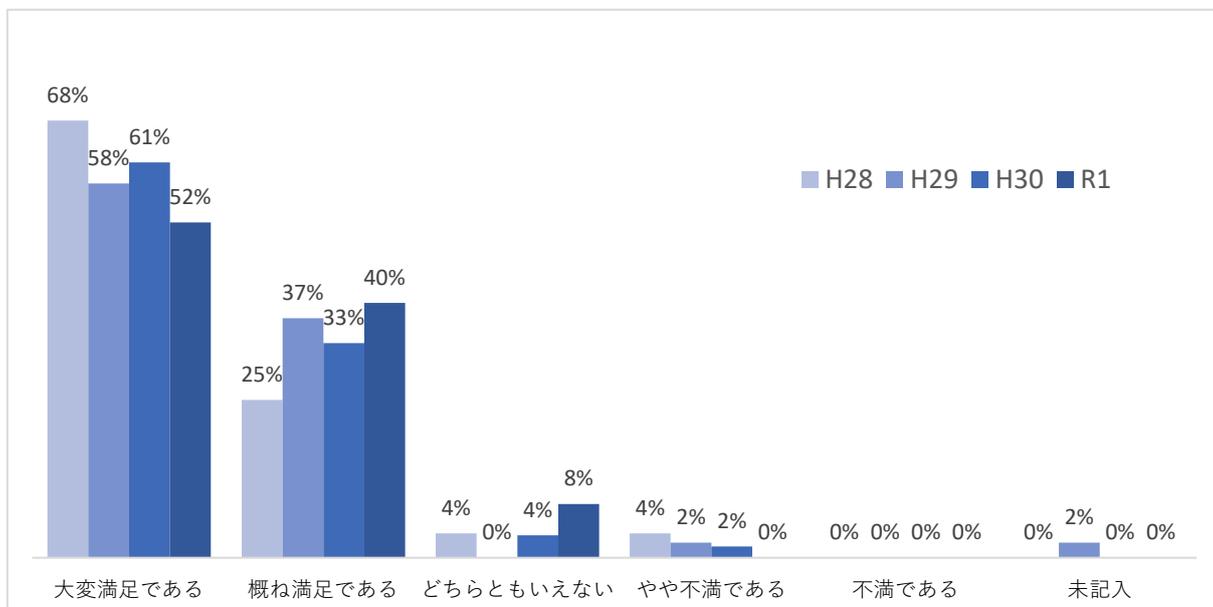


(2) 利用者アンケート（外来訓練事業・親子通園事業）

【外来訓練事業】

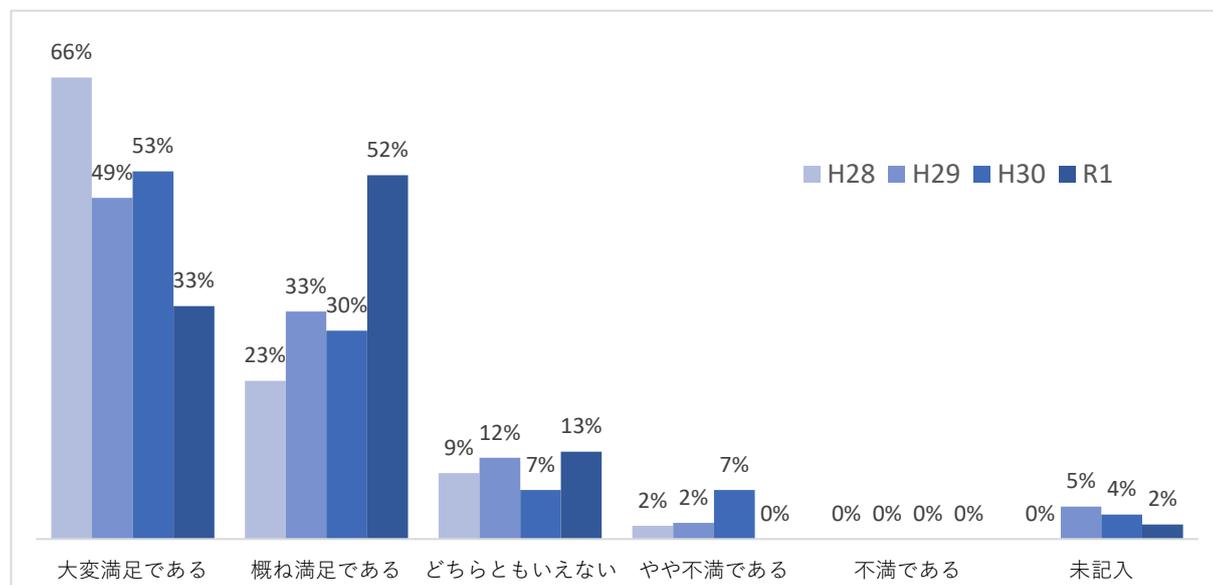
1 提供しているサービス内容についてどのように感じていますか？

	大変満足である	概ね満足である	どちらともいえない	やや不満である	不満である	未記入	合計
H28	36	13	2	2	0	0	53
H29	25	16	0	1	0	1	43
H30	35	19	2	1	0	0	57
R1	25	19	4	0	0	0	48



2 運営事業者についてお聞きします。市が委託している運営事業者についてどのように感じていますか？

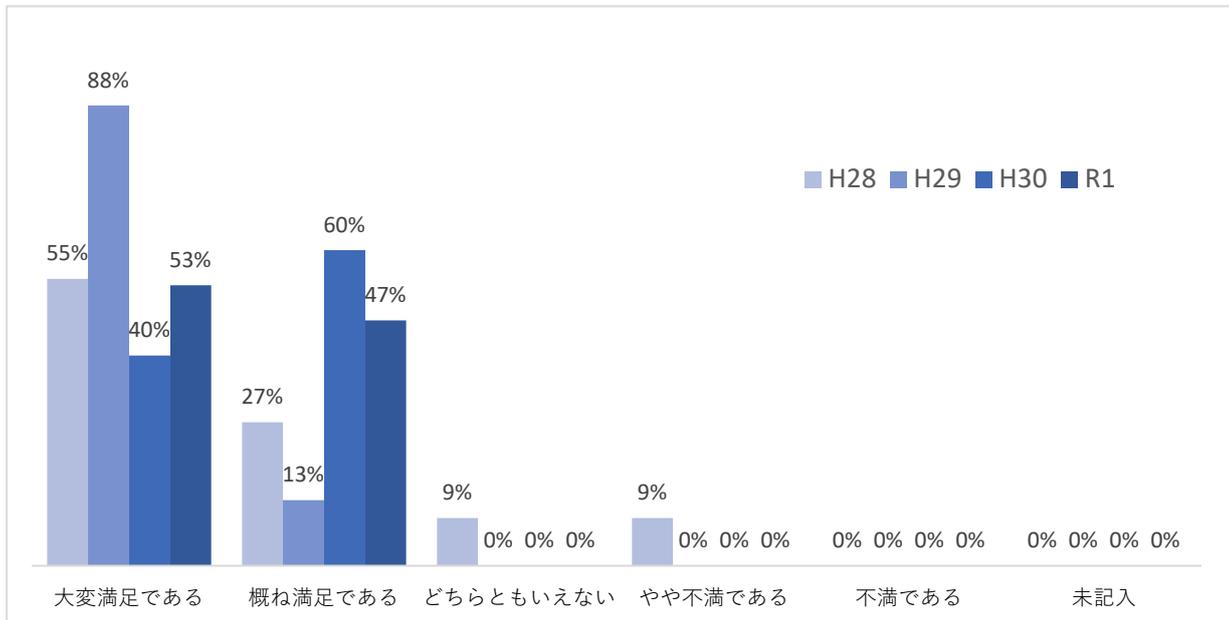
	大変満足である	概ね満足である	どちらともいえない	やや不満である	不満である	未記入	合計
H28	35	12	5	1	0	0	53
H29	21	14	5	1	0	2	43
H30	30	17	4	4	0	2	57
R1	16	25	6	0	0	1	48



【親子通園事業】

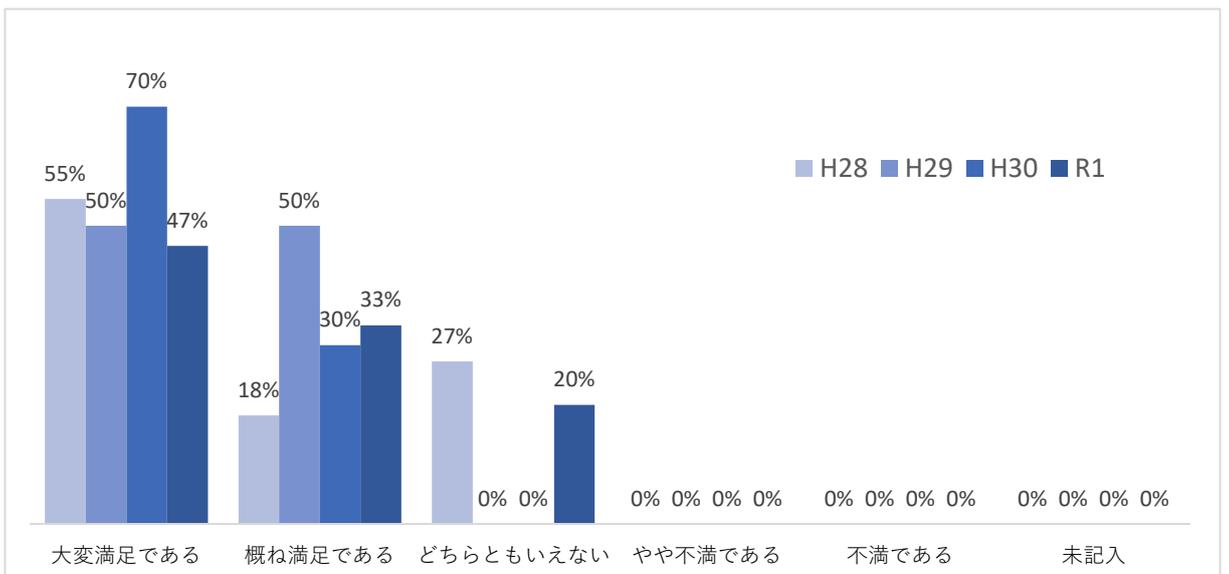
1 提供しているサービス内容についてどのように感じていますか？

	大変満足である	概ね満足である	どちらともいえない	やや不満である	不満である	未記入	合計
H28	6	3	1	1	0	0	11
H29	7	1	0	0	0	0	8
H30	4	6	0	0	0	0	10
R1	8	7	0	0	0	0	15



2 運営事業者についてお聞きします。市が委託している運営事業者についてどのように感じていますか？

	大変満足である	概ね満足である	どちらともいえない	やや不満である	不満である	未記入	合計
H28	6	2	3	0	0	0	11
H29	4	4	0	0	0	0	8
H30	7	3	0	0	0	0	10
R1	7	5	3	0	0	0	15



7 課題の整理

検討項目	内容	進捗
連携・発信	<ul style="list-style-type: none"> 学校等関係機関との連携の強化 きらりからの発信力の強化 	継続 継続
サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 訓練内容の充実 待機者への支援 保護者同士の交流 	継続 充実 充実
施設の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 利用方法の見直し 稼働率の向上 	充実 継続
新規事業の導入	<ul style="list-style-type: none"> 未実施事業の実施 	拡充
施設	<ul style="list-style-type: none"> 既存事業及び新規事業に合わせた施設の改変 	検討

拡充…既存の枠組みの拡充を伴う継続

充実…既存の枠組み内での向上

継続…現状どおりの実施

検討…検討段階

平成25年10月の開所以来約6年以上にわたり、その運営等に関しては本協議会において確認及び検証を行ってきた。令和元年度は協議会の第3期目（平成30・令和元年度）として、全4回協議会を開催した。本項はその1年間の総括としてまとめるものである。

はじめに、提供しているサービスの内容及び利用実績については、東京都福祉サービス第三者評価による評価、本運営協議会委員による評価及び利用者アンケートの結果からも、概ね高く評価することができる。また、新たな取り組みとして巡回相談事業も令和元年度から2年間の試行実施ではあるが実施され、巡回先からは概ね好評を得ているところである。次年度も含めた2年間で検証を行い、本格実施へつなげていくことが重要である。他方、依然として各事業について待機者が発生している現状があり、外来訓練事業について本協議会でも事業の利用について対応を図ったところである。一人でも多くの支援を必要としている子ども達に支援の手を広げるとともに、引き続き効果的・効率的な事業の運営等が求められるところである。

次に、施設の管理運営面について、運営法人が指定管理者として施設の管理を行っているが、今年度も大規模な修繕等はなく、また、委員の評価からも分かるとおり、施設内は清潔に保たれていることから、管理状況は良好であるといえる。一方、引き続き駐車場を求める利用者の意見や廊下に空調設備を求める委員の意見もあることから、既存施設でどのように対応していくかが課題である。

次に、「きらり」からの情報発信については、引き続き講演会並びに研修会等を複数回開催し、利用者以外の方や市内の支援者への発信に力を入れており、講演会や研修会については一定地域に浸透してきたものと考えられる。今後は、さらなる情報発信力強化のためにも、ウェブサイトの充実等を期待するところである。また、関係機関との連携については、幼稚園及び保育園とは支援者研修や日常の情報交換等を通して一定の関係性を構築することができていると考えられるが、依然として「きらり」の認知度が低い状況がうかがえる。より一層、情報発信に努め地域資源と連携した取り組みが必要である。

以上の内容を踏まえ、令和元年度における「きらり」の総合的な評価は概ね高いものであるといえる。一方、先に述べたように「きらり」は開所以来約6年が経過し、開所当時とは状況が変化してきている。今後の課題として、「きらり」の地域における役割を再確認し、事業内容等について見直しを検討する必要があると考えられる。

最後に、本協議会委員における業務評価の今後のあり方である。開所以来本協議会において毎年業務評価を実施してきたところであるが、東京都福祉サービス第三者評価による評価も毎年実施されているとともに、運営法人による自己評価も実施されている。委員等の負担も考慮し、毎年実施する必要性等今後のあり方について、次期の本協議会で検討していく必要があると考えられる。

参考資料

- 小金井市児童発達支援センター運営協議会規則
- 小金井市児童発達支援センター運営協議会委員名簿
- 令和元年度講演会・研修会開催実績
- 令和元年度利用実績一覧

小金井市児童発達支援センター運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市児童発達支援センター条例（平成25年条例第19号）第19条の規定及び小金井市と小金井市児童発達支援センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）との間で取り交わす管理に関する基本協定に基づき、小金井市児童発達支援センター（以下「センター」という。）の利用者及び関係者の意見を反映して指定管理者の事業運営の適正化を目的として設置する小金井市児童発達支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌し課題解決等に向けた方策の提案並びに実施事業の執行状況の検証及び評価（以下この条において「提案等」という。）を行う。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) センターの管理に関すること。
- (3) センターの事業執行に関すること。
- (4) その他センターの事業に関すること。

2 協議会は、提案等の結果を速やかに市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) センター利用者の保護者 3人以内
- (2) 市内関係団体代表 4人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 関係行政機関の職員 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上の者の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第8条 協議会は、公開とする。ただし、公開することが協議会の公正な運営に支障があると認められるときは、出席委員の過半数の議決により、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部自立生活支援課において処理する。

(委任)

第10条 この規則の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第37号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

小金井市児童発達支援センター運営協議会委員名簿
 (平成30年4月～令和2年3月まで)

氏名	選出区分
竹中 涼子	市民公募
川村 祐子	
横田 涼子	
坂井 鼓麻種 (平成30年9月30日まで)	市内関係団体
勝見 正 (平成30年10月1日から)	
佐々木 由佳	
長岡 好	
遠山 敬子	
高橋 智	学識経験者
金子 猛 (平成31年3月31日まで)	
國松 利津子 (平成31年4月1日から)	
不破 淳一	関係行政機関
秋葉 美苗子	
田村 忍 (令和元年5月13日まで)	
西尾 崇 (令和元年5月14日から)	

※敬称略

令和元年度講演会・研修会開催実績

単位：人

開催日	対象者	内容	講師	参加者数
11月19日	一般市民	「子どもの‘そだてにくさ’にどのよう に寄り添うか」～子どもの発達と行動を うまく理解する～	東京学芸大学教授 橋本 創一	35
2月7日		「発達が気になる子どもたちへのか かわり」～発達と行動を踏まえた支 援～	群馬大学教授 霜田 浩信	50
7月3日	支援者	「発達支援・作業療法士、心理士の 立場から」	ファシリテータ きらり職員	117
11月14日		「ハッピー・ヘルシー・エンパワ ード」～自閉症を楽しむ～（当事者 の立場から）	NPO法人東京都自閉症協会 NPO法人リトルプロフェッ サーズ 臨床発達心理士 綿貫 愛子	41
5月7日	きらり 利用者	「就学相談・小金井市における特別 支援教室」	小金井市教育委員会	44
11月29日		「発達について医療機関をどう使う か」	きらり臨床心理士 星合 南	31
2月8日		「ペアレントトレーニングってな に？」	きらり臨床心理士 藍田 幸子	25
4～6月 10～12月		ペアトレ 幼児 前期・後期 各7回シリーズ	きらり臨床心理士	21
4～6月 10～12月		ペアトレ 学齢児 前期・後期 各7回シリーズ	きらり臨床心理士	82

児童発達支援センター運営協議会への実績報告

令和2年3月31日現在

	平成31年	令和元年									令和2年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
①相談支援事業（一般）	27件	13件	20件	15件	8件	17件	17件	24件	10件	15件	16件	16件	198件	
②相談支援事業（専門）	40件	32件	39件	63件	38件	52件	67件	136件	89件	85件	91件	117件	849件	
③相談支援事業（☎）	207件	175件	227件	195件	163件	238件	241件	229件	208件	213件	187件	253件	2,536件	

	平成31年	令和元年									令和2年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
④児童発達支援事業	22人	22人	22人	22人	22人	22人	22人	22人	22人	22人	22人	22人	-	
⑤放課後等デイサービス	50人	50人	49人	49人	50人	-								
⑥保育所等訪問支援事業	0人	4人	1人	1人	0人	1人	2人	1人	0人	1人	0人	1人	12人	
回数	0回	4回	1回	1回	0回	1回	2回	1回	0回	1回	0回	2回	13回	
⑦親子通園事業	14人	24人	24人	27人	26人	26人	28人	29人	35人	34人	34人	34人	-	
回数	4回	5回	12回	12回	10回	10回	5回	12回	12回	11回	9回	0回	102回	
⑧外来訓練事業	125人	140人	141人	146人	152人	158人	157人	156人	157人	156人	190人	190人	-	
回数	329回	325回	359回	367回	314回	383回	367回	382回	383回	381回	317回	341回	4,248回	
⑨巡回相談事業	-	-	-	2回	1回	6回	7回	4回	8回	7回	7回	0回	42回	
その他	新1年生の会（外来訓練を終了した年長対象）、支援者向講演会、市民向講演会、利用者向講演会等													

各事業の報告内容について

①相談支援事業（一般）	新規の相談の方が対象
②相談支援事業（専門）	継続相談の方が対象。計画相談等も含まれる。
③相談支援事業（☎）	相談者、関係機関等との電話での相談。予約受付は数に含まない。
④児童発達支援事業	登録者数
⑤放課後等デイサービス	登録者数
⑥保育所等訪問支援事業	登録者数及び実施回数
⑦親子通園事業	登録者数（3月は新型コロナウイルス感染防止のため中止）
⑧外来訓練事業	登録者数及び実施回数
⑨巡回相談事業	巡回訪問実施回数（令和元年度から2年間試行実施）

2020(令和2)年8月

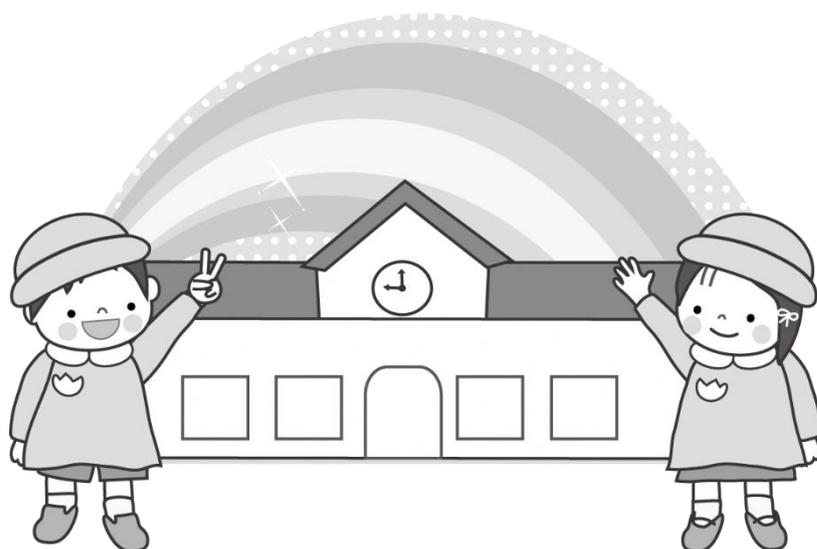
2020年度小金井市児童発達支援センターきらり
きらきらサポート(巡回相談)について

- ◆ 2019年度の成果を「きらきらサポート2019報告書」として、運営協議会にてご確認いただく。
→運営協議会の確認をもって、他の関係機関への提供可とする。
- ◆ 新型コロナウイルス感染拡大状況から、年度当初の具体的な準備、実施は見合わせた。
- ◆ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、2020年度の実施について、運営協議会にてご検討いただく。
- ◆ 2020年度きらきらサポートを実施する場合(案)
 - 10月上旬までを準備期間とし、10月中旬より訪問開始
 - 一園の訪問回数は4回(まとめ1回を含む)を予定(2019年度まとめを含み5回)
 - 報告は集合しての報告会は実施せず、昨年度と同様に報告書形式とする(手順) 9月前半 対象園へ以下の書類を送付
 - 「きらきらサポート2019報告書」
 - 「きらきらサポート利用の手引2020」 質問は電話で受け付け
 - 「申込書」 申込はFAXにて受け付け
 - ※応募園多数の場合は、2019年度実施園以外を優先
 - ※可能であれば9月の民間保育園園長会で補足説明9月下旬までに実施園決定、通知
事前書類の提出を依頼
10月から説明・打合せ(配慮点等)
10月中旬より訪問を開始

小金井市児童発達支援センター きらり

きらきらサポート

2019





目次

1. きらきらサポート 利用の手引き 2019 2
 2. 記録用紙 (記入例) 5
 3. 各園のまとめと担当心理士よりメッセージ 7
- ★2019 年度実施園
- 市内民間保育園・幼稚園 計 8 園
4. きらきらサポート 1 年目を終えて 16

1. きらきらサポート 利用の手引き 2019



児童発達支援センター きらり (連絡先) 0422-60-1550
小金井市福祉保健部自立生活支援課 (連絡先) 042-387-9848 (直通)

1 きらきらサポート(きらり巡回相談事業)とは

小金井市児童発達支援センター事業詳細計画に基づき、専門職員(心理士)が園に訪問し、今後の対応等について園の職員の方に療育の面から支援をします。

この事業は「保育・教育のプロ」(みなさま)と「発達のプロ」(きらり)とが生きづらさを抱える子どもたちについて、生活をしやすい方法を探るために協働していく事業です。

2年間は試行的な実施とします。

2 訪問実施までの流れ

- (1) きらきらサポート申込書 <様式1> をきらりへ提出し、申請
- (2) 公平な観点から訪問園を選出(6月予定)
- (3) 各園において巡回相談事業を行うことについて、ご説明等をしていただき、保護者等からの承諾をいただいております(個人情報提供の同意を含む)
- (4) 選出園に連絡し日程等の調整・打合せ(6-7月予定)
- (5) 書類の提出

訪問前(2週間前まで)に各園の状況を把握するため、以下の書類を提出してください。

- ア 園の情報
- イ 事前情報
- ウ 記録用紙

3 訪問当日の流れ

(1) 訪問時間

基本的には以下の時間で行動観察及びカンファレンスを実施します。

ア 保育所

(ア) 行動観察 9:30-12:30

(イ) カンファレンス 12:30-14:00

イ 幼稚園

(ア) 行動観察 10:30-13:30

(イ) カンファレンス 13:30-15:00

ウ 認定子ども園

上記の保育所・幼稚園のどちらかの時間帯でご申請ください。

(2) 食事（昼食）について

ア 食事場面については、偏食、食べ方、お友達との場の共有、会話等の行動観察ができる場です。さしつかえなければ、きらきらサポートスタッフ（以下、スタッフという）も子どもたちと一緒に給食を食べる設定をしていただけると助かります（給食費は、朝の打合せ時にスタッフがお支払いします）。給食提供の可否について、申請書にご記入ください。

イ 給食提供が難しい場合には、スタッフは昼食を持参し、子どもたちと一緒にの場面で食べますが、園の方針等によりそれが難しい場合は、申請書にその旨ご記入ください。休憩室等の別室をご用意いただくか、昼食時間のみ外出し、打合せ時に園に戻るものとしします。その場合にも時間の延長等はできかねますので、ご了承ください。

(3) カンファレンスについて

園全体の研修として位置付けていただきたく、どのクラスの先生にもカンファレンスにご参加いただけるよう、可能な範囲でシフトの調整やバス添乗等の調整をお願いいたします。

4 2回目以降の流れ

きらきらサポートでは、前回話し合った支援の実践を振り返り、その効果を見ながら、配慮内容を1年間かけて調整していくということを大事にしたいと考えています。

前回からの実践記録が書かれた所定の記録用紙を2週間前までにきらりに送付してください（郵送等をお願いします）。

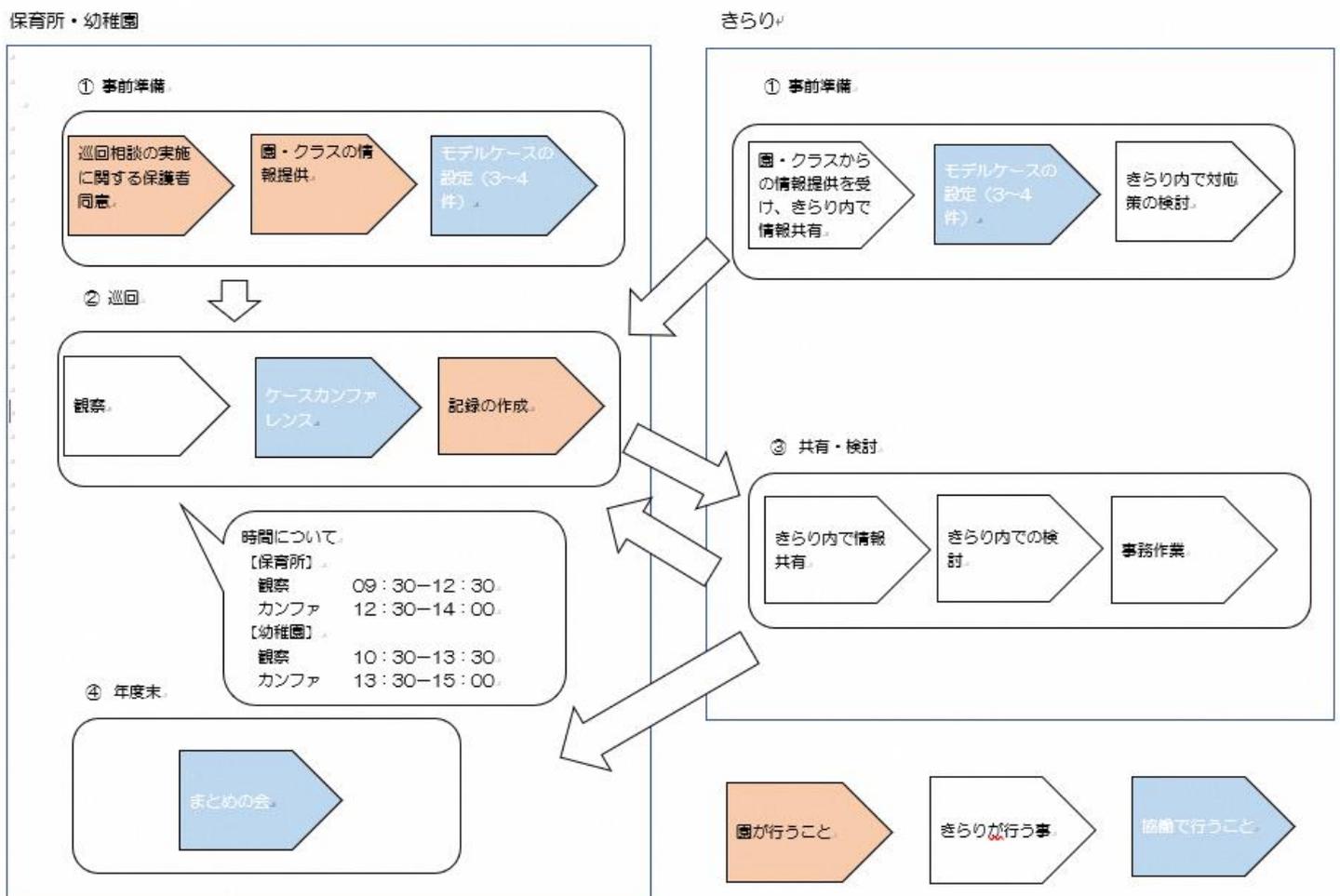
また、1年間の訪問回数として1園につき年間3～4回の巡回を想定しています。

5 まどめの会

1年間の実践・事例を振り返り、きらきらサポートスタッフとともに、総括を行います（この日は、巡回でないので、行動観察は行いません。カンファレンスの時間帯に行います）。

6 巡回相談フロー図（参考）

巡回相談フロー案¹⁾



<様式1> 略

2. 記録用紙

きらきらサポート No.1 カンファレンス・実践記録

モデルケース：	CC日	年	月	日
	次回	年	月	日

<要因の整理>

	困っていること	考えられる要因
①		
②		

<次回までの実践>

			記入日 20 年 月 日
	考えられる要因	具体的な工夫	結果（子どもの姿）
①			
②			

<その他>

--

きらきらサポート No.1 カンファレンス・実践記録

モデルケース： きらきら組(年長)	CC日 2019年10月1日
	次回 2019年11月15日

<p>◆相談内容◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 午睡の時に、全体的に騒いでしまう ・ 勝敗のある遊びがスムーズにいかない 	<p>記入例</p> <p>カンファレンスの時に 出たお話を記入します</p>
---	--

<要因の整理>

困っていること	考えられる要因
午睡の時に、全体的に騒いでしまう	<ul style="list-style-type: none"> ・ どうして騒いではいけないのかがわからない ・ 楽しくなってしまう
勝敗のある遊びがスムーズにいかない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負けたくない気持ちが強い ・ 負けたときのより適切なふるまいがわからない

<次回までの実践>

		記入日 2020年11月1日
考えられる要因	具体的な工夫	結果(子どもの姿)
<ul style="list-style-type: none"> ・ どうして騒いではいけないのかがわからない ・ 楽しくなってしまう ・ 負けたくない気持ちが強い ・ 負けた時の、より適切なふるまいがわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣の部屋の音がどのくらい聞こえるか伝える。掲示する。 ・ 「静かに過ごす」ことに焦点をあて、絵本の共有ではなく、1人1冊、自分の布団の上で読む設定とする。 ・ ゲームの前に「負けることもある」「負けても泣かない」と伝えておく ・ 「次がんばろう」などのキーワードを決め、それを毎回伝え続ける。 	<p>ボリュームがあがったときに伝えると、静かになるまでの時間が短くなった。</p> <p>1人1冊読む時間とした。声のボリュームがあがる回数が減った。</p> <p>様子は大きく変わらない 左記の対応を継続している</p>

<その他>

	<p>↑</p> <p>次回訪問日の前に記入して、きりりまで送付いただきます</p>
--	--

3. 各園のまとめと担当心理士よりメッセージ

2019年度きらきらサポートでは、実施された園の先生方が学びあう場として、
「実践発表会」を3月に予定しておりました。

しかし、新型コロナウイルス感染予防のため「実践発表会」が中止となりました。

代わりとして、実践発表会のために各園でご記入いただいたシートを
担当心理士からのメッセージとともに報告書としてまとめました。



【A 園】

困っていたこと・開始時の主訴

- 集団活動への参加（マイペースさ・こだわり・かんしゃく）
- 保護者の方への対応

工夫と結果

◇信頼関係を作る

- 対子ども）スキンシップ・楽しい雰囲気・できないことに注目しすぎない・切り替えを待つ・見守りの中で放っておく・誉め方にも工夫する
- 対保護者）楽しい雰囲気できいことを伝え、1つ困ったことを伝える
根気よく伝えていく・時期を待つ

◇子どもに合わせた関わりを通して、参加できることや椅子に座っている時間がふえた

◇保護者と子どもの様子や苦手なことについても共有できるようになった

大切な視点・気づいたこと

- ◎子どもを受け入れ、大好きな気持ちを伝えていく
- ◎子どもの気持ちを汲み取りながら、みんなと一緒に楽しめるように配慮する
- ◎保護者の思いに担任が一番近くに寄り添いながら一本化し、信頼関係を構築した
- ◎親子ともども信頼関係を作っていくことが大切
- ◎担任と副担任の思いを確認し、チーム保育として全体でも方針を固めていった
- ◎専門的アドバイスや見解により担任が安心できた

《担当心理士よりメッセージ》

*子どもが担任の先生と信頼関係を築き、園生活になじんでいく姿を保護者と共有しながら、いつも母親の気持ちに沿ってコミュニケーションをとっておられました。個別の課題や支援が多い子どもについて、何をどのタイミングでどのくらい伝えるかについて細心の配慮で関わり、それが母親に伝わって信頼関係が築かれる過程を共有しました。

*集団の動きから遅れがちな子どもが複数いる中で、担任の先生が一人一人の特徴を細かく把握し全体の声掛けにより熱心にクラスをひっぱっていらっしゃいました。補助の先生がクラスに積極的に入り、大人が役割を分担しながら、個別対応が必要な子どもを担任の先生とクラス全体への注目につなげていくことを共有したケースでした。

【B園】

困っていたこと・開始時の主訴

- 他の子どもとの関係の構築
- 集団活動の際に落ち着かない・遊びこむ力が伸びるとよい

工夫と結果

- ◇手持ちぶさたの時間を減らすために、子どもが興味を持てるようなおもちゃを出す機会を増やしたり、先生と一緒に遊ぶようにした
- ◇お友達を誘うときに、「行くよ」「来て」等明確でわかりやすい語彙を使うよう伝えた
→友達を言葉で誘うことが増えた
- ◇お友達に手を出す等の行動に対しては、「やめて」と伝えるだけでなく、「～をしたかったんだよね」とまず気持ちを受けとめてから、相手の友達の気持ちを代弁してあげるように、伝えるようにした

大切な視点・気づいたこと

- ◎子どもの目の前の行動に「やめて」と注意しがちだが、様々な要因を考え、その要因に基づく解決策を考えることが大切だと感じた
- ◎大人が「あっ」と言っただけで怒られたと思っている様子があった。また、遊び以外の場面で大人の目を気にするような姿が見られている
- ◎今は子どもにとって安心できる人、居場所になるためには何が必要かを考え様々な工夫をして保育している

《担当心理士よりメッセージ》

- * クラスの先生だけでなく、他学年の担任の先生がカンファレンスに出席してくださいました。その中で子どもの過去のエピソードも話題に上がり成長が共有できました。
- * 園全体で共有することで次年度の支援を意識することにもつながったようでした。
- * “声かけを具体的に”という工夫は、生活の様々な場面で意識することが必要でした。それを先生方が長期的な視点を持って実践してくださったことが、子どもの認知、情緒面の支えになっていると感じました。

【C園】

困っていたこと・開始時の主訴

○年長クラス

全体指示の通りにくさ・子どもどうしのトラブルが多い
落ち着きがなくソワソワしている場面が多い
相手のことが気になり、自分の手がとまる

工夫と結果

- ◇「姿勢を正す」「ピットする」等、毎日同じワードを使って話をする
→少しずつではあるが、話を聞くための姿勢を作ろうとする様子が見られた
- ◇トラブル全てにきちんと対応することも大切ではあるが、話の内容によっては「仕方ないね」といったような言葉掛けをする
- ◇トラブルの際は、場所を変えて話し合う
→「仕方ないね」の言葉で気持ちが落ち着き、納得することもできた
場所を変えることで落ち着いて話ができるようになった
まわりの子どもも必要以上に気にすることがなくなり、自分のやるべきことに目が向き、良い環境が作れるようになった

大切な視点・気づいたこと

- ◎同じ内容ではあっても毎日繰り返し伝えていくことで、子どもの中で意識できるようになっていく
- ◎トラブルの際に場所を変えることで全体が落ち着く
- ◎話し合っている際に間に入ってきってしまう子どもに対しても「今は真剣に話している」ということが伝わりやすくなる

《担当心理士よりメッセージ》

- *クラス運営を考えるにあたり、子ども一人一人の特性や傾向を理解することと同時に、大人が捉えるべきポイントの優先順位をじっくりと考えられたケースでした。
- *先生が個別対応だけでなく、全体指示を工夫することでクラス全体の動きがスムーズになり、結果一人一人の支援に繋がっていたと感じました。
- *リーダー、サブリーダーと、先生方の役割分担をなさっていたことも、チームで取り組むうえで大切な工夫となっていました。

【D 園】

困っていたこと・開始時の主訴

- 朝からエンジンがかからない
- 切り替えが悪く、生活の流れにのれない

工夫と結果

- ◇1人で遊べる感覚玩具を用意し、パーテーションで1人のスペースを作った
→自分から遊べるようになり、活動性があがった。他の子へもよいスペースとなった
- ◇指示と行動が一致するよう援助する1つずつ指示を出す。重点指導期間を作った
→できるパーツが増えた
- ◇気持ちの代弁をする。ダメなものはダメとクラス内で統一する
→泣きが短くなり、あきらめられることが増える

大切な視点・気づいたこと

- ◎指示がいくつわかるか、どのくらいわかるか、個人差がわかった
- ◎個別に重点的に関わったのが有効だった
- ◎じっくり向き合うことで理解が深まり、子どもをほめる機会もふえた
- ◎クラス内での職員の共通理解を十分に行っていくことで、支援方法がわかったのではないかと感じた

《担当心理士よりメッセージ》

- *2歳児クラスで、人員が手厚い環境を活用し、子どもの情報を先生同士で共有しながら、重点的にテーマを決めて関わり、その成長が目に見えたケースでした。
- *子どもとじっくり関わることで、2歳児の特徴である“発達や生理的リズムの成熟に個人差が大きい”という点に目を向けられました。
- *学ばれたことをクラス全体への指導や他の子どもの理解に応用して関わっておられました。

【E 園】

困っていたこと・開始時の主訴

- 話を聞いていない。集団活動に興味がなく1人遊びが多い
- 体や手先の使い方が上手でない(ケンケン苦手、スプーンやフォークが上手に出来ない)

工夫と結果

- ◇メリハリをつけて、行動の1つ1つに理由を伝えて指示をする
 - まわりの状況を見て、友達と一緒に行動できることが増えている
 - 先生とのやり取りが以前よりスムーズになり、少しずつだが顔を見られるようになってきた
- ◇ドッチボールなど、身体を動かす遊びを積極的に取り入れてボディイメージと体幹を作っていく
 - 少しずつ椅子に座ってられる時間がのびている
 - お箸が使えるようになってきた

大切な視点・気づいたこと

- ◎「気になる子」と考えたとき、多動やこだわり、手が出る、等に意識が向きがちになるが、「社会性」への意識が見過ごされてしまうと感じた
- ◎将来を考える上で、他者とのコミュニケーションだけでなく、自分で判断し、考え、過ごす力も大切だと思う
- ◎子どもの姿等について保護者の方に伝わりきらず、家庭で気にしていないことをどう分かっていたかとよいのか悩む

《担当心理士よりメッセージ》

- *個別対応が必要な子どもが複数集まる中でのクラス運営でしたが、“集団参加が難しい”という状況は同じでも、それぞれの子どもたちによって集団に参加できない理由の違いを共有し、その理由を踏まえ丁寧に支援されていたことで、お子さんと先生の信頼関係が強くなっていく様子がうかがえた巡回でした。
- *先生が感じられた子どもの特徴を、保護者の方と共有する方法を積極的に考え、前向きにきらきらサポートを活用していただきました。

【F 園】

困っていたこと・開始時の主訴

- お友達をすぐに触ってしまう
- 注目がそれやすく、集団活動中、注意が散漫になる
- 発達の様子・状況について保護者とどう共有するとよいか

工夫と結果

- ◇担任・大人へのスキンシップで代替する
 - お友達をすぐに触ってしまう感覚への欲求が少なくなっていた
- ◇視覚（見てわかるようにする）で示す工夫、視覚の刺激に対応した
 - 目に入るものにきがそれていってしまうために身支度など自分のやらなければならないことの到達点がつきにくい

大切な視点・気づいたこと

- ◎行動に理由はなく、感覚由来と考えられる行動もある
- ◎視覚情報を簡潔に示すことが、これからも必要
- ◎父と母の間でも視点がちがうことがある
- ◎保護者の方と、困っていることというよりは現状をお伝えしていく

《担当心理士よりメッセージ》

- * “感覚に敏感さやこだわりがある”という子ども自身もコントロールすることが難しい傾向について考えることができた。集団活動の場である園生活で、折り合いをつける方法を先生方が検討し、工夫しておられた。
- * 保護者支援の視点として、母だけでなく父の価値観や気持ちにも沿い、多面的に見立てることの必要性が改めて実感できた巡回だった。

【G園】

困っていたこと・開始時の主訴

- クラスとして就学に向けて課題にどのように向かわせたらよいか
- 感情のコントロールができない時の対応

工夫と結果

- ◇スケジュール表や時計を使い、事前の約束、気づきの促しを行った
 - 朝の会で一日の予定を伝えると、見通しを持って行動できるようになってきた
 - 問題が起これるとリーダーとなる子を中心に話し合おうとする姿が見られ、解決が難しいと保育者に相談する姿が見られるようになった
- ◇職員の役割を分担し連携した
- ◇活動を行う前に、どのように行うのか、どうして行うのかを言葉にして伝えた
 - できない時には達成しやすい内容にした
 - 意欲的に活動できる場面が増えた
- ◇皆と仲良く遊ぶにはどうするのか、何をしなければならないのか、その都度知らせた
 - 少しずつ他者の思いも気づけるようになった

大切な視点・気づいたこと

- ◎職員の役割分担では、「逆ピラミッド」：リーダーは2/3の子を動かしサブリーダーは気になる子に対応する、ことが有効だった
- ◎理解力と感情コントロールの力に差がある子どもが、先生との関係性の中でしぶしぶながらやろうとする姿勢が見られたり、気持ちをほどほどのところでおさめる力がついてきた
- ◎対応する職員がタイミングよく交代することも有効だった

《担当心理士よりメッセージ》

- *年長児のクラス運営を通し、小学校入学に向けて、「先生の話聞く力」を年間通して積みあげたクラスです。
- *ホワイトボードや椅子の配置を学校の教室に見立てて工夫したり、朝の準備など身の回りのことを自分で遂行する力を保護者にも意識してもらうなど、年長児が小学校で困らないようにという、先生方の熱心な思いが伝わる巡回でした。

【H園】

困っていたこと・開始時の主訴

- 着替えに時間がかかる、服が乱雑になってしまう。片付けに時間を要する
- 大人が気にかけることを、関係ない場面でわざとする
- 姿勢が崩れる。爪を触るなど、集中力がない
- 荷物の出し忘れが多い

工夫と結果

- ◇椅子の使い方、導線などを整理する（椅子を使用して自分のスペースで着替える、靴下入れ、帽子かけを近くに置く、など）
 - 着替えやすく、服の入れ違い等がなくなった
- ◇「○の数字におわらせてね」と目安を具体的に伝える
 - 以前より早く片付けを意識的に行えた
- ◇言動、行動に反応しない対応を取り入れる
- ◇パターンになっているやりとりを、違うやりとりにしていく
- ◇体幹の弱さに対して、椅子の平均台、走って止まるなどの動作を取り入れていく
 - 爪を触る回数が少なくなった

大切な視点・気づいたこと

- ◎何がスムーズにいったって、何がうまくいかなかったのかを踏まえて次に生かす
- ◎子どもと関わる中で、子どもの言動に反応するのが当たり前だったが、あえて「反応しない」というアドバイスにはとても驚いたが、その支援などで変化していく子どもたちを見ていくのがとても楽しかった

《担当心理士よりメッセージ》

- *クラス運営の中で、困っている場面を絞り、限られた空間の中で具体的な環境の設定を一緒に考え、毎回積極的に実践し、さらに先生がクラスに合った方法にアレンジしながら取り組んでくださった結果、次の回にはさまざまな変化を巡回の中で共有できました。
- *集団を運営する中で、楽しみながらいろいろな活動を試し、その活動で得られた子どもたちの様子を細かく観察し報告してくださった担任の先生と、毎回カンファレンスに出席し保護者の方との連携を担ってくださった園長先生によって、子どもたちの成長を感じられる巡回となりました。

4. きらきらサポート1年目を終えて

- ◆課題となる行動に対して、その要因や対応の工夫を考え、しばらく実践した結果を「子どもたちの姿」として記録するなど、先生方に考えたり、記入していただいたりすることも多い事業だったが、お忙しい中、熱心にご協力いただいた。
- ◆「子ども」を中心に、必要な関わりや環境調整等を考えていったが、「クラス全体にプラスの効果が見られる」というクラスが多かった。
- ◆「子ども」への対応だけでなく、クラス内の環境調整、また必要に応じて園全体の人員配置についての検討を行なった園もあった。対象クラスだけではなく、園長先生が園全体や、時に担任の先生方のモチベーション維持にも努めておられた。
- ◆カンファレンス（行動観察後の話し合い）で、担当心理士の発言だけではなく、先生方どうして活発な意見交換や情報共有をしていただけた。園長先生や経験を重ねた先生から若い先生へのアドバイスが出てよかった。また、複数学年の先生の参加により、乳児期の様子が聞け、参考になった。
- ◆訪問日のクラス運営や活動内容を配慮していただくこと（園の体制、先生方の役割分担、活動内容の設定）で先生方と具体的な困り感や課題を共有しやすくなった。
- ◆先生方へのエンパワメントも、きらきらサポートの大きな役割だった。先生方が迷いながら実践しておられることに対して、“よい関わりですよ”というメッセージと、その実践を継続するコツやその実践によって得られた子どもたちの変化を感じる視点などをお伝えするよう努めた。

- ◆担任の先生の自信や意欲がさらに強くなったことは、担当心理士にとっても大きな励みとなった。

- ◆実践発表会の計画や、園内での共有にも努めていただくなど、できるだけ“きらきらサポート”で得られた知見がいろいろな場所で活かされることをねらいとした。

- ◆実践発表会は、新型コロナウイルス感染予防のため中止とし、報告書としてのまとめとなった。

- ◆担当心理士の勤務・他業務の都合等により、各園に対して実施できる曜日等にも限りがあるものの、行動観察やカンファレンスの設定を工夫することで、さらに充実したきらきらサポートが行える可能性がある。

- ◆子どもの発達の観点とともに、家庭への支援が課題となる場合もあった。

- ◆先生方との準備・実践の過程で、個人情報取り扱いについては課題があった。安全・安心に、より多くの先生方と実践を共有する場を持てるよう、工夫、検討を重ねる必要がある。

- ◆保育・幼児教育の専門家と、発達の専門家の「協働」により、子どもたちの集団生活がより豊かになっていくことを改めて確認する機会となった。

- ◆担当心理士も、園生活の中での支援という点において、気づかされることも多かった。よりスムーズに実施する体制を構築する必要がある。また、担当心理士に求められるスキルも多く、きりり内における人材育成も急務である。



令和2年度講演会・研修会について

- ◆ 新型コロナウイルス感染拡大状況から、4月～8月の予定は一旦中止し、実施可能か検討。
- ◆ 新型コロナウイルス感染拡大の状況、感染予防の観点から、多人数の集合研修は原則実施しない。
- ◆ ただし、学習会(ペアレントトレーニング等)については、少人数設定で9月以降に実施する(感染拡大状況により中止の可能性あり)。
- ◆ 発達支援センターとして、学びや研修の機会を市民の皆様に提供するため、専門職により「紙面ミニ講座」を作成し、利用保護者、関係各所に配布する。

種別	年度当初予定	代替案等
一般市民向け 研修	年2回開催	代替として、専門職(心理士・言語聴覚士・作業療法士・理学療法士)による「紙面ミニ講座(リーフレット)」を作成し、きらり利用者、市内保育園・幼稚園・子ども園・学校・学童・その他子育て支援関連施設等に配布。 4～5つのテーマを予定。
支援者向け 研修	年2回開催	
きらり保護者向け 学習会	年1回開催	
	「就学相談・小金井市における特別支援教室」	教育委員会資料を情報提供(済)
	子どもとの関わり連続講座 6回シリーズ 6名程度	3回に縮小し3名程度で開催
	ペアレントトレーニング (年中・年長児)7回シリーズ 6名程度で前期・後期	4名程度で後期に開催
	ペアレントトレーニング (小学生)7回シリーズ 6名程度で前期・後期	4名程度で後期に開催

令和2年度運営協議会開催予定

1 年間開催回数

3回

2 次回以降の予定

回	開催日	時間	場所
第2回	令和2年11月6日(金)	午前10時から正午まで	きらり (予定)
第3回	令和3年1月28日(木)	午前10時から正午まで	きらり (予定)

※ 現時点での予定となります。新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、開催中止や場所・方法の変更もあり得ます。

小金井市児童発達支援センターの指定管理者の更新について

小金井市児童発達支援センターは、平成25年10月に開設し、開設当初より平成27年度までは業務委託、平成28年度より指定管理者として社会福祉法人雲柱社に運営をしていただいています。

この度、令和3年3月末をもって5年間の指定管理期間が満了となるため、次年度から5年間の指定管理者を選定する必要があります。

事務局といたしましては、各種事業の利用者アンケートの結果（お配りしました令和元年度業務評価報告書もあわせてご確認ください）、東京都福祉サービス第三者評価の利用者意見、巡回相談事業（きらきらサポート）が開始され間もないこと等から、センターの継続的かつ安定的な運営を図るため次年度からの5年間につきましても引き続き社会福祉法人雲柱社を指定管理者の候補者としたいと考えています。

委員の皆様より本件についてご意見を頂戴したく存じます。

※ 参考

利用者アンケート（外来訓練事業・親子通園事業）の結果

問：市が委託している運営事業者についてどのように感じていますか？

「大変満足である」「概ね満足である」の合計数の割合

【外来訓練事業】

平成28年度	88%
平成29年度	81%
平成30年度	82%
令和元年度	85%

【親子通園事業】

平成28年度	72%
平成29年度	100%
平成30年度	100%
令和元年度	80%

改正

平成28年3月31日規則第37号

小金井市児童発達支援センター運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市児童発達支援センター条例（平成25年条例第19号）第19条の規定及び小金井市と小金井市児童発達支援センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）との間で取り交わす管理に関する基本協定に基づき、小金井市児童発達支援センター（以下「センター」という。）の利用者及び関係者の意見を反映して指定管理者の事業運営の適正化を目的として設置する小金井市児童発達支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌し課題解決等に向けた方策の提案並びに実施事業の執行状況の検証及び評価（以下この条において「提案等」という。）を行う。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) センターの管理に関すること。
- (3) センターの事業執行に関すること。
- (4) その他センターの事業に関すること。

2 協議会は、提案等の結果を速やかに市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) センター利用者の保護者 3人以内
- (2) 市内関係団体代表 4人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 関係行政機関の職員 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上の者の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第8条 協議会は、公開とする。ただし、公開することが協議会の公正な運営に支障があると認められるときは、出席委員の過半数の議決により、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部自立生活支援課において処理する。

(委任)

第10条 この規則の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日規則第37号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

小金井市児童発達支援センター事業詳細計画



平成25年3月

小金井市

はじめに

「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち（福祉と健康）」を目指して

近年、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童には、その特性を早期に発見し、その児童に合わせた支援へとつなげることが重要となります。

市では、東小金井駅北口土地区画整理事業に伴うピノキオ幼稚園の移転改築に併せ、定員の拡充、業務の充実及び発達支援事業の構築に向けて検討を行ってきました。



その中で、発達支援事業の構築においては、現在、多くの部署で行っている発達支援に係る相談事業等の統合または連携を図るため、関係する3部7課の部課長職及び課長補佐職で構成する「発達支援事業検討部会」を設置し、検討を重ねてきました。

さらに市民の皆様と一緒に事業を構築していくため、平成23年11月から月1回のペースで合計18回にわたり意見交換会を開催し、発達支援事業の内容について意見交換を行ってきました。意見交換会では、皆様の体験談等を伺うことができ、市民ニーズを把握するにあたって、重要な機会であったと感じています。市では、いただいた意見を真摯に受け止め、児童発達支援センターが市の発達支援事業の中核的な施設となるようにするため、この度、「小金井市児童発達支援センター事業詳細計画」としてまとめることとしました。

今後は、この計画をもとに、利用者やご家族の皆様ならびに関係機関と育んできた関係をさらに強固にし、皆様とともに発達支援事業を推進していくセンターを目指していきたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたり、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、各関係機関ならびにご協力をいただきました皆様に深く感謝を申し上げます。

平成25年3月

小金井市長

箱葉孝考

小金井市児童発達支援センター事業詳細計画 目次

1	詳細計画を策定する目的	1
2	発達支援センターの事業概要	2
(1)	実施事業	2
(2)	利用対象者	2
(3)	開所時間及び休館日	2
(4)	職員配置	3
(5)	支援の流れ	4
3	相談部門	6
(1)	相談支援事業（児童相談支援事業）	6
(2)	連携事業	8
(3)	地域支援事業（保育所等訪問支援事業）	10
4	発達支援部門	14
(1)	学齢児童対象事業（放課後等デイサービス事業）	14
5	通園部門	16
(1)	通常通園（児童発達支援事業）	16
(2)	児童一時預かり事業	18
(3)	親子通園事業	20
(4)	外来訓練事業	22
6	発達支援センターの施設と業務時間	24
(1)	施設の概要	24
(2)	各事業の業務時間	27
7	発達支援センターの運営に対する取組	27
(1)	意見・要望等の把握	27
(2)	児童発達支援センター運営協議会	27

参考資料

・児童支援利用計画案	29
・さくらシート（支援シート）の管理・活用	33
・小金井市の発達支援事業に係る基本理念	36
・（仮称）小金井市児童発達支援センターに係る基本的な計画	37
・小金井市児童発達支援センター条例	44
・小金井市児童発達支援センター条例施行規則（案）	48
・小金井市児童発達支援センター運営協議会規則（案）	51

1 詳細計画を策定する目的

本市では、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる乳幼児の早期発見・早期支援から、生涯にわたる支援を行うための発達支援事業の中核的な施設として、平成25年10月から小金井市児童発達支援センター（以下「発達支援センター」という。）を設置します。

発達支援センターを整備することによって、相談窓口の一元化、対象となる児童^{※1}への適切な支援の拡充、関係する機関との連携をより充実させていくことができ、子育て支援の環境が整ったまちとなり、誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまちとなることを目指します。

また、発達支援センターでは、法外施設として運営を行ってきたピノキオ幼稚園を再整備し、引き続き児童の発達を支援する施設として開設する予定です。

上記のような発達支援センターを目指すために、平成24年9月に小金井市の発達支援事業に係る基本理念（以下「基本理念」という。）及び（仮称）小金井市児童発達支援センターに係る基本的な計画（以下「基本的な計画」という。）を策定し、発達支援センターの基本方針として以下の項目を掲げています。

- 誰もが利用しやすい発達支援センター
- 相談から療育までの一貫した支援のできる発達支援センター
- 各種機関の連携の核となる発達支援センター
- 早期に発見し、支援につなげる機能を持った発達支援センター
- 利用者等の意見を反映させた発達支援センター
- 発達支援事業の広報周知、理解啓発を行う発達支援センター

この基本方針を達成するために、以下の(1)から(4)までを目的として小金井市児童発達支援センター事業詳細計画を作成します。

- (1) 利用者一人ひとりの個性が大事にされ、適切な療育が実施されるようにします。
- (2) 児童及び保護者等（等の中には、きょうだい、祖父母等が含まれる。）の相談に対して、充分に対応し、安心して利用を継続することができるようにします。
- (3) 発達支援センターの運営においては、小金井市（以下「市」という。）の中核施設として関係機関にも周知・啓発を含めて連携・支援ができるようにします。
- (4) 利用者、保護者等、関係機関が、発達支援センターの事業内容、利用方法、効果について理解できるようにします。

※1：本文における用語の定義として以下のように定めます。

- i 乳児：満1歳に満たない者
- ii 幼児：満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- iii 児童：満1歳に満たない者から満18歳に達するまでの者

2 発達支援センターの事業概要

(1) 実施事業

発達支援センターで行うことは、以下の①から⑧のとおりです。

- ① 相談支援事業（児童相談支援事業）
 - ② 巡回指導等（保育所等訪問支援事業）
 - ③ 放課後等デイサービス
 - ④ 通常通園（児童発達支援事業）
 - ⑤ 児童一時預かり事業
 - ⑥ 親子通園事業
 - ⑦ 外来訓練事業
 - ⑧ 児童の発達についての知識の普及及び啓発に関する事業
- 詳細は、「3 相談部門」をご覧ください。
- 詳細は、「4 発達支援部門」をご覧ください。
- 詳細は、「5 通園部門」をご覧ください。

参考：小金井市児童発達支援センター条例 第4条

（仮称）小金井市児童発達支援センターに係る基本的な計画

(2) 利用対象者

(1)で示した事業を利用する人については以下のとおりです。

- ① 相談支援事業（児童相談支援事業）は、18歳未満の児童及びその保護者
- ② 保育所等訪問支援事業^{※2}は、18歳未満の児童で、その保護者が児童通所給付費の支給決定^{※3}を受けた方
- ③ 放課後等デイサービスは、おおむね小学校6年生までの児童で、その保護者が児童通所給付費の支給決定を受けた方
- ④ 通常通園（児童発達支援事業）は、2歳以上の幼児で、その保護者等が児童通所給付費の支給決定を受けた方
- ⑤ 児童一時預かり事業は、乳児及び幼児
- ⑥ 親子通園事業は、幼児とその保護者
- ⑦ 外来訓練事業は、2歳以上の幼児

※2：巡回指導等は「巡回指導」と「保育所等訪問支援事業」があり、保育所等訪問支援事業は保護者等が利用し、巡回指導は施設の職員が利用する。

※3：支給決定の流れについては、3(1)相談事業で説明する。

参考：小金井市児童発達支援センター条例 第7条

（仮称）小金井市児童発達支援センターに係る基本的な計画

(3) 開所時間及び休館日

発達支援センターの開所時間は、平日の午前8時30分から午後7時までです。

休館日は以下の①から④のとおりです。

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 1月2日及び同月3日
- ④ 12月29日から同月31日まで

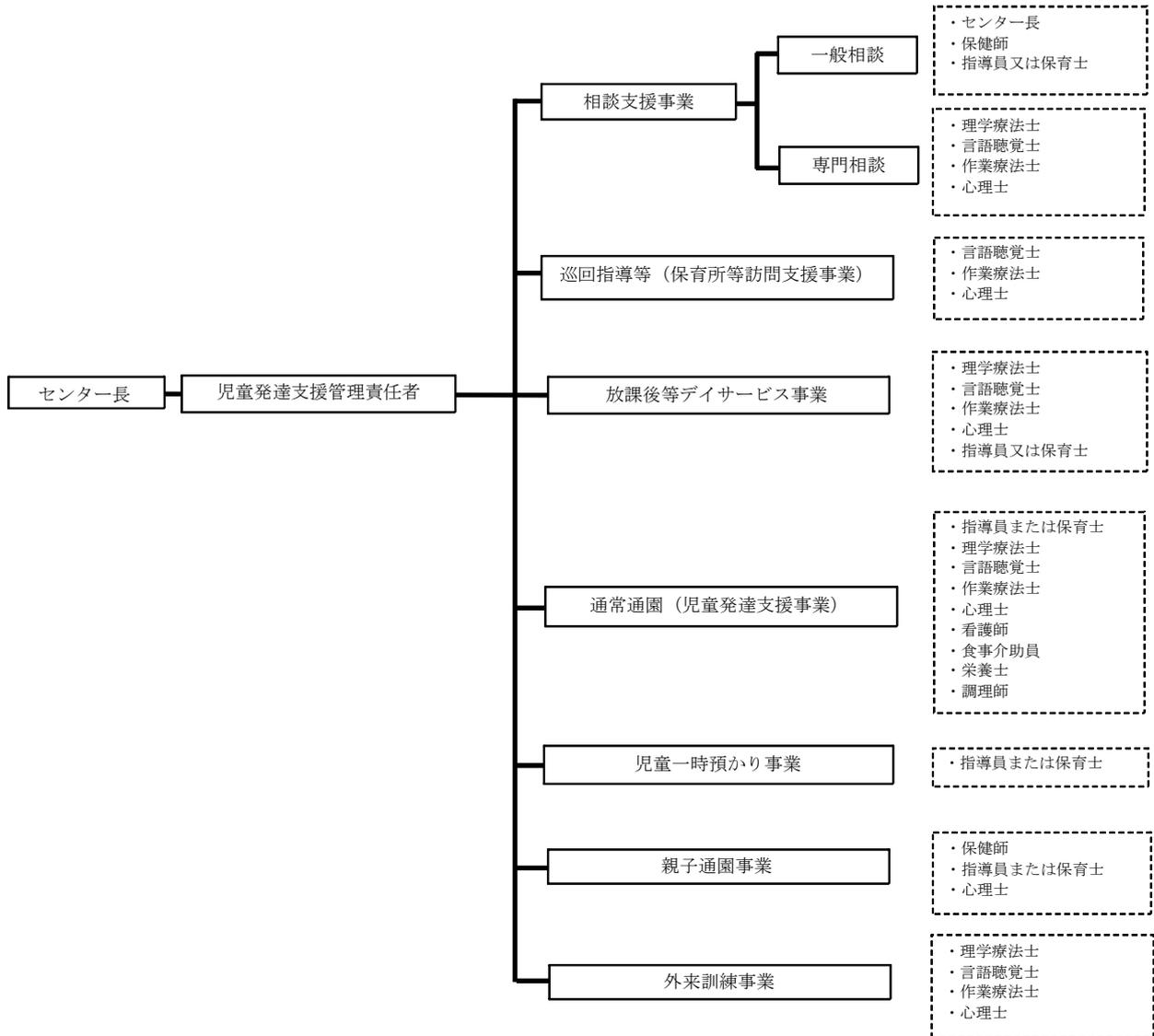
参考：小金井市児童発達支援センター条例 第5条及び第6条

(4) 職員配置

各事業を実施するための職員配置は、以下のとおりです。

なお、各事業で同様の職種の職員を配置する際には兼職することができます。

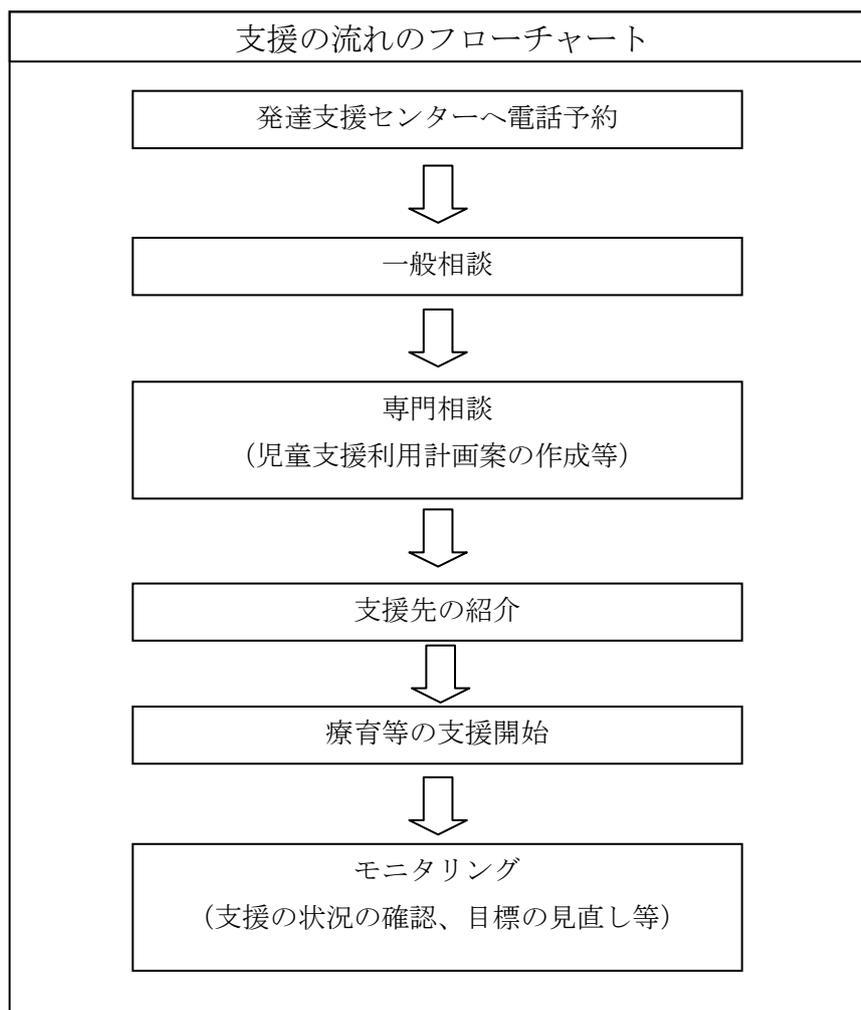
職員配置図



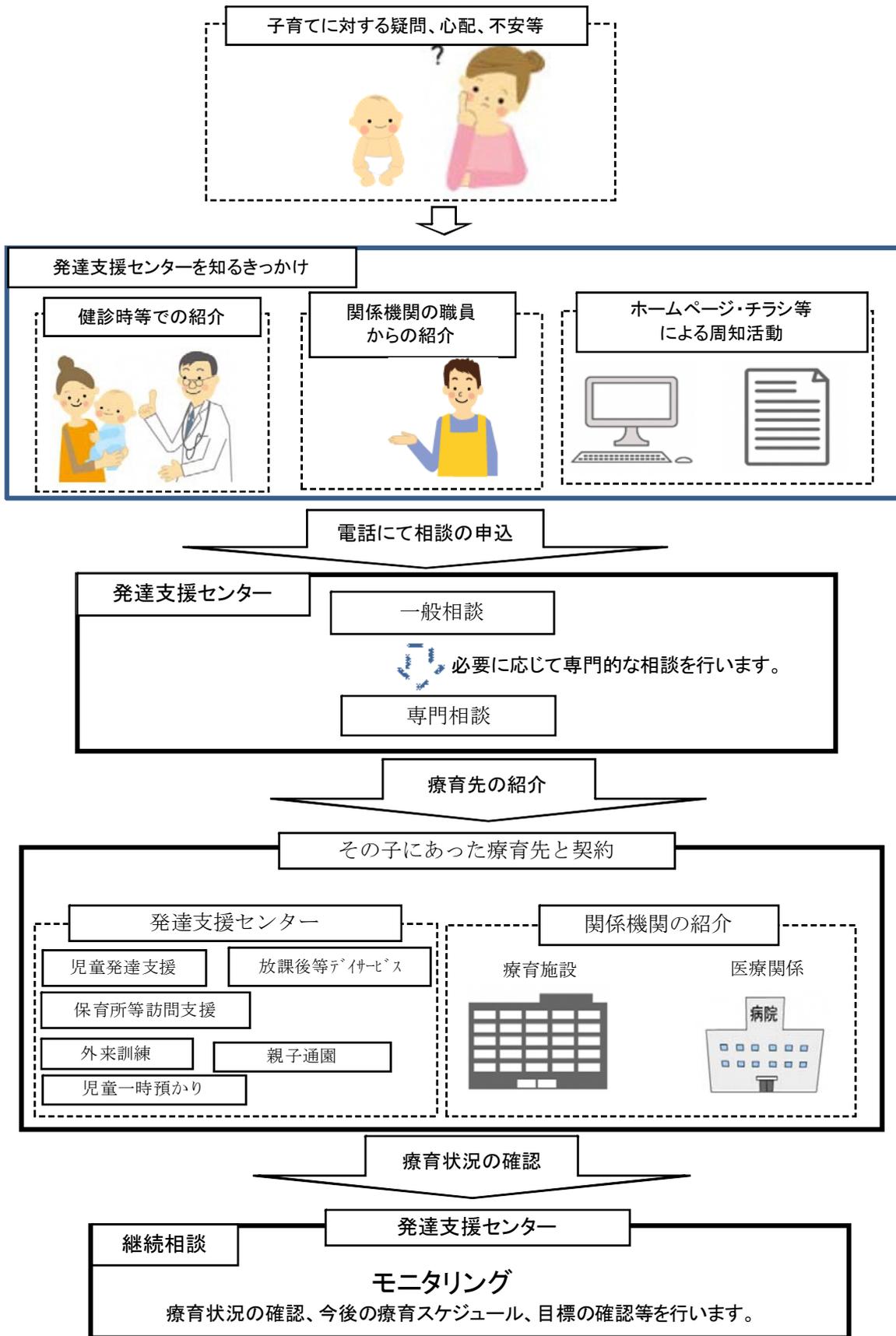
※その他の職種として、清掃等担当する職員を配置します。

(5) 支援の流れ

発達支援センターを利用される方には、まずは電話で予約していただき、一般相談を受けていただきます。相談の内容により、専門的な相談が必要な方には別途専門相談を受けていただき、支援の内容等を見立てます。相談後、発達支援センター以外で支援を受けることとなった場合でも、発達支援センターでは保護者等との面談、療育の状況の確認、今後の療育目標等について確認・調整を行っていきます。



参考：支援の流れは図1のとおり



3 相談部門

(1) 相談支援事業（児童相談支援事業）

① 事業の目的

- ア) 心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童とその保護者等に対し、児童の成長に関する相談を通し、適切な対応や必要な支援につなげることで、心配や不安の軽減を図り、児童と家族等の良好な関係性や子育てへの自信等を促します。
- イ) 児童に対し、発達に応じた適切な対応を検討していくために、専門的立場から、療育の必要性の判断や療育方針を定める診断・評価を行い、一人ひとりに応じた支援プログラム（児童支援利用計画案^{※4}）を作成し、効果的・効率的な支援が受けられるよう努めます。

② 事業概要

相談支援事業には、一般相談及び専門相談があります。

一般相談では、児童の相談だけでなく、保護者自身の悩み、家族支援等も含めた相談体制を構築します。

専門相談は、一般相談において専門的な相談が必要と判断された児童の専門的な相談（言語、身体、心理及び発達等に係る相談）を実施します。

③ 事業の流れ

相談支援事業では、相談を希望される方からの電話を受けて、面談する日時の調整等を行います。相談を希望される方は、面談の日時に対象の児童とともに発達支援センターに来ていただき、一般相談を受けていただきます。その際に、児童の症状、状況、保護者等の考え等について確認をします。その後、専門的な相談が必要であれば専門相談を行います。

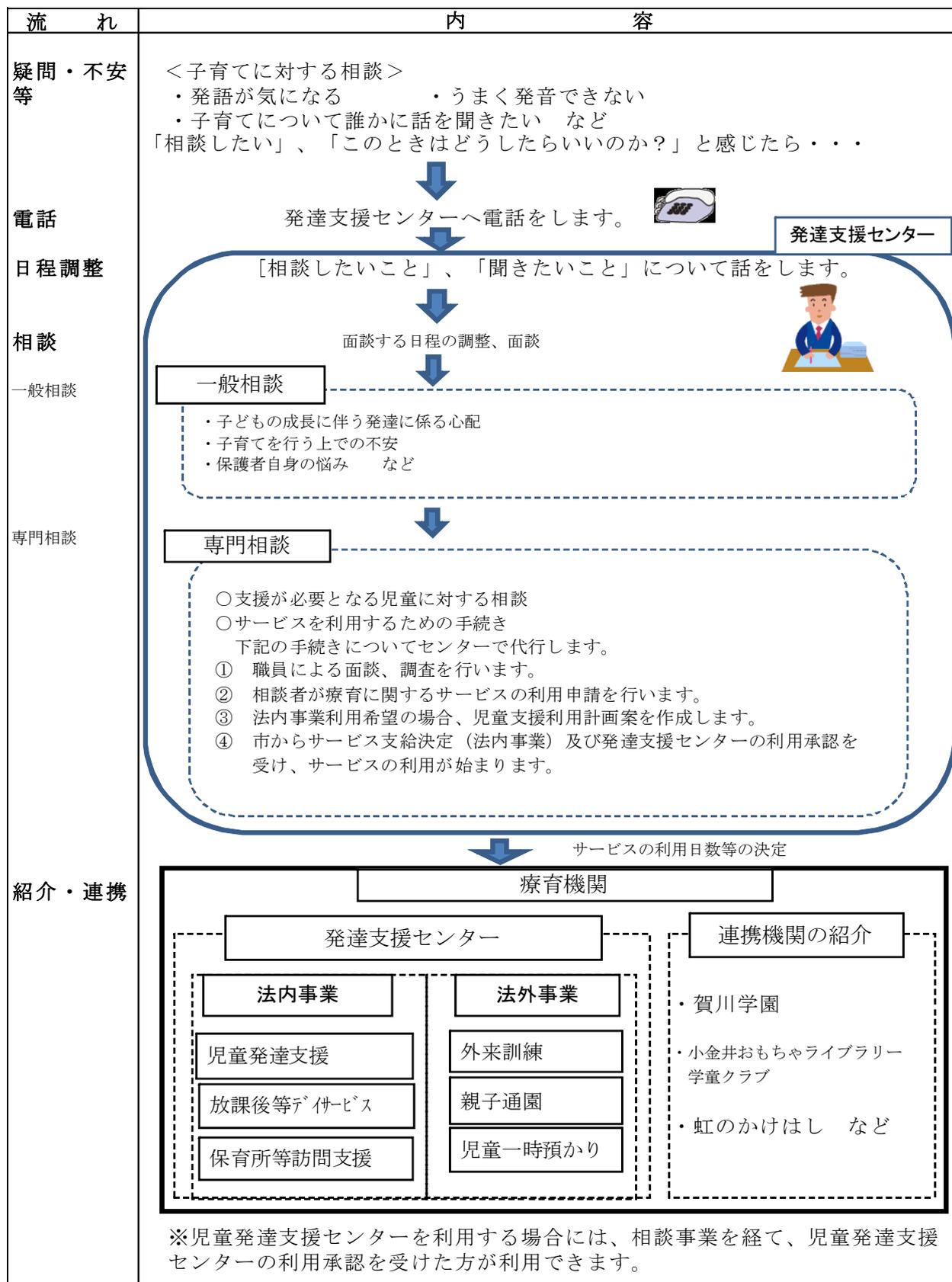
専門相談では、状況を確認の上、支援が必要であれば、支援を受ける手続きを行い、療育先を検討・選択し、契約を交わして療育が始まります。なお、これら一連の手続きに必要な書類等は、発達支援センターへ提出をすることで、手続きができます。

※4：児童支援利用計画書案は参考資料1

参考：相談事業の流れは図2のとおり



相談事業の流れ



(2) 連携事業

① 事業の目的

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童のライフステージに応じ、専門的かつ切れ目のない支援体制を整備します。

② 事業概要

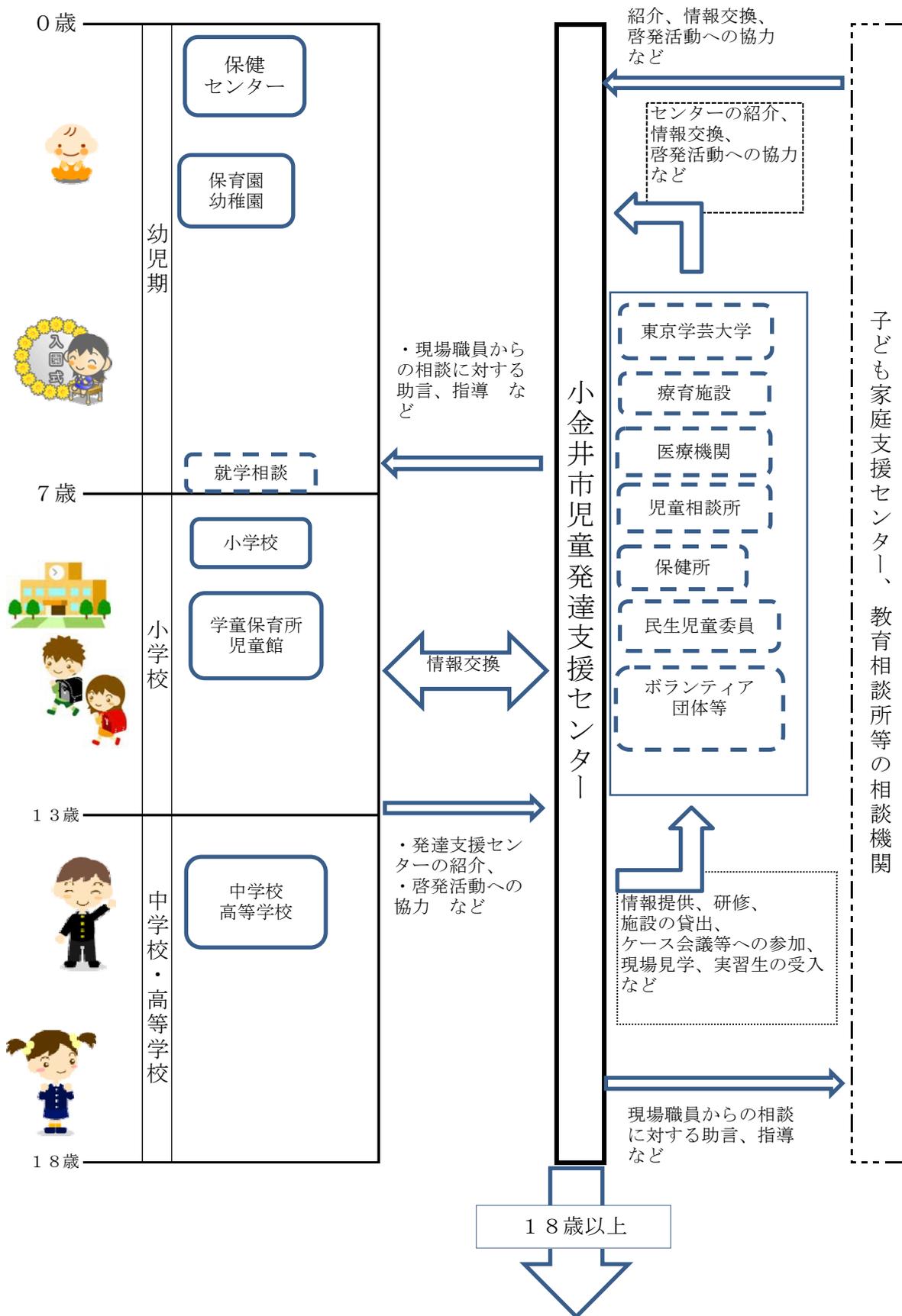
相談から療育までの円滑な支援を行うため、保健センターで実施している母子保健事業をはじめ、保育施設等及び教育施設で実施している支援が必要な児童に係る事業との連携を図り、必要に応じて関係者会議等を行うことにより、切れ目のない支援体制を整備します。

また、関係機関からの相談を受けた場合は、その対応方法、指導内容等について指導及び助言を行います。

さらに、児童が18歳に達した場合は、成人部門である小金井市障害者地域自立生活支援センターへ引継ぎ、継続した支援を行います。

参考：連携体制図は図3のとおり

連携体制図（案）



小金井市障害者地域自立生活支援センターに引継ぐ

(3) 地域支援事業（保育所等訪問支援事業）

① 事業の目的

心身の発達において特別な配慮が必要な児童やその保護者等が、集団生活に適応するために、発達障がい及び発達支援センターの理解・周知、保護者等の交流、関係職員のスキルアップを行い、児童の通う保育施設等の安定した利用の促進を図ります。

② 事業の概要

ア) 啓発活動

a) 事業概要

発達障がい及び発達支援センターの理解・周知のために、パンフレットの作成、講演会等の実施による啓発活動を行います。

b) 対象者

保護者等、地域の方、妊娠中の方、関係機関の職員

c) 啓発活動の内容

- ・発達障がいを啓発するパンフレットの作成
- ・発達支援センターを紹介するパンフレットの作成
- ・家庭でできる療育案内・指導
- ・講演会等の実施

イ) 保育施設等職員研修

a) 事業概要

発達障がい及び発達支援センターの理解・周知のために、保育施設等の職員に対する研修を行います。

b) 対象職員

現場で働く職員（保育施設、小学校等）、庁内で働く職員等への研修

c) 研修内容

- ・相談に対する研修
- ・療育に対する研修
- ・発達支援センターの見学
- ・発達障がいに対する研修
- ・さくらシート^{※5}に対する研修

※5：さくらシートは参考資料2

り) 巡回指導（巡回相談）

a) 事業概要

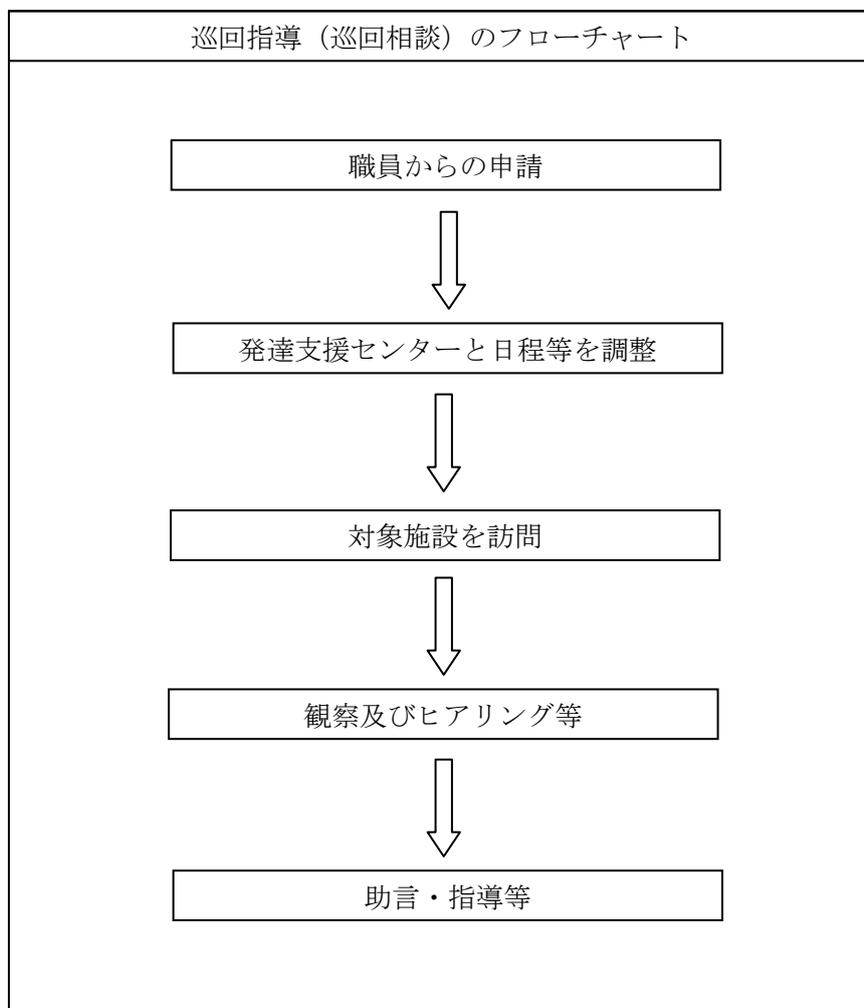
保育施設等の職員からの要望に応じて専門職員が対象施設へ訪問し、今後の対応等について指導・助言をします。

b) 事業の流れ

巡回指導（巡回相談）では、保育施設等の職員からの要望に応じて、事前に日時、場所、対象児童の状況、指導・助言を希望する事項等について調整ができた後、専門職員が訪問します。

対象施設では、対象児童の集団での状況、友達との関係、職員の気になること等を観察し、担任の先生等のヒアリングを行った上で指導・助言等を行います。

※実施時期については検討中



エ) 保育所等訪問支援事業

a) 事業概要

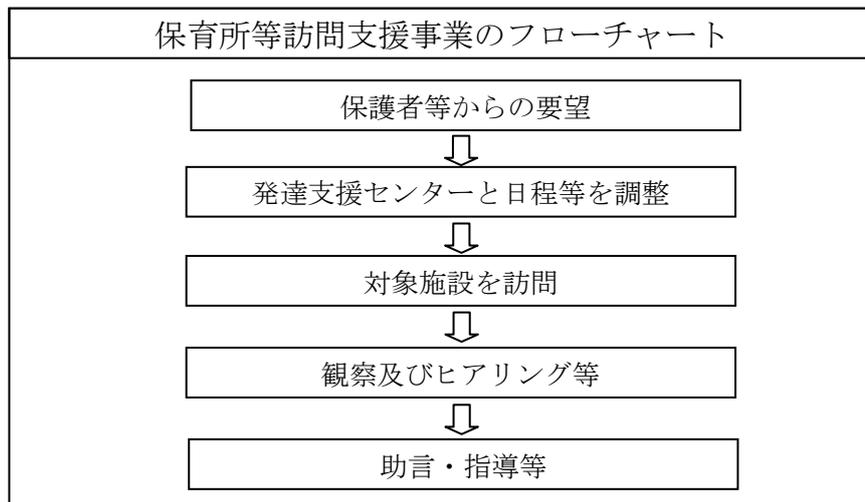
集団生活における児童の特徴について、保護者等からの要望に応じて発達支援センターの専門職員が要望された施設へ行き、対象児童の集団生活での状況を確認し、担任の先生等も交えて指導・助言等を行い、集団生活に適応できるようにします。

b) 事業の流れ

保育所等訪問支援事業では、保護者等からの要望に応じて、保護者等及び訪問先の施設との調整ができた後、専門職員が対象施設へ訪問します。

対象施設では、対象児童の集団での状況、友達との関係、保護者等の気になること等を観察し、施設の職員に対して児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

参考：保育所等訪問支援事業の流れは図4のとおり



保育所等訪問支援事業の流れ

流 れ	内 容
調整	<p><訪問日時の調整> ・利用申請者と訪問する日時の調整を行います。</p> <div data-bbox="379 533 1324 846" style="border: 1px solid blue; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px 0;">  <ul style="list-style-type: none"> ・児童のお名前は？ ・児童の年齢は何歳ですか？ ・訪問時に確認をご希望される内容は何ですか？ ・児童の様子・状態はいかがですか？ ・支援シートはお持ちですか？ ・ご希望する日はいつですか？ ・ご希望する時間帯は何時からですか？ ・訪問する施設はどちらですか？ </div> <p>・訪問先の施設と訪問する日時の調整を行います。</p>
訪問	<p><訪問> ・利用申請をした施設への訪問を行います。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">    </div>
確認	<p><確認> ・集団生活内での児童の状況、友達との交流の状況等を確認し、保護者、施設内での児童の担任等と話をし、今後の療育内容、指導方法等について話し合いを行います。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div>

4 発達支援部門

(1) 学齢児童対象事業（放課後等デイサービス事業）

① 事業の目的

小学校在学中の児童に対して、放課後等の時間を利用し、必要な支援や居場所を確保することで、本人の生活能力向上や自立を促します。

② 事業概要（定員：10人）

小学校在学中の支援の必要な児童に対して、放課後等の時間を利用した生活能力向上のための療育訓練を実施します。また、その児童の自立を促進するために、放課後等の居場所づくりのための場を提供します。

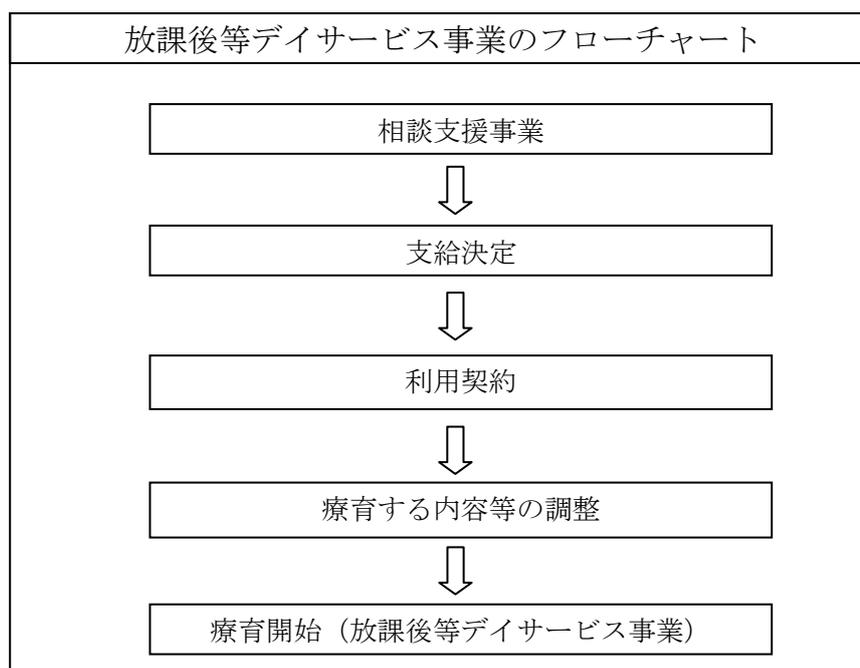
③ 事業の流れ

放課後等デイサービス事業では、保護者等とのサービス利用契約締結に伴い、面談を行い、保護者等の希望、対象児童の目標等を確認して個別支援計画を作成し、療育内容、利用できる日数等について調整します。

調整後、放課後等デイサービス事業を受けられる日に来所します。

放課後等デイサービス事業は、下校時刻から午後6時まで実施し、終了時刻までに保護者等に迎えに来ていただき帰宅します。

参考：放課後等デイサービス事業の流れは図5のとおり



学齢児童対象事業（放課後等デイサービス事業）の流れ

流 れ	内 容	目 的
来所	<p>< 来所 > ☆学校終了後、児童発達支援センターへ来所します。 ・自分で1日のスケジュールの確認 ・身支度（訓練の内容に応じて着替え など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・療育をする目的の理解
療育	<p>< 療育 > ☆小学校在学中の支援の必要な児童の状況に応じて以下の内容を組み合わせて行います。</p> <p>（集団）</p> <p>○遊び 集団での遊びを行います。 </p> <p>○集団学習 学校の勉強、ソーシャルスキルトレーニング等を行います。</p> <p>○製作 お絵かき、工作などを行います。 </p> <p>○放課後の居場所作り 保護者が安心して預けられる場の提供を行い、自由時間の中で児童がしやすい環境づくりを行います。</p> <p>（個別）</p> <p>○個別学習 集団では集中できない場合には、勉強ができる環境づくりを行います。（個別相談室等を使用）</p> <p>○個別訓練 ☆言語聴覚療法（ST） ☆作業療法（OT） ☆理学療法（PT） ※訓練内容の詳細は図9「外来訓練事業」のとおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会性、協調性等を育みます。 ・社会のルールを学びます。 ・学習の習慣を身につけます。 ・注意力、想像力を養います。 ・手指の訓練、協調性を養います。 ・自由時間の中で「自分で選択する」、「自分の考えを主張する」等の力を養います。 ・学習の習慣を身につけます。 ・学校の授業についていけるようにします。 ・一人ひとりに必要な個別訓練を行い、保護者や本人が望む目標を達成できるようにします。
終了	<p>☆保護者のお迎えにより帰宅</p>	

5 通園部門

(1) 通常通園（児童発達支援事業）

① 事業の目的

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる幼児に対し、基本的な生活習慣の自立を図り、機能・言語等の療育・訓練を行うことで、社会への適応を促します。

② 事業概要（定員：21人（平成25年度は15人））

児童支援利用計画及び個別支援計画に基づき、市が入園を決定した心身の発達において特別な配慮が必要な幼児に対して、個別及び集団による日常生活に必要な機能訓練や生活指導を実施します。

③ 事業の流れ

通常通園（児童発達支援事業）では、保護者等とのサービス利用計画締結に伴い、面談を行い、保護者等の希望、幼児の目標、児童支援利用計画等をもとに個別支援計画を作成し、療育内容、利用できる日数等について調整をします。

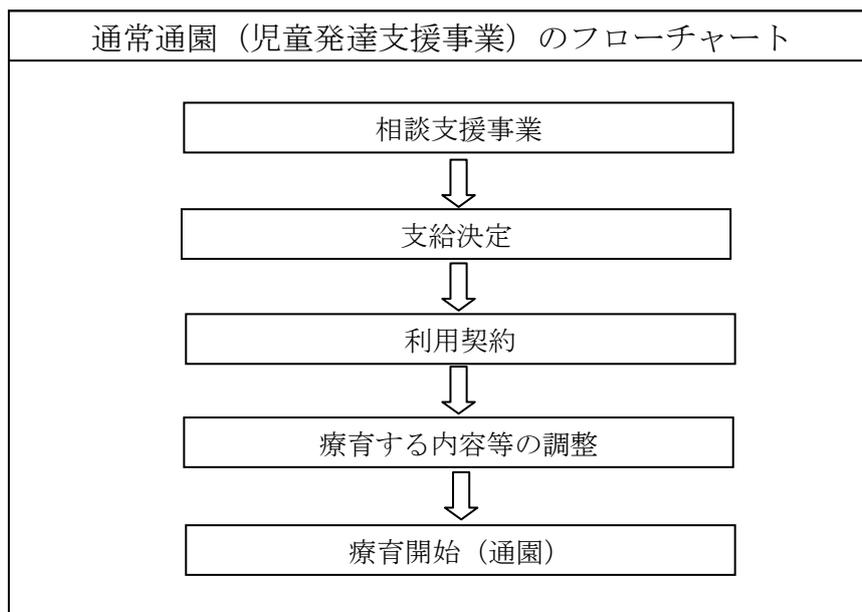
調整後、通常通園（児童発達支援事業）を受けられる日に来所し、療育・訓練を受けます。

また、個別での専門的な訓練として言語療法、作業療法、理学療法、心理療法等を行います。

事業内容については、ピノキオ幼稚園で実施していた事業内容を継続して実施します。

通常通園（児童発達支援事業）は、午前9時30分から午後2時まで実施します。

参考：通常通園（児童発達支援事業）の流れは図6のとおり



通常通園（児童発達支援事業）の流れ

流 れ	内 容	目 的
来所 (朝の受け入れ)	<p><来所> ☆支度をする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主性を育てます。
朝の集まり	<p>☆おはようの挨拶、名前呼び、手遊び、歌 など</p> <p>※個別指導、運動や机上等の課題をします。 個別訓練の内容は、図9外来訓練で説明をします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなで一つのことを楽しみます。 ・個々の目的にあった課題に取り組めます。
リズムor サーキット	<p><リズム又はサーキットで体を動かす> <リズム> ○走る ○止まる ○ジャンプ ○横転 ○四つん這い など</p> <p><サーキット> ○登る ○くぐる ○渡る ○またぐ など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な体の動きを経験します。 ・ボディイメージ ・パワーアップ
感触遊び or製作	<p><感触遊びや製作を行う> ○のり ○絵具 ○クレヨン ○小麦粉粘土 ○片栗粉 ○スライム など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感触に慣れ、楽しみます。 ・道具の使い方を知ってもらいます。
戸外活動	<p><散歩や庭遊びにより屋外での活動を行う></p> <p><散歩> ○公園など行き先を決めた散歩</p> <p><庭遊び・公園> ○屋外での固定遊具や砂場での遊び</p> <p><交流保育> ○けやき保育園との交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大人に沿って歩きます。 ・交通ルールを理解します。 ・遊具の使い方を知ります。 ・好きな遊びを見つけます。 ・他の児童との関わりを知ります。
食事	<p><食事を通して摂食指導を行う> ○個々に対応した摂食指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食べる楽しみを知ります。 ・食事のマナーを知ります。
午睡	<p><午睡></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体を休めます。 ・リラックスします。
帰りの集まり	<p>☆帰り支度をする ○当番によるシール帳配り ○さよならの挨拶</p>	

(2) 児童一時預かり事業

① 事業概要（定員：2人程度）

保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、葬祭等社会的にやむを得ない理由により、緊急かつ一時的に家庭における育児が困難となった場合に、特別な配慮が必要な乳児・幼児を一時的に預かり、保護者の負担の軽減を図ります。

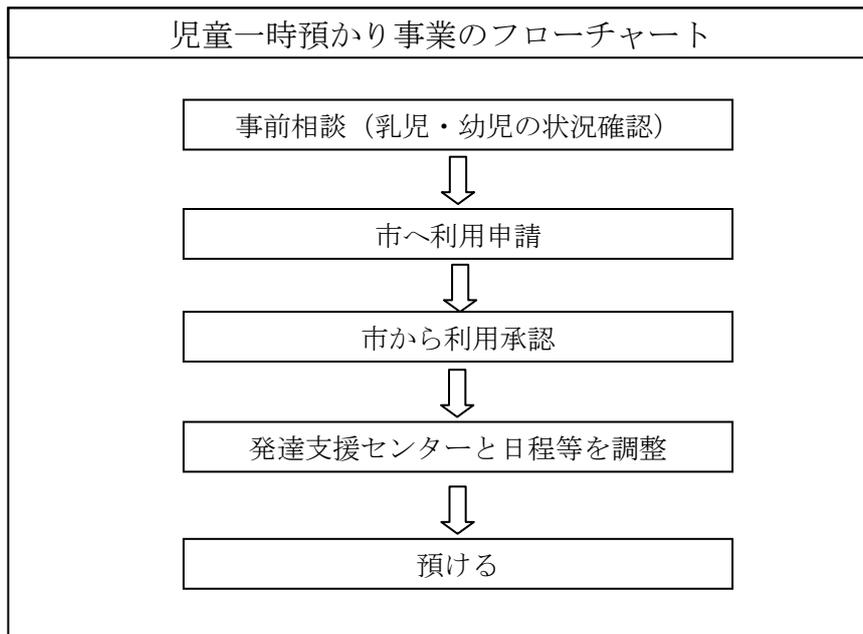
② 事業の流れ

児童一時預かり事業では、乳児・幼児の名前、さくらシートの有無の確認、希望される日時の確認等を行い、調整した日程の終了時刻まで預かります。この際、乳児・幼児が飲む飲料水、昼食を必要とする場合には昼食、着替え、おむつ等の生活上必要なものは、全て保護者に持参していただきます。

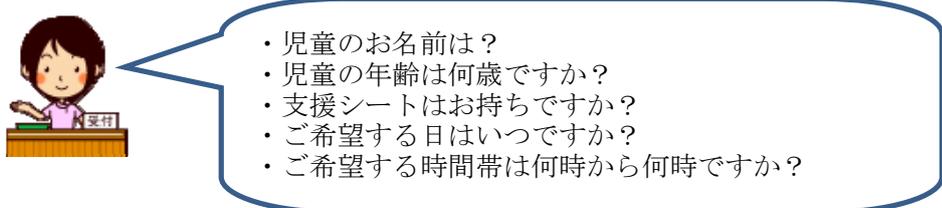
児童一時預かり事業は、午前9時から午後5時までの利用時間内で預かります。

※事業実施時期は検討中

参考：児童一時預かり事業の流れは図7のとおり



児童一時預かり事業の流れ

流 れ	内 容
調整	<p><預かる日時の調整> ・利用申請者と預かる日時の調整を行います。</p>  <p>・児童のお名前は？ ・児童の年齢は何歳ですか？ ・支援シートはお持ちですか？ ・ご希望する日はいつですか？ ・ご希望する時間帯は何時から何時ですか？</p>
来所	<p><来所> ・対象児童を連れて来所し、預かる時間、注意事項、持ち物等の確認を行います。</p>
持ち物	<p><持ち物> <input type="checkbox"/> 支援シート（ファイル） <input type="checkbox"/> 昼食、おやつ等 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 着替え <input type="checkbox"/> おむつ（必要に応じて） など</p> 
預かり	<p><預かり> ・利用時間終了まで預かります。</p> 

(3) 親子通園事業

① 事業の目的

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる幼児とその保護者等に対し、幼児との関わり方や遊びを通して幼児の発達状況、保護者等の理解の状況等をみて、適切な指導・助言をし、幼児の社会への適応、保護者等における適切な幼児との関わり方の習得を促します。

② 事業概要（定員：5組程度）

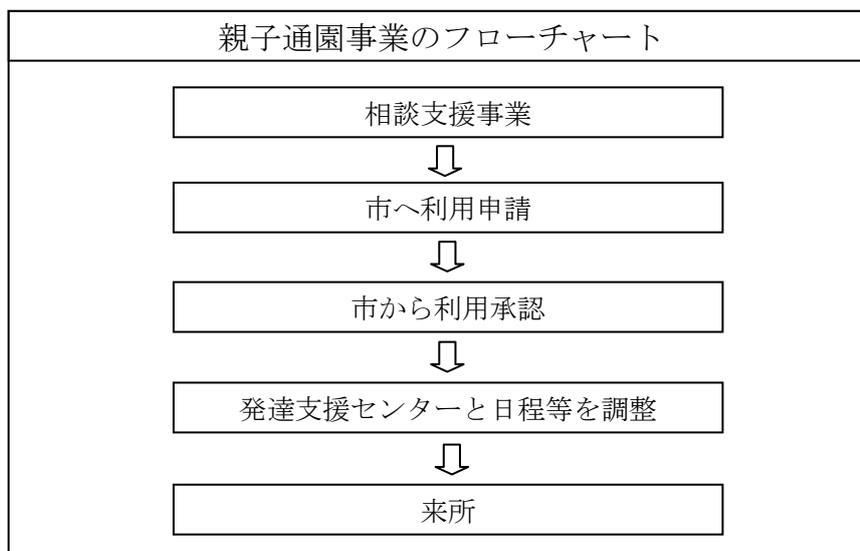
心身の発達に特別な配慮が必要な幼児及びその保護者等に対して、相談支援事業の見立てに基づいて、小グループに分け、プログラム（遊び）を通して、幼児の状況、集団での状態を観察すると同時に、保護者等に対して幼児との関わり方、遊び方等を知ってもらいます。

③ 事業の流れ

親子通園事業では、幼児の名前、さくらシートの有無の確認、希望される日時の確認等を行います。調整した日時に対象幼児と共に保護者等に発達支援センターへ来ていただき、集団での活動を行います。

親子通園事業は、午前10時から正午まで実施します。

参考：親子通園事業は図8のとおり



親子通園事業の流れ

流れ	内 容	目 的
来所	<p><来所></p> <ul style="list-style-type: none"> ○支度をします。 ○自由遊びをします。 ○片付けをします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・場所に慣れてもらいます。 ・色々な遊びに慣れてもらいます。
集団活動	<p><集団活動></p> <p>☆以下の遊び等をします。</p> <p>①運動遊び 親子体操、健康体操、アンパンマン体操 など</p> <p>②感覚遊び ボール、片栗粉、絵の具、粘土 など</p> <p>☆集まって活動する 全員で見たり、聞いたりする。</p> <p>③親子遊び</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・母親に対して、子どもとの触れ合い方について知ってもらいます。 ・全身を使って遊びます。 ・いろいろな素材に触れて感触を楽しみます。 ・集中して指示する人のいうことを聞けるようになります。
終了	<p><終了></p> <ul style="list-style-type: none"> ○終わりの会 	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちを切り替えます。

(4) 外来訓練事業

① 事業の目的

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる幼児（2歳以上）に対して、相談部門（専門相談及び巡回指導）の見立て（児童支援利用計画等）に基づく専門的な訓練を行い、幼児の自立や社会への適応力を促します。

② 事業概要

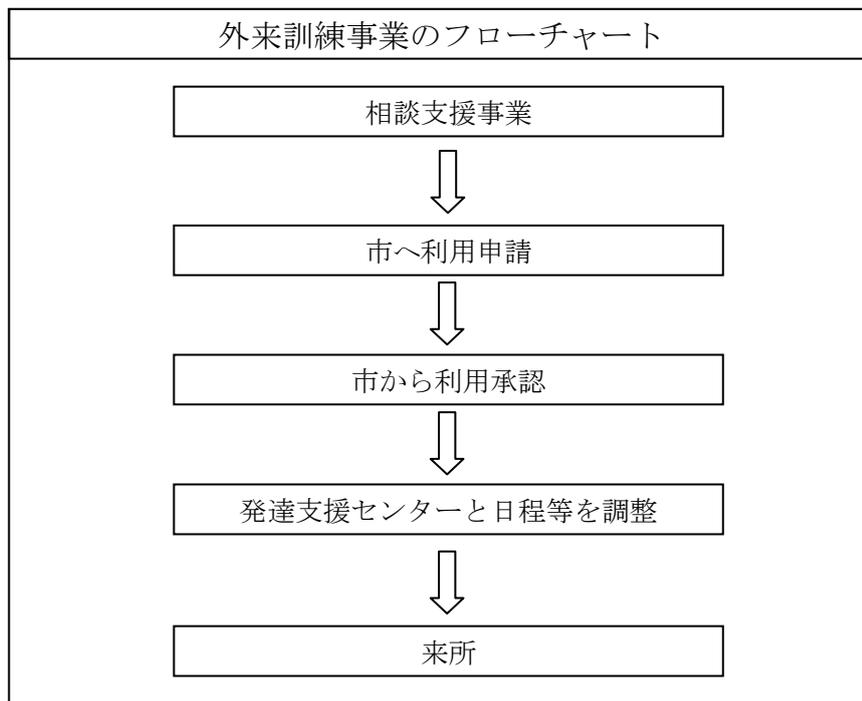
通常通園（児童発達支援事業）に通っていないが、保育施設及び幼稚園に籍を置く心身の発達において特別な配慮が必要と思われる幼児を対象に、相談部門（専門相談及び巡回指導）の見立て（児童支援利用計画等）に基づき、専門的な訓練を必要とする幼児に対して、必要な訓練を提供します（おおむね1時間程度）。

③ 事業の流れ

外来訓練事業では、幼児の名前、さくらシートの有無の確認、訓練を希望される日時の確認等を行います。調整した日時に対象幼児を発達支援センターへ連れて来ていただき、幼児にあった訓練を行います。実施する専門訓練は、言語聴覚療法（ST）、作業療法（OT）、理学療法（PT）、心理療法を行います。

外来訓練事業は、午前9時から午後5時まで実施します。

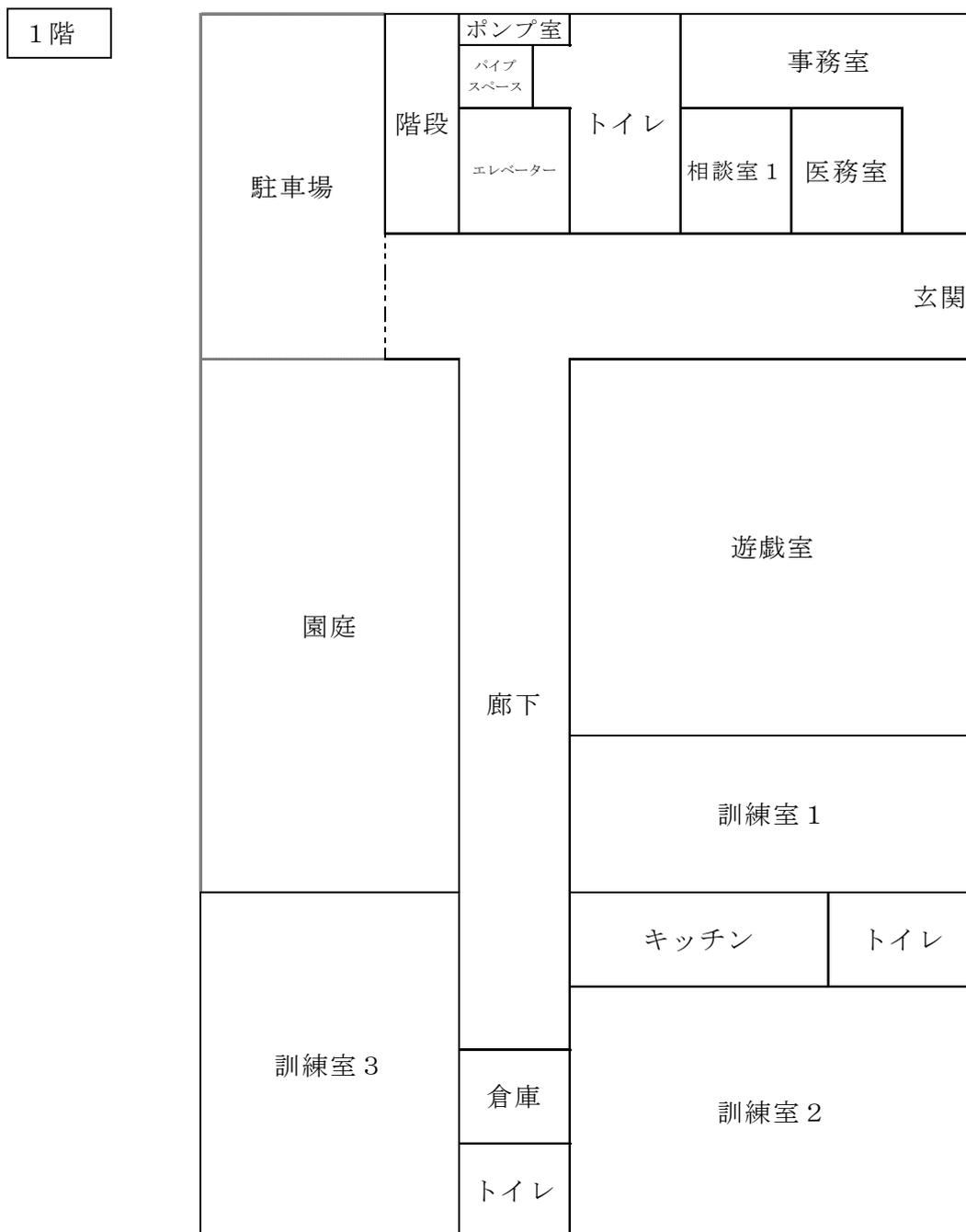
参考：外来訓練事業の流れは図9のとおり



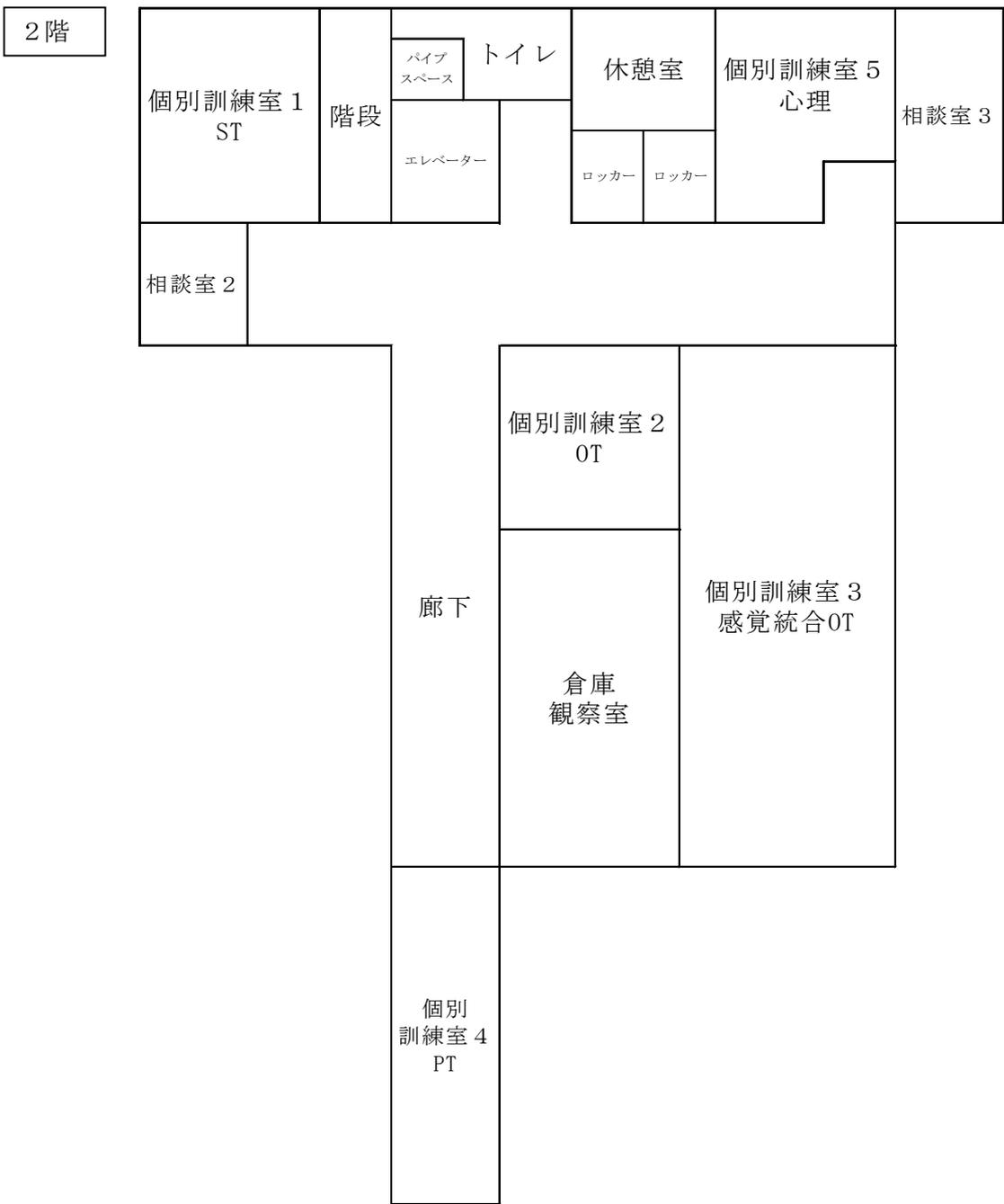
6 発達支援センターの施設と業務時間

(1) 施設の概要

施設は3階建てで、各階には以下のような部屋が配置されます。

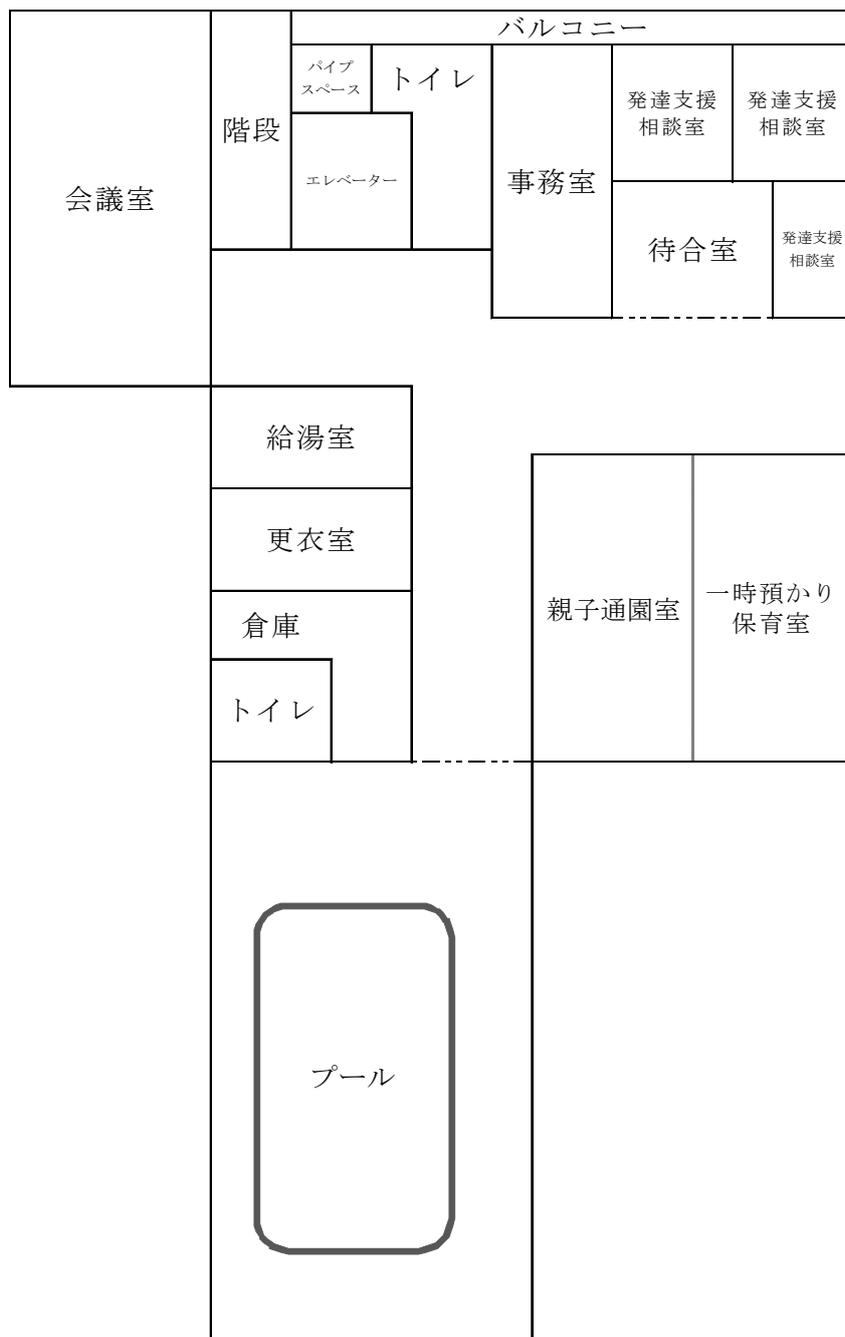


部屋の名称	利用する事業
訓練室1、2、3	通常通園（児童発達支援事業） 学齢児童対象事業（放課後等デイサービス事業）
相談室1	
遊戯室	



部屋の名称	利用する事業
個別訓練室 1 言語聴覚療法 (S T)	通常通園 (児童発達支援事業) 学齢児童対象事業 (放課後等デイサービス事業) 外来訓練事業
個別訓練室 2、3 作業療法 (O T)	
個別訓練室 4 理学療法 (P T)	
個別訓練室 5 心理療法	
相談室 2、3	通常通園 (児童発達支援事業) 学齢児童対象事業 (放課後等デイサービス事業)

3階



部屋の名称	利用する事業
発達支援相談室 1、2、3	相談支援事業（児童相談支援事業）
会議室	連携事業、地域支援事業
親子通園室	親子通園事業
一時預かり室	児童一時預かり事業

(2) 各事業の業務時間

発達支援センターで行う事業の業務時間は以下のとおりです。

- ① 相談支援事業
午前9時頃から午後7時頃まで（最終の予約は午後6時）
- ② 保育所等訪問支援事業
訪問する施設で児童が集団生活を営む時間内
- ③ 放課後等デイサービス事業
下校時間から午後6時まで
- ④ 通常通園（児童発達支援事業）
午前9時30分から午後2時まで
- ⑤ 児童一時預かり事業
午前9時から午後5時までの間の指定の時間
- ⑥ 親子通園事業
午前10時から正午まで
- ⑦ 外来訓練事業
午前9時から午後5時まで（最終の予約は午後4時）

7 発達支援センターの運営に対する取組

(1) 意見・要望等の把握

- ① 事業の目的
発達支援センターの利用者、保護者及び関係機関の意見・要望を把握することにより、発達支援センターのサービスの向上を図ります。
- ② 事業概要
 - ア) 発達支援センター利用者の意見・要望等（利用者アンケート）
 - イ) 保護者等からの意見・要望等（保護者等との面談）
 - ウ) 関係機関からの意見・要望等（ケース会議への参加）

(2) 児童発達支援センター運営協議会

- ① 事業の目的
発達支援センターを利用する保護者、市内の関係団体の代表、学識経験者、関係行政機関の職員からなる「運営協議会」を設置し、発達支援センターの適正な管理・運営を図ります。
- ② 議論するテーマ
 - ア) 発達支援センターの運営に関すること
 - イ) 発達支援センターの管理に関すること
 - ウ) 発達支援センターの事業執行に関すること
 - エ) その他発達支援センターの事業に関すること
- ③ 組織
 - ア) 発達支援センター利用者の保護者 3人以内
 - イ) 市内関係団体代表 4人以内

ウ) 学識経験者 2人以内

エ) 関係行政機関の職員 3人以内

参考：小金井市児童発達支援センター運営協議会規則（案）第1条から第3条まで

参考資料

- ・ 児童支援利用計画案
- ・ さくらシート（支援シート）の管理・活用
- ・ 小金井市の発達支援事業に係る基本理念
- ・ (仮称) 小金井市児童発達支援センターに係る基本的な計画
- ・ 小金井市児童発達支援センター条例
- ・ 小金井市児童発達支援センター条例施行規則（案）
- ・ 小金井市児童発達支援センター運営協議会規則（案）

児童支援利用計画案(例)

利用者氏名(児童氏名)	障害程度区分	相談支援事業者名					
障害福祉サービス受給者証番号		計画作成担当者					
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号						
計画案作成日	モニタリング期間(開始年月)	利用者同意署名欄					
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)							
総合的な援助の方針							
長期目標							
短期目標							
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							

児童支援利用計画案【週間計画表】(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名			
障害福祉サービス受給者証番号		通所受給者証番号		計画作成担当者			
地域相談支援受給者証番号		計画開始年月					
月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00							
8:00							
10:00							
12:00							
14:00							
16:00							週単位以外のサービス
18:00							
20:00							
22:00							
0:00							
2:00							
4:00							

サービス提供によって実現する生活の全体像

申請者の現状(基本情報)(例)

作成日		相談支援事業者名		計画作成担当者	
-----	--	----------	--	---------	--

1. 概要(支援経過・現状と課題等)

--

2. 利用者の状況

氏名		生年月日		年齢	
住所				電話番号	
	[持家・借家・グループ/ケアホーム・入所施設・医療機関・その他()]			FAX番号	
障害または疾患名		障害程度区分		性別	男・女
家族構成 ※年齢、職業、主たる介護者等を記入			社会関係図 ※本人と関わりを持つ機関・人物等(役割)		
生活歴 ※受診歴等含む				医療の状況 ※受診科目、頻度、主治医、疾患名、服薬状況等	
本人の主訴(意向・希望)			家族の主訴(意向・希望)		

3. 支援の状況

	名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度	備考
公的支援(障害福祉サービス、介護保険等)					
その他の支援					

申請者の現状(基本情報)【現在の生活】(例)

利用者氏名	障害程度区分		相談支援事業者名							主な日常生活上の活動		
	利用者氏名	障害程度区分	相談支援事業者名	計画作成担当者	月	火	水	木	金		土	日・祝
6:00												
8:00												
10:00												
12:00												
14:00												
16:00												
18:00												
20:00												
22:00												
0:00												
2:00												
4:00												
												通単位以外のサービス

さくらシート（支援シート）の管理・活用

1 目的

このさくらシートは、特別な配慮が必要な方等が、生涯にわたって、安全で安心した生活を送れるように、ライフステージを通じ健康や生活の様子を記録し、必要な時に必要な情報を役立てていただけるように、作成したものです。医療機関や保育園・幼稚園、学校など様々な関係機関を利用する際に、今までのことを何回も尋ねられて、困った経験をお持ちの方も多と思います。そんなときにこのさくらシートを見せて伝えることができると便利だと考えて作りました。お子さんの生育歴や今まで受けてきた支援の内容を関係機関の方々に伝えることで、お子さんが一貫した切れ目のない支援を受けられるようにするためのものです。

2 活用

このさくらシートは、基本的には、保護者や本人が持ちます。お子さんの支援の経過や内容を他の支援者に共通理解してもらうときに持参したり、また、そこで受けた支援内容を記入したりすることができるようにするためです。記入については、記入例を参考にしてください。初めからすべてのページに記入する必要はありませんし、すべての項目を埋める必要もありません。支援が行われていく中で、支援者が共通して理解しておくことが必要と思われる時に、保護者、本人又は支援者によって記入していきます。

3 さくらシートの構成

区分	No.	シート名	内 容	備考
共通・基本	1	フェイスシート	本人、保護者の基本情報、家族構成	
	2	既往歴 (病気などの記録)	感染症、予防接種、かかった時期、病状・合併症、入院を伴う大きな病気、ケガなどについて	
	3	医療情報・薬	常用薬、服用状況、配慮すること、飲んではいけない薬、かかりつけの薬局	
	4	医療情報	診断名、症状、医療機関名などについて	
	5	相談歴・検査の履歴	主に発達に関する相談・検査を行った機関名、実施日、内容、結果について	
乳幼児期	6	わたしの年表 (乳幼児期)	保育園、幼稚園、通所施設、病院、療育相談機関について 好きなこと、習いごとなどについて	※0歳～6歳児用のシートです。
	7	生い立ち	出産前、出産時の状況や発達の状況、定期健診の受診状況について	
	8	1歳6か月の姿	運動・感覚、意思疎通の方法、対人関係、行動特徴、基本的な生活習慣、1歳6か月健診の受診状況	

区分	No.	シート名	内 容	備考
乳幼児期	9	3歳の姿	運動・感覚、意思疎通の方法、対人関係、行動特徴、基本的な生活習慣、3歳児健診の受診状況	
	10	5歳の姿	運動・感覚、意思疎通の方法、対人関係、行動特徴、基本的な生活習慣	※参考シート(行動評価SDQチェックシート)あり
学齢期	11	わたしの年表(学齢期)	所属(学校、通所施設など)、病院、療育相談機関などについて好きなこと、習いごとなどについて	※6歳～18歳の方用のシートです。
	12	小・中学校()年生シート	担任、保護者・本人の希望、学校等について生活習慣、学習、友人関係、運動機能面等について	
	13	わたしの生活地図～()年生	よく行く場所、学校、放課後・余暇、友達・仲間、支援者、相談・緊急時避難場所等	※小・中・高校・大学・専門学校生共通のシートです。
高校・大学・他	11	わたしの年表(学齢期)	所属(学校、通所施設など)、病院、療育相談機関などについて好きなこと、習いごとなどについて	※6歳～18歳の方用のシートです。
	14	わたしの年表(青年期)	所属(学校、勤務先、通所施設など)、病院、相談機関などについて余暇活動、趣味などについて	※19歳～29歳の方用のシートです。
	15	高校・大学()年生、専門学校()年生シート	担任の氏名、保護者・本人の希望、教育相談、校外教育相談機関等生活習慣、学習、友人関係、運動機能面等	
	13	わたしの生活地図～()年生	よく行く場所、学校、放課後・余暇、友達・仲間、支援者、相談・緊急時避難場所等	※小・中・高校・大学・専門学校生共通のシートです。
成人期	14	わたしの年表(青年期)	所属(学校、勤務先、通所施設など)、病院、相談機関などについて余暇活動、趣味などについて	※19歳～29歳の方用のシートです。
	16	わたしの年表()歳代	所属(勤務先、通所施設など)、病院、相談機関などについて余暇活動、趣味などについて	※30歳代～60歳代の方、共通のシートです。
	17	わたしの年表(70歳～)	所属(通所施設など)、病院、相談機関などについて余暇活動、趣味などについて	※70歳以上の方、共通のシートです。
	18	成人期の生活状況	居住場所、主な移動手段、日常生活、本人の願いや目標、主な日中活動、余暇活動、趣味・特技等	
	19	成人期のアセスメントシート①	食生活、清潔保持、健康管理、作業能力、理解の仕方、時間、対人関係、交通手段、住まい、社会資源の活用等	
	20	成人期のアセスメントシート②	身体的側面、精神的側面(最近受けた知能検査、神経検査について)本人の特性等	
	21	成人期のアセスメントシート③	日常生活動作、知的な判断能力、コミュニケーション、移動する力、身辺管理の力等(一人暮らし想定記入シート)	
	22	就労の記録	就労先、住所、連絡先、雇用形態、報酬、移動手段、主な業務内容、業務遂行上の課題、支援・配慮事項等	
	23	職業訓練の記録	訓練先、住所、連絡先、指導者、居住場所、移動手段、本人の就労への願い、主な訓練内容、指導目標・課題等	
	24	わたしの生活地図～成人期	よく行く場所、通所施設、職場、余暇活動、友達・仲間、支援者、成年後見人、相談先・緊急時避難拠点等	
その他・選択	25	福祉情報	持っている手帳、福祉サービス受給者証、診断の内容、医療補助、受給している手当、福祉サービス利用状況	※主に身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用するシートです。
	26	特別な医療や処置	点滴の管理、中心静脈栄養、透析、ストーマの処置等 使用している医療・処置の機器 安全な処置や対応のための留意事項	
	27	感覚に関する情報	まひの有無、視覚、聴覚、触覚、臭覚、味覚、補装具・日常生活用具等について	
	28	移動・運動に関する情報	姿勢保持、姿勢変換、上肢の動き、下肢の動き、移動、使用している補助的機器等について	

区分	No.	シート名	内 容	備考
その他・選択	29	食事介助について	摂食介助、食事療法、とろみ、嚥下（えんげ）障害、そしゃく、補食等について	
	30	アレルギー疾患用	食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、気管支ぜん息について	
	31	医療機関での検査の履歴	検査の名称、機関名、実施日、結果について	※主に医療機関で行った検査（発達に関する検査を除く。）について、記入するシートです。
	32	サポートシート	行事名、かかわり方と留意点、性格・特徴、社会性・コミュニケーション、好きなこと、嫌いなこと等について	※学校行事への参加等、保護者が本人に関われない場面で、サポートしていただく方を知っておいてほしいことについて記入するシートです。

4 本人・保護者の方へ

このさくらシートは、本人・保護者の同意を得た上で、各関係機関が写しを保管させていただく場合もあります。さくらシートの内容は、大変重要な個人情報ですので、大切に扱ってください。お子さんの成長過程では、いろいろな問題にぶつかるかもしれませんが、このさくらシートを使って、一人で抱え込まずに相談ができるとよいと思います。

5 園・学校、関係機関の方へ

このさくらシートは、記入や保管は保護者・本人が行うことが原則ですが、内容によっては関係する方々のアドバイスが必要となる場合もあるかと思えます。その際には、可能な範囲でアドバイスしていただきますようお願いいたします。

6 その他

このさくらシートの用紙は、市自立生活支援課のホームページからダウンロードできます。必要な用紙をダウンロードして、ファイルに継ぎ足してください。紙ベースで保管する際は、シートにインデックスなどで見出しをつけておくと便利です。また、ダウンロードしたシートに直接入力することも可能です。

【配布・問合せ先】

〒184-8504

小金井市本町6-6-3

小金井市福祉保健部 自立生活支援課 相談支援係

電 話 （042）387-9841

F A X （042）384-2524

小金井市の発達支援事業に係る基本理念

小金井市の発達支援事業を構築していく上で、次に示す5つの基本理念を掲げます。

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる乳幼児の早期発見・早期支援から、生涯にわたる支援を行うため、本人や家族の視点に立ち、また、地域における支援及び連携の核となる発達支援事業を展開します。

ライフステージに応じた発達支援事業とするため、現在各課で実施している事業について見直しを行い、事業の統合又は連携を図り、継続的、専門的な支援を行うとともに、関連する施設との連携を強化します。

新たに整備する（仮称）小金井市児童発達支援センター（以下「発達支援センター」という。）で行う事業は、通園部門では未就学児を対象とし、相談部門では原則として18歳未満の方を対象とし、発達支援センター及び設備を利用した発達支援部門ではおおむね小学校6年生までを対象とします。

発達支援事業の実施においては、母子保健事業への関わりも重要であることから、保健センター内にも別途相談窓口等を設置します。また、中学生以上の発達支援事業の訓練等の支援については、発達支援センター以外での継続的な支援の実施についても検討を行い、支援体制の整備を図ります。なお、相談事業における18歳以上の方の利用については、発達支援センター以外で継続的な支援を実施します。

市内には東京学芸大学があり、発達支援について専門的な研究・教育を行っている研究者が多くおられます。また、大学には地域連携推進部門があり、積極的に社会貢献活動への取組を行っています。市では、こうした地域特性を活用し、地域全体で発達支援へ取り組むために、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる方々への理解や支援に関わる人材の育成、関係機関への支援などにおいて、東京学芸大学と連携協力を図りながら、地域支援基盤を整備し、事業の充実を図ります。

(仮称) 小金井市児童発達支援センターに係る基本的な計画

市では、基本理念に基づき、関係機関が連携しながら途切れのない支援を行える仕組みを作り、相談・地域支援、訓練・指導、通園事業を総合的かつ継続的に提供できる機能を持った(仮称) 小金井市児童発達支援センター(以下「発達支援センター」という。)を開設するため、次のとおり基本的な計画を策定します。

1 基本方針

(1) 誰もが利用しやすい発達支援センター

発達支援センターは、敷居を低く、間口を広くし、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子どものことだけではなく、子育てに当たって心配がある保護者等も気軽に利用でき、利用者の視点に立った利用しやすい発達支援センターであることが必要です。そのため、発達支援センターを頼ってこられる多様な人に何らかの対応ができるよう、様々な専門職による相談や幅広い支援が可能となるよう、柔軟な体制を作ります。

(2) 相談から療育までの一貫した支援のできる発達支援センター

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子どもへの関心の高まりから、年々増加する相談に適切に対応し、必要な療育につなげるため、発達支援に関する専門相談を設けます。併せて、専門的立場から、療育の必要性の判断や療育方針を定める診断・評価を行い、一人ひとりに応じた支援プログラムを作成する仕組みを構築し、「相談から療育に至る一貫した支援体制」を整備します。支援に当たっては、本人だけでなく、保護者やきょうだいなどの家庭も視野に入れ支援します。

(3) 各種機関の連携の核となる発達支援センター

福祉分野、母子保健分野、医療分野、子育て支援、教育分野等の関係機関が効率よく連携し、切れ目のない適切な支援を実施するために、それぞれの機関の核となる機能を持った発達支援センターの構築を図ります。

(4) 早期に発見し、支援につなげる機能を持った発達支援センター

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる状態を早期に見つけ、必要な支援に結び付けることは本人にとってはもちろん、保護者等にとっても非常に大切です。早期から支援することで、不登校や引きこもり、社会生活への不適應等を防ぐことにもつながるため、こうした早期対応のための保護者等への働きかけを積極的に実施します。

(5) 利用者等の意見を反映させた発達支援センター

発達支援事業について、利用者等の意見・要望を反映させるとともに、発達支援センターの適切な運営について協議することを目的として「(仮称) 施設運営協議会」を設置し、事業計画や事業内容の評価・検証等を行います。

(6) 発達支援事業の広報周知、理解啓発を行う発達支援センター

発達支援事業への理解啓発を行うため、パンフレットの作成や保護者、地域住民を対象とした講演会や関係機関職員の研修等の開催を積極的に行います。

2 事業内容

(1) 相談部門

① 相談事業 (障がい児相談支援事業)

ア 一般相談 (18歳未満)

保護者等の多くは、子どもの成長に伴う発達に係る心配又は子育てを行う上で不安等を抱えています。子どもに係る心配や不安に対して安心して子育てできるように、多様な相談に対応する一般相談の実施が必要です。一般相談では、子どもの相談だけでなく、保護者自身の悩み等も含めた相談体制を構築し、支援シート (支援ファイル) の作成を行います。

イ 専門相談 (18歳未満)

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子ども又は一般相談において経過観察が必要と判断された子どもの専門相談 (言語、身体、心理及び発達に係る相談) をその子ども等に適した専門家が実施します。

専門相談では、発達検査を行い、状態について支援シート (支援ファイル)、専門訓練等の計画の作成を行い、発達支援部門において継続的な支援を実施します。また、状況に応じて、発達支援センター以外で子どもに適切な関連施設の紹介及び調整をするとともに、継続的な相談支援を実施します。

○言語に係る相談

「発語が気になる」、「うまく発音ができない」など、言葉に関する相談や保護者等へのアドバイスを行います。

○身体に係る相談

「動きが気になる」、「うまく歩けず、よく転ぶ」などの問題等に対して子ども及び保護者等へアドバイスを行います。

○心理に係る相談

子どもの状況に応じて、心理面のケアを行います。また、保護者等へのカウンセリングも行い、子育てに係る相談等にも対応をします。

○発達に係る相談

1歳6か月児健診又は3歳児健診を通じて、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子どもに対して、発達検査などを行い、状態を観察した上で、必要な施設又は訓練等の紹介や調整を行います。

○保護者等への助言

療育を行う上で一番重要なことは、家庭にいるときの本人と保護者やきょうだいなどとの関わり方のため、家庭でできる療育方法等の指導及び助言を行います。

② 連携事業

ア 関係機関との連携

保健センター、病院等療育施設、小学校等の関係機関と連携をとり、一般及び専門相談から紹介等ができるように調整をします。また、紹介等を行った後も関係機関と情報交換等を行っていきます。

イ 就学相談

就学相談との連携では、紹介、調整、助言、情報交換等を行います。

ウ 連絡会の開催

関係機関との連絡会を行います。

③ 地域支援事業（保育所等訪問支援事業）

ア 保育施設等職員研修

関係職員へのスキルアップのための研修及び各種講座を開催します。

イ 啓発活動

発達支援に関する相談窓口のパンフレットを作成し、発達支援に係る事業の紹介を行います。パンフレットは、子育てに悩んだり、不安を感じたりする保護者等が、必要な情報を得ることができるよう調整します。

また、保護者、地域市民等を対象とした講演会等を開催し、地域での理解を深めます。

ウ 巡回指導等

保護者の要望を受けて、保育施設、小学校等の巡回指導を行い、子どもとの関わり方等の指導及び助言を行います。また、現場職員等の要望があった際にも、巡回指導を行います。

(2) 発達支援部門（放課後等デイサービス）

① 学齢児童対象事業（おおむね小学校6年生まで）

学校通学中の障がい児に対して、放課後等の時間を利用した生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。さらに、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

ア 自立した日常生活を営むために必要な訓練

イ 創作的活動、作業活動が行えるようにするための訓練

ウ 地域交流の機会の提供

(3) 通園部門（児童発達支援事業）

① 通常通園

ア 個別及び集団訓練（2歳以上の未就学児）

相談部門（専門相談）の見立てに基づき、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子どもなどに対し、設定した個別や集団による日常生活に必要な機能訓練や生活指導を実施します。

なお、ピノキオ幼稚園で実施していた事業内容等については、継続的に実施します。

② 障がい児一時預かり事業

ア 障がい児の緊急一時預かり（未就学児）

保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、葬祭等社会的にやむを得ない理由により、緊急かつ一時的に家庭における育児が困難となるため、保育を必要とする生後3か月以上の特別な支援が必要な子どもを対象とした一時預かりを実施します。

③ 親子通園事業

ア 親子通園（未就学児）

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子ども及び保護者を対象とした、小グループ（年齢区分）による、相談部門（専門相談）の見立てに基づき設定したプログラム（遊び）を通して、子どもへの関わり方、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる方々への理解・受容の働きかけを行います。

④ 外来訓練事業

ア 外来訓練（2歳以上の未就学児）

保育施設及び幼稚園に籍を置く心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子どもなどを対象とした、相談部門（専門相談及び巡回指導）の見立て（支援シート（支援ファイル））に基づく専門的な訓練を実施します。

3 利用者等の意見の反映

発達支援センターの適切な事業運営を維持・向上させていくために（仮称）施設運営協議会を設置し、利用者の意見だけでなく、現場で働く職員や学識経験者の意見等についても取り入れ、発達支援センターの更なる充実・発展に努めていきます。

◆（仮称）施設運営協議会メンバー（案）

- ・学識経験者（東京学芸大学等）
- ・関係団体（民間保育園長・幼稚園長、社会福祉法人、NPO団体等）
- ・発達支援センター利用者（保護者等）
- ・関係行政機関（特別支援学校、公立小学校長等）

◆（仮称）発達支援運営委員会

◆（仮称）実務担当者検討委員会

4 職員構成

発達支援事業を実施するためには、以下のように様々な職種の資格を持った職員の配置を検討する必要があり、今後の実施計画及び事業開設後の運営の中で検討していきます。

- 発達支援センター長
- 指導員
- 保健師
- 看護師
- 社会福祉士
- 臨床心理士
- 言語聴覚士
- 理学療法士
- 作業療法士
- 栄養士
- 嘱託医（小児神経科医、児童精神科医、小児科医等）

図1 事業体系

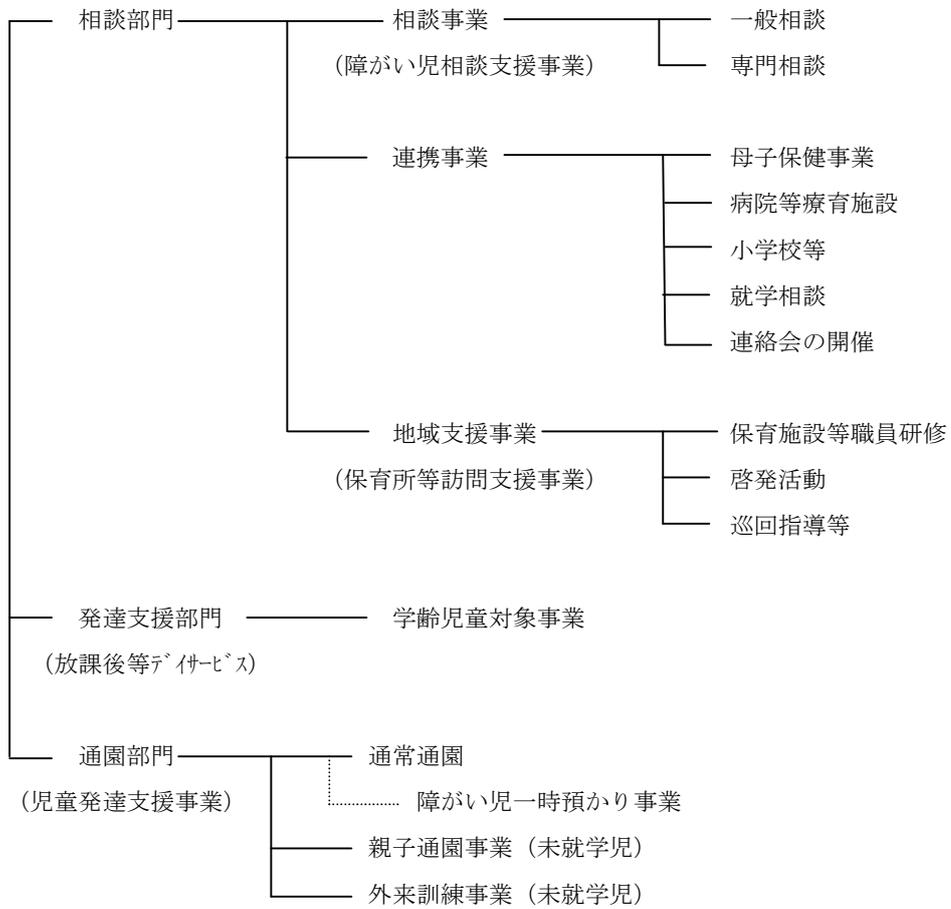
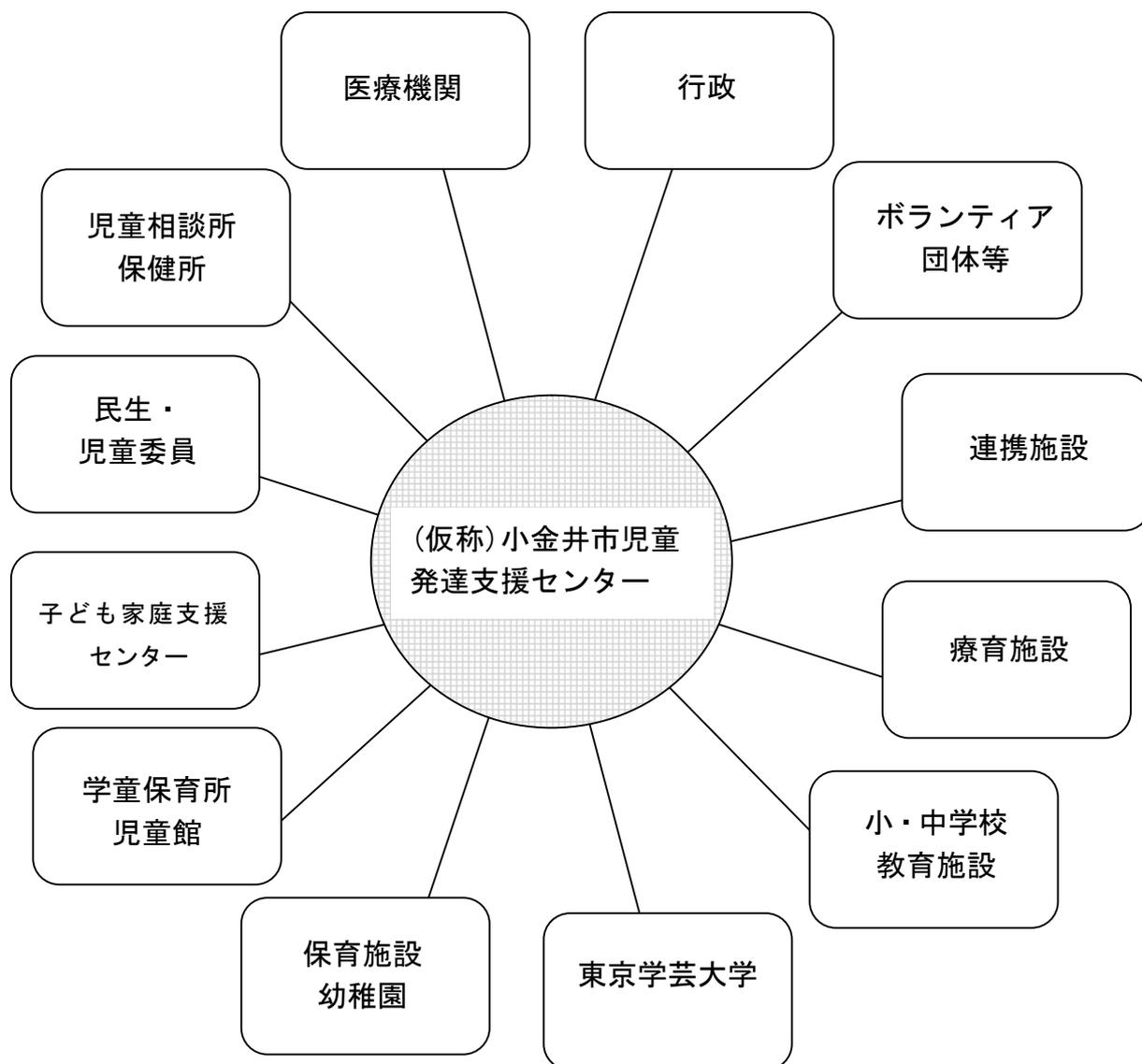


図2 発達支援事業関係図



○連携施設とは…障害者福祉センター、障害者就労支援センター、事業者等

○行政とは…庁内関係各課（健康課等）、警察機関等

○教育施設とは…教育相談所、都立特別支援学校、都立高校、私立小中高等学校等

小金井市児童発達支援センター条例

(設置)

第1条 心身の発達において特別な配慮が必要な児童及びその家族に対し、必要な相談、指導及び訓練等を実施することにより、当該児童の健やかな成長を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小金井市児童発達支援センター

位置 小金井市梶野町一丁目2番3号

(用語)

第3条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童であって心身の発達において特別な配慮が必要な者で、原則として市内に住所を有するものとする。
- (2) 相談支援に関する事業 法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援に関する事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する基本相談支援に関する事業及び同項に規定する計画相談支援に関する事業その他児童の発達の相談に関する事業をいう。

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童発達支援に関する事業
- (2) 放課後等デイサービスに関する事業
- (3) 保育所等訪問支援に関する事業
- (4) 外来訓練に関する事業
- (5) 相談支援に関する事業
- (6) 児童の発達についての知識の普及及び啓発に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、療育において市長が必要と認める事業

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

（利用時間）

第6条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（利用者）

第7条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第4条第1号に規定する事業 小学校就学の始期に達するまでの児童で、その保護者が障害児通所給付費の支給決定を受けたもの
- (2) 第4条第2号に規定する事業 小学校修了前の児童で、その保護者が障害児通所給付費の支給決定を受けたもの
- (3) 第4条第3号に規定する事業 18歳未満の児童で、その保護者が障害児通所給付費の支給決定を受けたもの
- (4) 第4条第4号に規定する事業 小学校就学の始期に達するまでの児童
- (5) 第4条第5号及び第7号に規定する事業 18歳未満の児童及びその保護者

（利用手続）

第8条 第4条に規定する事業（同条第6号に規定する事業を除く。）を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター又は事業の利用の承認をしないことができる。

- (1) 第4条第1号又は第2号に規定する事業が利用定員に達しているとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 事業を利用しようとする者が感染性の疾患を有するとき。
- (4) 第1条に規定する目的を達成するに不相当と認めるとき。
- (5) センターの管理上支障があるとき。

（利用承認の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認を取り消すことができる。

- (1) 前条第2項第2号又は第3号に該当することとなったとき。
- (2) 災害等により施設が利用できなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(利用者負担)

第10条 第4条第1号から第3号までに規定する事業を利用する者は、法第21条の5の3第2項第2号の規定により定められた額について、規則で定める負担上限月額範囲内において、これを負担しなければならない。

2 市長は、前項に規定するもののほか、食事の提供に要する費用その他利用者に負担させることが適当と認められるものについては、規則で定めるところにより、当該利用者から徴収することができる。

(使用料)

第11条 第4条第4号に規定する事業を利用する者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。

名称	利用回数	使用料
外来訓練に関する事業	1回当たり	児童1人当たり 1,000円

(使用料の減額及び免除)

第12条 市長は、特別の理由があると認めたときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(児童発達支援センター運営協議会の設置)

第13条 市長は、センターの運営に関する事項を審議する機関として、小金井市児童発達支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に、会長、副会長及び委員を置く。

3 協議会の運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(損害賠償)

第14条 センターの建物及び設備に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(小金井市幼児通所訓練施設条例の廃止)

2 小金井市幼児通所訓練施設条例（昭和51年条例第20号）は、廃止する。

（小金井市幼児通所訓練施設条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の小金井市幼児通所訓練施設条例の規定により小金井市立ピノキオ幼稚園を利用していた者は、この条例の規定によりセンターを利用する者とみなす。

（準備行為）

4 第4条第1号から第3号まで及び第5号に規定する事業の利用の申請その他事業の実施のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（特別職の給与に関する条例の一部改正）

5 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

障害程度区分判定 審査会	会長	日額	27,000円
	委員長	日額	27,000円
	委員	日額	25,000円

」

を

「

障害程度区分判定 審査会	会長	日額	27,000円
	委員長	日額	27,000円
	委員	日額	25,000円
児童発達支援セン ター運営協議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

に改める。

小金井市児童発達支援センター条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小金井市児童発達支援センター条例（平成25年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設の機能）

第2条 小金井市児童発達支援センター（以下「センター」という。）は、関係機関と連携を図りながら、条例第4条に規定する事業を実施するものとする。

（定員）

第3条 条例第4条第1号及び第2号に掲げる事業の利用定員については、次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援に関する事業 21人
- (2) 放課後等デイサービスに関する事業 10人

（利用手続）

第4条 条例第8条の規定により事業を利用しようとする者は、小金井市児童発達支援センター利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用の承認等）

第5条 市長は、前条の規定による申請に対し、利用を承認又は不承認する決定をしたときは、小金井市児童発達支援センター利用承認・不承認通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（利用承認の取消し等）

第6条 市長は、条例第9条の規定により利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認を取り消す決定をしたときは、小金井市児童発達支援センター利用取消し等通知書（様式第3号）により利用者に通知しなければならない。

（利用者負担）

第7条 条例第10条第1項に規定する負担上限月額については、別表第1の左欄に掲げる階層区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 条例第10条第2項に規定する食事の提供に要する費用として児童発達支援に関する事業の利用者が食事の提供サービスを利用したときの負担額については、別表第2の左欄に掲げる階層区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(使用料の減額及び免除)

第8条 条例第12条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市長にその理由を記載した小金井市児童発達支援センター使用料減額・免除申請書(様式第4号)を提出し、その承認を受けなければならない。

2 条例第12条の規定による使用料の減額又は免除の基準は、児童が次の各号に掲げる世帯に属する場合において、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する現に保護を受けている世帯 免除
- (2) 前年度分の市町村民税又は特別区民税が非課税である世帯 免除
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯 免除
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に市長が必要と認める世帯 免除又は100分の50減額

3 市長は、前項の規定によりセンターの使用料の減額又は免除を承認又は不承認する決定をしたときは、速やかに小金井市児童発達支援センター使用料減額・免除(承認・不承認)決定通知書(様式第5号)により申請者にその旨を通知しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(定員に係る経過措置)

2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間の児童発達支援に関する事業の利用定員については、第3条第1号の規定にかかわらず、15人とする。

別表第 1（第 7 条関係）

階層区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 2 8 万円未満)	4, 600 円
一般 2	上記以外	37, 200 円

別表第 2（第 7 条関係）

階層区分	世帯の収入状況	食事の提供に要する費用に係る負担額 (1 食当たり)
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 2 8 万円未満)	230 円
一般 2	上記以外	650 円

様式・・・省略

小金井市児童発達支援センター運営協議会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小金井市児童発達支援センター条例（平成25年条例第 号）第13条の規定に基づき、小金井市児童発達支援センター（以下「センター」という。）の利用者及び関係者の意見を反映して適正な管理及び運営を図るため設置する小金井市児童発達支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌し課題解決等に向けた方策の提案並びに実施事業の執行状況の検証及び評価（以下この条において「提案等」という。）を行う。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) センターの管理に関すること
- (3) センターの事業執行に関すること。
- (4) その他センターの事業に関すること。

2 協議会は、提案等の結果を速やかに市長に報告するものとする。

（組織）

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) センター利用者の保護者 3人以内
- (2) 市内関係団体代表 4人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 関係行政機関の職員 3人以内

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上の者の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第8条 協議会は、公開とする。ただし、公開することが協議会の公正な運営に支障があると認められるときは、出席委員の過半数の議決により、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この規則の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

小金井市児童発達支援センター事業詳細計画

発行日／平成25年3月

発行／小金井市福祉保健部障害福祉課
子ども家庭部保育課

〒184-8504 東京都小金井市本町6-6-3

TEL：042-383-1111（代表）

